―第２編　地震・津波対策編―

第１章　総論

本編は、第１編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、地震や津波による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、災害時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

なお、本編は、平成２３年３月に発生した東日本大震災において、東北地方だけでなく本市においても津波による被害が出たこと等を鑑み、津波対策の充実を期するため、平成２５年度修正において従来の震災対策編を改称したものである。

第１節　地震・津波対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

１　減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

２　東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

３　あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。

第２節　想定地震と被害想定

１　想定地震

千葉県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（１９２３年関東大震災）や元禄地震（１７０３年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（１９８７年）や東北地方太平洋沖地震（２０１１年）でも広域に被害が発生している。

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会の公表によると、大正関東地震（Ｍ７．９）や元禄地震（Ｍ８．２）等の相模トラフ沿いで発生したマグニチュード８クラスの地震の発生間隔は１８０～５９０年程度であることから、今後３０年以内の発生確率は低いとされている。しかしながら、南関東地域で今後３０年以内に相模トラフ沿いのプレートの沈み込みに伴うマグニチュード７程度の地震が発生する確率は７０％程度とされており、本市に大きな被害をもたらす地震発生の蓋然性は高い状況にある。（発生確率の算定基準日はいずれも令和４年１月１日。）

また、県では、近い将来（今後１００年程度以内）本県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード７クラスの４つの地震を想定し、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験及び最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施している。

No.	想定地震名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	震源の深さ※	地震のタイプ	調査年度
１	千葉県北西部直下地震	７．３	約５０ｋｍ	プレート内部	平成２６・２７年度
２	東京湾北部地震	７．３	約２８ｋｍ	プレート境界	平成１９年度
３	千葉県東方沖地震	６．８	約４３ｋｍ	プレート内部	
４	三浦半島断層群による地震	６．９	約１４ｋｍ	活断層	

※震源の深さ：震源域[注4]における破壊開始点[注5]の深さ

【想定ケース】

No.	季節：時刻	設定ケースの説明
１	冬５時	大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者数が最も多くなるケース。阪神・淡路大震災の発生時刻
２	冬１８時	火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
３	夏１２時	大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース。関東大震災の発生時刻

２　主な被害想定結果

県が想定する４つの地震における本市の主な被害想定結果をみると、とりわけ本市への影響が大

[注4] 震源域　地震によって岩盤のずれが生じた範囲のこと。

[注5] 破壊開始点　断層の破壊が最初に始まった地点のこと。

きい地震は、千葉県東方沖地震及び千葉県北西部直下地震であり、死者・負傷者は３０人を超え、全壊建物は２０棟を超えるという被害結果が出ている。

震度別面積率をみると、千葉県東方沖地震で市面積の８５％が震度５強にみまわれ、千葉県北西部直下地震では市面積の約９１％が震度５強にみまわれる可能性があり、県が想定する４つの地震のうち、上記２つの地震による被害が大きいと予想される。

【匝瑳市における主な被害想定結果】

		東京湾 北部地震	千葉県 東方沖地震	三浦半島断層群 による地震	千葉県北西部 直下地震
想定季節等		冬季１８時			
想定風速（m/ｓ）		９	９	９	８
震度別面積率（％）	５弱以下	７４	１５	１００	０．４
	５強	２６	８５	０	９１．２
	６弱	０	０	０	８．３
	６強	０	０	０	０
原因別建物全壊棟数（棟）	揺れ	０	０	０	１０
	液状化	１３	１２	０	１０
	急傾斜地崩壊	５	９	０	０
	計	１９	２１	０	２０
火災出火件数（件）		０	０	０	０
死者（人）		０	１	０	０
負傷者（人）		１３	３１	１	５０
避難者（１日後）（人）		２６２	５４９	２	１３０
帰宅困難者（１２時）（人）		５，３０６	５，３０６	８８９	３，３００
災害時要援護者死者数(人)		０	０	０	－
自力脱出困難者（人）		０	０	０	０
ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ閉じ込め人数（人）		－	－	－	１０
震災廃棄物（万ｔ）		０	０	０	０

※　合計は、四捨五入の関係で合わない場合がある。

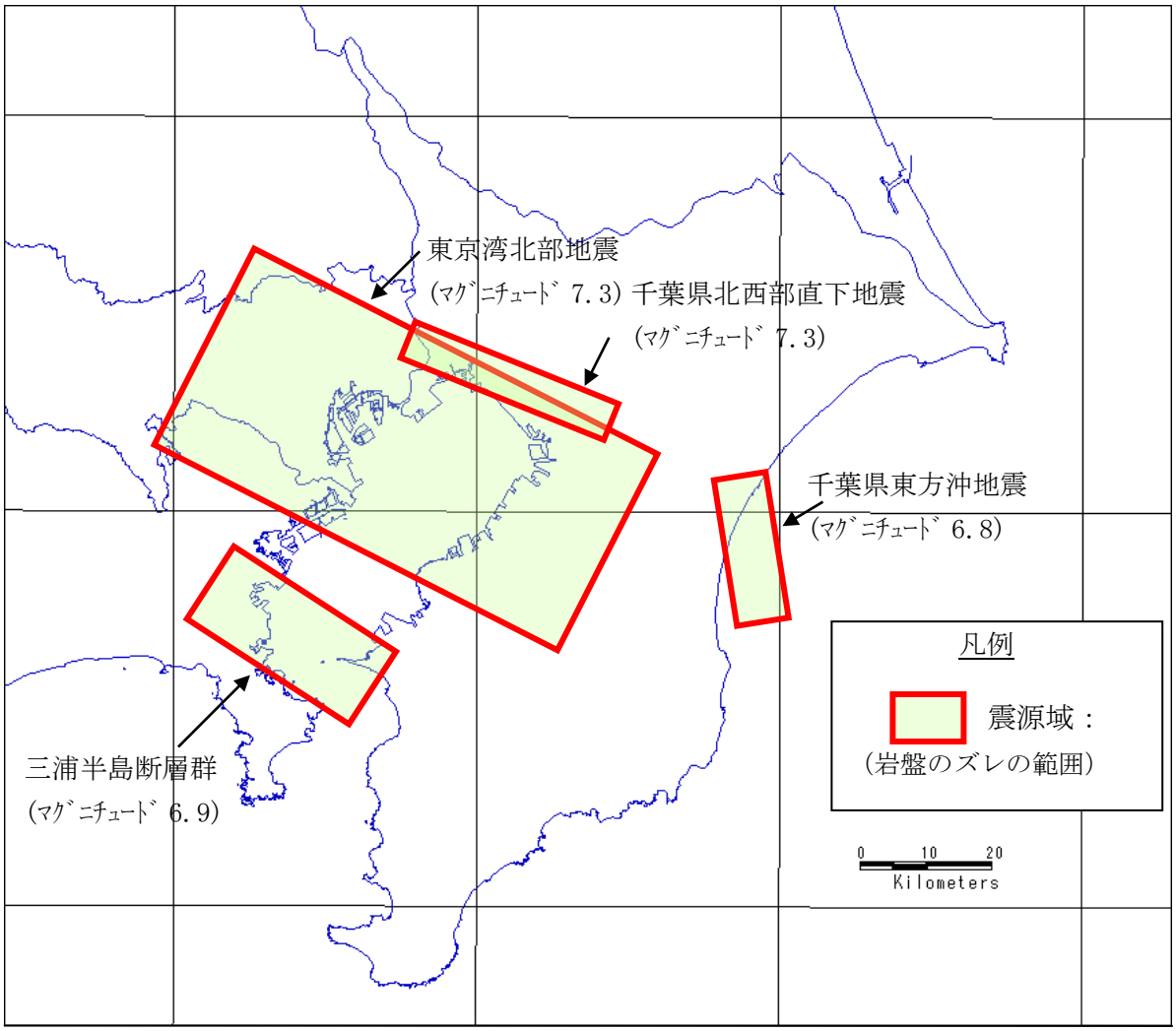
東京湾北部地震
(ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ 7.3)
千葉県北西部直下地震
(ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ 7.3)
千葉県東方沖地震
(ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ 6.8)
三浦半島断層群
(ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ 6.9)
凡例
震源域：
(岩盤のズレの範囲)
0 10 20
Kilometers

３　首都直下地震について

首都直下地震とは、南関東地域を中心とした首都及びその周辺地域を震源とする地震のことをいう。平成２５年１２月に中央防災会議がまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について」によると、過去の地震の履歴から、相模トラフ沿いで発生した大規模な地震である元禄地震（１７０３年）及び大正関東地震（１９２３年）の発生前にはマグニチュード７クラスの首都直下地震が複数回発生していることが分かる。

また、元禄地震から大正関東地震までの２２０年間を見ると、元禄地震の後７０～８０年間は比較的静穏であったが、その後の約１５０年の間に、安政江戸地震（１８５５年）及び明治東京地震（１８９４年）等の首都直下地震が複数回発生する等、比較的活発な時期を経て大正関東地震が発生している。

これらのことを踏まえると、大正関東地震から現在までの約１００年間の地震活動は比較的静穏に経過しているため、今後、次のマグニチュード８クラスの地震が発生するまでの間に、マグニチュード７クラスの地震が複数回発生することが想定される。

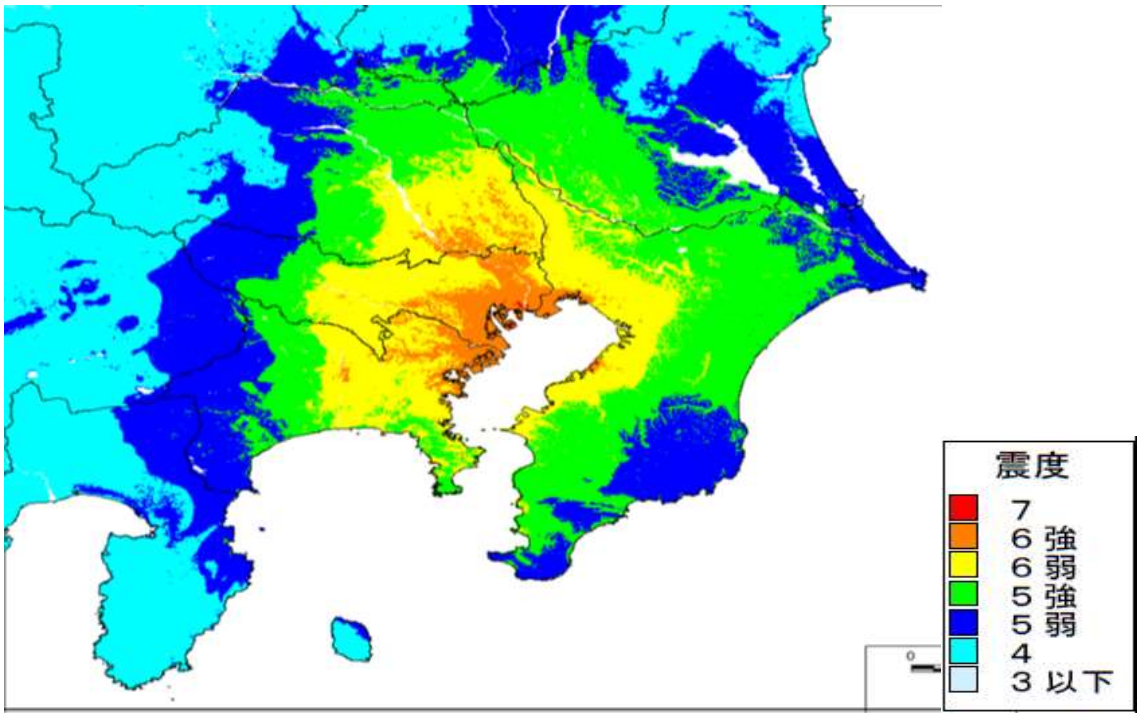

平成２５年１２月中央防災会議　首都直下地震対策検討ワーキンググループ

【都心南部直下地震（プレート内）Ｍｗ７．３】

第３節　想定津波と被害想定

本市は、太平洋に面しており津波発生による被害を見過ごすことのできない地理的環境にある。

平成２３年３月の東北地方太平洋沖地震（Ｍ９．０）では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生した。県内においても、旭市飯岡地区で痕跡から推定される最大津波高７．６ｍ、九十九里地域（銚子市からいすみ市まで）で２３．７ｋ㎡が浸水し、多くの家屋が流され１４人が亡くなっている。

なお、本市における津波被害状況については、次のとおりである。

【東北地方太平洋沖地震における匝瑳市の津波被害状況】

津波高	最大４．１ｍ （約４ｍ）	（痕跡の最大標高） 千葉県調査による数値 朝日新聞（平成２４年３月１４日掲載から）
浸水面積	１．１４ｋ㎡	千葉県調査による数値
	２，１３１，８５９㎡ （約２ｋ㎡）	国土交通省 被災現況調査による数値
床上、床下浸水	４４棟	

１　元禄地震を想定した津波

千葉県が平成１９年度及び平成２６・２７年度に公表した「千葉県地震被害想定調査結果報告書」による津波被害予測では、地震被害で想定している４つの地震（東京湾北部地震・千葉県東方沖地震・三浦半島断層群による地震・千葉県北西部直下地震）においては、津波が顕著に発生しないことが予測されている。

そのため、本市においては、過去、本県に甚大な津波被害をもたらしたとされる元禄地震（１７０３年）及び延宝地震（１６７７年）をモデルに、県がシミュレーションを行い作成した「元禄地震を想定した津波浸水予測図」を採用し、想定津波とする。

なお、当該想定によると本市では、新川河口付近で約７．８ｍの津波高が想定され、海岸付近は５ｍ以上の津波が予想されている。

２　主な被害想定

本市が平成２４年度に実施した「防災アセスメント調査報告書」に基づく津波被害予測結果をみると、津波による被害予測は、全壊５８０棟、半壊１，５０４棟と約２，０００棟以上もの被害予測が出されている。また、人的被害においても３００人以上の死者数が予測され、交通機能（市道）も海岸地域を中心に失われる等、甚大な被害が予測されている。

【津波による建物被害予測】

被害区分	浸水深（H）			
	木造		非木造	
全壊	２．０ｍ≦Ｈ	５８０棟	－	－
半壊	１．０ｍ≦Ｈ＜２．０ｍ	１，５０４棟	－	－
床上浸水	０．５ｍ≦Ｈ＜１ｍ	８２４棟	０．５ｍ≦Ｈ	３４６棟
床下浸水	Ｈ＜０．５ｍ	８４０棟	Ｈ＜０．５ｍ	１３３棟

【津波による人的被害予測】

死者数	３０５人
重傷者数	４５人
中等傷者数	１１０人
負傷者数	１５６人

【津波による道路被害予測】

道路総延長（m）	９１７，０４９
被害延長（m）	９６，５５０
被害率（%）	１０

3　房総半島東方沖日本海溝沿い地震を想定した津波

東北地方太平洋沖地震は、岩手県北部から茨城県南部までの日本海溝沿いを震源域とし発生した地震である。しかしながら、当該震源域の南側に隣接する千葉県東方沖の日本海溝沿いは今回割れ残ったとされていることから、県では、この領域を対象とした「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」（Ｍ８．２）を想定し、その津波による被害量も算出している。

なお、当該想定における本市の最大津波高は３．５ｍで、死傷者数は０人と予測されているが、半壊約１０棟の建物被害が予測されている。

4　その他

被害想定は、あくまで想定した地震（必ず発生する地震ではない）やそれらに伴う津波が発生すると、どのような被害が発生するのかを確率、統計及び過去のデータから推定した結果の１つであること、自然は大きな不確実性を伴うことに留意する必要がある。

第２章　災害予防計画

第１節　防災意識の向上（総務部、学校教育部、匝瑳市横芝光町消防組合）

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を守るためには、防災関係機関による防災対策の推進とあわせて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身に付けることが最も重要なことである。

このため、市は、防災関係機関と協力しながら、防災教育の推進に努めるとともに、被害想定等の実施を推進し、また、災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等を基に、可能な限り多様な広報媒体を用いて防災及び減災思想の普及及び啓発活動を行い、市民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織及び各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これらの組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

１　防災教育

市は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的及び基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の下に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関等においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身に付ける等、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

２　過去の災害教訓の伝承

県及び市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

３　防災広報の充実

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身に付ける等、自助・共助の取組を強化するため、県、市をはじめとする様々な防災関係機関が、多様な広報媒体や専門家の知見を活用し防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、市民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らせるも

のとする。

（１） 自らの身を守るための知識

ア　建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策及び落下物防止対策

イ　食料、飲料水等の備蓄及び救急用品等非常持出品の準備

ウ　避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行

エ　医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料等、要配慮者に特に必要な物資の備蓄

オ　出火の防止及び初期消火の心得並びに住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置

カ　緊急地震速報の活用方法

キ　警報等や避難指示等の意味と内容の説明

ク　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

ケ　避難所、避難路及び避難時の心得

コ　水道、電気、ガス及び電話等の震災時の心得

サ　地域の地盤状況及び災害危険箇所

シ　防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む。）

ス　帰宅困難者の心得

セ　地震保険の制度

ソ　動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

タ　生活再建に資する行動（罹災証明書等の申請に必要となる写真の撮影等）

（２） 地域防災力を向上させるための知識

ア　救助救護の方法

イ　自主防災活動の実施

ウ　防災訓練の実施

エ　企業の事業継続計画（ＢＣＰ）

（３） その他一般的な知識

ア　地震、津波及び液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果

イ　各防災機関の震災対策

ウ　地域防災計画の概要

（４） 広報の方法

ア　広報車、広報紙、ハザードマップ及びインターネット等あらゆる手段による広報

イ　地域単位の訓練等を通じ防災に関する説明会等の開催

（５） 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道をするに当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。また、昭和６０年９月１日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には協力を求め、市民への情報提供に努める。

４　自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組に加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織等の共助や事業所防災体制を強化する等、地域コミュニティにおける防災体制を充実

させることも重要である。

（１） 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、市民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、市民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は、全地区で組織されている自主防災組織の活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の作成を進めることとする。

市は、自主防災組織の機能強化を図るため、防災士等の地域における防災リーダーの養成に取り組み、共助の中核となる人材育成を促進する。また、災害時において、地域と行政、ボランティア団体等との連絡調整役を担う千葉県災害対策コーディネーターとの連携を図るものとする。

自主防災組織は、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するため、積極的に女性の参画を推進する。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校及び地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、市は、県と協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の主な活動形態は、次のとおりである。

【自主防災組織の主な活動形態】

平 常 時	1　防災知識の広報・啓発（防災意識の醸成及び家庭内の安全対策） 2　地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴及びハザードマップ） 3　防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練） 4　家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5　防災資機材等の備蓄及び保管管理（応急手当用医薬品及び消火用、救助用、防災資機材等の備蓄及び保管管理） 6　避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握及び支援方法の整理等） 7　他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織、消防団、福祉団体、企業等との合同訓練及び学校等との避難所運営訓練）
災 害 時	1　情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難指示等） 2　出火防止及び初期消火 3　救出・救護（救出活動又は救護活動） 4　避難（避難誘導及び避難所の運営等） 5　給食・給水（避難所での食料や飲料水、救援物資の配分及び炊き出し等）

【第５編資料編　６　体制・連絡関連　自主防災組織の構成状況】

（２） 事業所防災体制の強化

ア　防火・防災管理体制の強化

匝瑳市横芝光町消防組合（以下「消防組合」という。）は、学校、病院及び物品販売業を営む店舗等の多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者及び防災管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うので、出火の防止、初期消火体制の強化及び消防防災体制を強化し、自衛消防力の確保を指導する。

また、雑居ビル及び大規模な建築物で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者及び統括防災管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施及び階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防組合は、出火の防止、初期消火体制の強化及び消防防災体制を強化し、自衛消防力の確保を指導する。

イ　危険物施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合には周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防組合は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

ウ　中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

5　防災訓練の充実

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や市民との協力体制の確立に重点をおいた防災訓練を実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、通信又は交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる等、実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

（１） 市

災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市が中心となり、消防組合、自主防災組織及び教育機関等と連携し、防災訓練を実施する。

特に、避難所の運営については、災害時に住民が主体となって運営できるよう、平常時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員等の役割分担の明確化に努める。

また、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

ア　災害対策本部訓練

初動体制の早期確立を図るための市職員の非常参集訓練や、被害情報の収集、伝達、防災関係機関への連絡等及び災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。

イ　総合防災訓練

市は、防災関係機関と緊密な連携協力の下に総合的な防災訓練を実施し、市民及び自主防災組織等関係組織と一体となり、緊急救出、応急救護、消火及び情報受伝達等の防災活動を行うことにより、防災に関する協力と理解を深め、防災体制の強化を図る。

（２） 各関係機関の訓練

関係機関の協力によって災害予防の万全を期するため、次に掲げる訓練を単独又は共同して随時実施する。

ア　図上訓練

イ　実地訓練

（ア） 通信訓練

（イ） 水防訓練

（ウ） 消防訓練

（エ） 災害救助訓練

（オ） 水難訓練

（カ） 救護訓練

（キ） 災害応急復旧訓練

（ク） 津波避難訓練

（ケ） 帰宅困難者対策訓練

第２節　津波災害予防対策（総務部）

１　総合的な津波対策の基本的な考え方

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講ずる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、市民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設、防波堤や土手及び保安林等のハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

２　津波広報、教育、訓練計画

（１）　津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

ア　市民自らの取組

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

そのため、市民は、日頃から津波避難訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、自治会や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

イ　市の取組

津波発生時に刻々と変わる状況に市民等が的確な避難行動を取ることができよう、次の内容について、広報そうさ、パンフレット、インターネット等の多種多様な広報媒体を活用し周知するとともに、防災教育、防災訓練及び講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

（ア）　地震・津波に関する正確な知識

a　津波の発生メカニズムや伝わる速さ。

b　津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること。

c　津波は、繰り返し襲ってくること。

d　第一波が最大とは限らないこと。

e　津波は、地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること。

f　強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること。

g　津波は河川や水路を遡上すること。

（イ）　津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域及び陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、津波避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があるこ

と等を周知する。

（ウ） 津波警報等に関する情報及び知識

a　気象庁が発表する津波注意報及び津波警報の内容と想定される被害並びに取るべき行動

b　津波警報等は、津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること。

c　津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること。

d　津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること。

e　気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること。

（エ） 特別警報に関する情報及び知識

a　気象庁が発表する特別警報の内容と想定される被害及び取るべき行動。

b　特別警報は、警報の基準をはるかに超える現象に対して発表し、ただちに高台等の安全な場所へ避難する等、命を守る行動をとる必要があること。

c　特別警報は、津波が内陸まで影響が及ぶ大津波（津波の高さ３m超）のおそれが大きいときに発表されること。

d　津波に関する特別警報の発表は、市町村単位ではなく海岸線に沿った「津波予報区」に対して行われること。

e　特別警報が発表されていないからといって安心することは禁物であること。

（オ） 津波避難行動に関する知識

a　強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

b　過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと。

c　自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと。

d　一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること。

e　津波は、河川を遡上するため河川から離れること。

（カ） 地震及び津波への備え

いつ地震及び津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日頃から３日分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ及び乾電池等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報及び啓発する。

（２） 防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発する等して、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用する等、長期的視点に立って広く市民に伝承されていくよう努める。

（３） 津波避難訓練の実施

市、市民、自主防災組織及び事業所等が一体となった実践的な津波避難訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化及び市民等の適切な避難行動等、防災体制の確立に努める。

また、訓練は県、市町村単位又は市町村域を越えた単位の訓練や自治会等単位の地域訓練等

があるが、特に夜間を想定した避難誘導の実施等、実践的な訓練を検討する。

なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

（４） 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

３　津波避難対策

（１） ハザードマップの作成・周知

市は、県の津波浸水予測図等を活用したハザードマップを作成し、市民等への周知を図る。

なお、ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用する等、効果的な周知に努めるとともに、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを市民に丁寧に広報する。

（２） 津波避難体制の確立

市は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討会報告書」等を基に、市の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と市民が迅速かつ的確に行動することができるよう「匝瑳市津波避難計画」を平成２４年１月に策定し、令和３年１１月に修正を行った。当該計画が常に実効的な計画であるため、必要に応じて適宜修正を図っていく。

ア　避難指示

市は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波注意報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ市民等に避難指示の内容について周知を図るものとする。

（ア） 気象庁から津波注意報等が発表されたときには、市長は避難対象地域にいる市民等に対して、直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。

（イ） 停電や通信途絶等により、気象庁の津波注意報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が、必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をするものとする。

（ウ）我が国から遠く離れた場所で発生した地震及び火山噴火等による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、津波注意報等の発表前であっても、その内容により、高齢者等避難及び避難指示の発令を検討するものとする。

イ　市民等の避難誘導体制

（ア） 地震又は津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷及び渋滞や交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ

確実な避難方法をあらかじめ検討する。

（イ） 避難する市民の安全確保はもちろんのこと、消防団員、警察官及び市職員等の防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導に当たる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。

（ウ） 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の作成に努めるとともに、上記（ア）及び（イ）の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

（エ） 市は、避難所等の案内看板や避難誘導標識等の整備に努める。

（オ） 自治会及び自主防災組織等による避難誘導体制の確立等、安全の確保を前提に市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

ウ　市町村間の連携による広域避難体制の構築

津波は市町村域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町村間で連携し、避難場所や避難所の提供等市町村域を越えた避難体制の構築に努める。

（３） 市の津波情報受伝達体制の確立

ア　津波情報受伝達対策

市は、休日、夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び関係職員の早期参集体制の確立に努める。

イ　市民等への情報伝達体制の確立

市民等が迅速に避難行動をとる必要があることから、市は多様な広報媒体（防災行政無線、広報車、サイレン及び緊急速報メール等）や組織等を活用し、市民等への津波注意報等の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結び付けるよう、その伝達内容についてあらかじめ検討しておくものとする。

（ア） 防災行政無線の整備活用

市民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ、確実に実施するため、防災行政無線の整備拡充及び更新に努める。

また、無線機は災害時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、バッテリーを内蔵する物を整備し、避難所となる各公共施設へ通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設の検討等に努める。

（イ） 多様な伝達手段の確保

全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）（以下「Ｊ－ＡＬＥＲＴ」という。）の運用及び防災メール、緊急速報メール、ＳＮＳ等のあらゆる情報伝達手段を活用する。

（ウ） 地域団体等の自主的情報伝達

市民等に対する情報伝達がなされたときに、これに敏速に呼応して消防団及び自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

（エ） 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

（オ） 市町村間の連携

市は、津波被害等により市町村の行政活動が麻痺又は著しく低下した場合における市民

等への情報伝達の手段等を確保するため、平常時から近隣市町村との連携や情報共有に努める。

（４） 津波避難タワーの活用

市が東北地方太平洋沖地震によって受けた津波は最大４．１ｍの高さであり、海岸地域は海抜３～５ｍ程度のところが多く、津波避難ビルに指定できる施設もないため、要配慮者等のように一人で高台へ避難することが困難な市民等に対する津波避難対策が必要不可欠である。

このため、市では、津波に対する一時的な緊急避難施設として沿岸地域に整備した津波避難タワー（３基）について、日頃から市民への周知徹底に努め、当該施設の効果的な活用を図る。

（５） 防災カメラの設置

津波情報を迅速かつ安全に収集するため、海岸地区への防災カメラの設置に努める。

４　津波防護施設等の整備

（１） 海岸保全施設及び河川堤防の整備

国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するに当たっては、基本的に次の２つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。

ア　市民の避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

イ　防潮堤等構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、数十年から百数十年に一度程度の頻度で到達すると想定される津波

海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。

河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備と合わせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。

以上の内容を踏まえた上で、市は防潮堤や河川堤防等の津波防護施設について、国、県に整備促進の働きかけを行う。

【第５編資料編　１　自然条件・災害履歴　海岸保全区域、海岸保全施設等の高さの目安】

（２） 排水機場の運用

東北地方太平洋沖地震の際、新堀川排水機場の水門操作が迅速に行えなかったことから、津波の遡上により家屋等の被害を受けたところであるが、津波警報等が発表されている場合に排水機場を操作することは、水門操作員の人命を脅かすこととなるため、同警報等の発表時は原則、警報等が解除され、安全が確保されるまで、排水機場での応急対応を行わない。

このことから、県は、人為的な操作を必要とせずに、津波等による海側からの逆流を防止することができるフラップゲートを新堀川排水機場に設置した。これにより、水位変化に対応した排水ゲートの開閉動作が自動で行われ、確実な海水の逆流防止を図ることが可能となった。

（３） 避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備

市は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推

進について（平成２９年度）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成２３年度）」等を基に、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定及び整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

第３節　火災予防対策（総務部、都市部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

大正関東地震による死亡者の９割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。また、都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。

今後、起こり得る首都直下地震等の大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

１　地震火災の防止

（１）　出火の防止

ア　一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため消防組合は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うこととし、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が市内全ての住宅に適正に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防炎製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及に努めるとともに、自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発を行う等、出火防止対策を推進する。

イ　防火対象物の防火管理体制の確立

消防組合は、防火管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の選任を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

ウ　火災予防に係る立入検査の強化指導

消防組合は、消防法第４条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

エ　危険物施設等の保安監督の指導

消防組合は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。また、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ　消防同意制度の活用

消防組合は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第７条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

（２）　初期消火

ア　市及び消防組合は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消

火器具の設置を奨励する。

イ　市及び消防組合は、市民に対して初期消火に関する知識及び技術の普及を図るとともに自主防災組織を指導する。

（３）　延焼拡大の防止

ア　消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、市は、耐震性防火水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

イ　市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、市及び消防組合は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成２１年３月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

ウ　木造住宅密集地域の警防計画

消防組合は、「木造密集地域警防計画」（平成３０年度）において、木造の建築物が多い地域等の大規模な火災につながる危険性の高い地域を危険度に応じて区域指定している。指定を受けた区域において火災が発生した場合は、消防組合と市が連携し、当該計画に定めた消火活動及び避難誘導等を円滑かつ迅速に行うことで、火災による被害の軽減を図るものとする。

２　建築物不燃化の促進

（１）　建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次のとおり推進する。

ア　防火、準防火地域の指定

本市には、防火地域に指定されている地域はないが、準防火地域に指定されている地域が９．０haある（都市計画決定　昭和５９年１月３１日）。

市は、建築物が密集し、震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

イ　防火、準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第２２条の規定によるいわゆる屋根不燃区域について、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

（２）　都市防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から市民の生命及び財産を守るため、避難地、避難路、及び延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

（３） 防火地域・準防火地域内の建築規制（建築基準法）

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">対象</th><th>構造</th></tr>
<tr><td rowspan="4">防火地域</td><td>１　階数が３以上又は延べ面積が１００㎡を超える建築物</td><td rowspan="2">３に掲げる建築物を除く</td><td>耐火建築物</td></tr>
<tr><td>２　その他の建築物</td><td>耐火建築物又は準耐火建築物</td></tr>
<tr><td colspan="2">３（１） 外壁及び軒裏が防火構造で、延べ面積が５０㎡以内の平屋建の附属建築物
（２） 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたもの等
（３） 高さ２ｍを超える門又は塀で、不燃材料で造り又は覆われたもの
（４） 高さ２ｍ以下の門又は塀</td><td>制限なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">４　看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ３ｍを超えるもの</td><td>主要部分を不燃材料で造り又は覆う。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">準防火地域</td><td>１　地階を除く階数が、４以上又は延べ面積が１，５００㎡を超える建築物</td><td rowspan="3">卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたもの等を除く</td><td>耐火建築物</td></tr>
<tr><td>２　延べ面積が５００㎡を超え１，５００㎡以下の建築物</td><td>耐火建築物又は準耐火建築物</td></tr>
<tr><td>３　地階を除く階数が３である建築物</td><td>耐火建築物、準耐火建築物又は防火上必要な政令で定める技術基準に適合する建築物</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４　１、２、３以外の木造建築物</td><td>外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分</td><td>防火構造</td></tr>
<tr><td>高さ２ｍを超える附属の門又は塀で延焼のおそれのある部分</td><td>不燃材料で造るか、覆う。</td></tr>
<tr><td colspan="4">防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限
１　屋　根……防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又はふかなければならない。（建築基準法第６２条）
２　開口部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものは、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、政令で定める構造の防火戸その他の　防火設備を設けなければならない。（建築基準法第６１条）
３　外壁部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。（建築基準法第６３条）</td></tr>
</table>

3　防災空間の整備・拡大

（1）　公園の整備

公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所又は延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

（2）　幹線道路の整備

道路は、人や支援物資等を輸送する交通機能のみならず震災時においては、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設又は拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等、災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。

このため、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

第４節　消防計画（総務部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

大規模災害、特殊災害等の各種災害の発生に対処するため、高度な技術、資機材等、消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び消防団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町相互間の応援体制等の推進を図る。

１　消防体制・施設の強化

（１）　常備消防の強化

市及び消防組合は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め、体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。また、県は、大規模災害の発生に対処するために市及び消防組合が整備する高度な技術・資機材等消防体制及び消防施設の整備を拡充するため財政支援を行っていくものとする。

（２）　消防団の充実・強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、幅広い市民の入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の存在意義や役割について普及・啓発活動を実施する。

県は、市と連携して消防団の活性化を推進し、消防団活動に関する普及・啓発活動を実施するとともに、消防団の施設・設備に対し、必要に応じ支援する。

【第５編資料編　２　条例・拠点関連　匝瑳市消防団組織図】

（３）　消防団員の確保

市は消防団員の確保のため、次の点に留意する。

ア　消防団に関する市民意識の高揚

イ　消防団員の装備品及び処遇の改善

ウ　消防団の施設・設備の改善

（４）　消防施設の整備

市及び消防組合は、県の支援の下、消防施設強化事業を行う。

ア　消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握

イ　消防力の強化を図るため、消防ポンプ車等の更新・強化に努める。

２　消防職員、団員等の教育訓練

消防組合等は、消防大学校及び県消防学校において行う教育訓練に参加するよう努める。

（１）　消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

（２）　県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

ア　消防職員

（ア）　初任教育（初任科）

（イ）　専科教育（警防科、特殊災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科、救助科）

（ウ）　幹部教育（中級幹部科）

（エ）　特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、水難救助科、高度救助科）

イ　消防団員

（ア）　専科教育（警防科、機関科）

（イ） 幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）
（ウ） 特別教育（訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校、現地教育）

3　市町村相互の応援体制

消防組織法第３９条の規定により、「千葉県広域消防相互応援協定」が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市においては、他市町との相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

4　消防思想の普及

（１） 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
（２） 春秋２回の火災予防運動を実施する。（各１週間）
（３） 県消防大会及び県操法大会への参加を通じて、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
（４） 各種講習会等を開催する。
（５） 次の関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

公益財団法人千葉県消防協会
一般社団法人千葉県危険物安全協会連合会
千葉県少年婦人防火委員会
一般社団法人千葉県消防設備協会

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

5　消防体制の推進

特に次の項目について推進を図る。

（１） 消防組織の整備強化

家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。

（２） 消防施設整備計画
（３） 火災等の予警報計画
（４） 消防職員及び団員招集計画
（５） 出動計画
（６） 応援部隊受入誘導計画
（７） 消防訓練計画

ア　出動訓練　迅速な災害出動に関する訓練
イ　火災防御訓練　各種火災防御技術に関する訓練
ウ　救助訓練　救助業務に関する訓練
エ　救急訓練　救急業務に関する訓練
オ　通信訓練　有線及び無線通信の運用に関する訓練
カ　水防訓練　水防工法等に関する訓練
キ　総合訓練　前各号に規定する訓練を総合的に行う消防隊相互の連携活動及び組織的な消防活動に関する訓練

ク　その他の訓練　前各号に規定する訓練以外の訓練

なお、被災現場の状況把握を迅速かつ的確に行うことができるよう、ドローン操縦の技量の向上を目的とし、各種訓練の実施に当たっては、積極的にドローンの活用を図るものとする。

第５節　建築物の耐震化等の推進（総務部、環境生活部、建設部、都市部、匝瑳市横芝光町消防組合）

昭和３０年代以降の急激な都市への人口及び産業の集中により、既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

また、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物等、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

なお、東日本大震災においても、水道、電気、ガス等のライフライン等の一部が寸断したことから、各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとする。

１　市街地の整備

建築物の倒壊等の集中的被害を防ぐため、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新等が図られる土地区画整理事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図り、防災上安全で健全な市街地となるよう努める。

２　建築物等の耐震対策

（１）　既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和５６年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

そのため、市は県と調整の上、計画的かつ総合的に市全域の既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図っていく必要がある。

一方で、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震診断及び耐震改修等に積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、県及び市は、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震診断及び耐震改修等の促進のための施策を推進するとともに、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年法律第１２３号）（平成２５年一部改正）及び「千葉県耐震改修促進計画」（令和４年３月一部改正）に沿い、策定した「匝瑳市耐震改修促進計画」（令和３年３月改定）に基づき、建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

また、県及び市は、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためのデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置付け、その所有者に対しては、早期に耐震化を図るよう、その着実な実施のために必要な支援を行う。

（２）　防災拠点施設等の耐震化

ア　私立学校施設の耐震化の促進

私立学校に対して国及び県の補助制度や日本私立学校振興・共済事業団の融資制度を活用

し、速やかに校舎等の耐震化を進めるよう指導する。

イ　防災拠点施設及び体育施設の耐震化

市は、災害時に防災拠点（災害対策本部）となる庁舎等及び市民等の避難所になる体育施設等について、耐震性能の向上を推進する。

（３）　ブロック塀等の安全対策

ア　ブロック塀等の倒壊・落下防止

（ア）　市は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和５８年９月制定）に基づき、県と連携して、適正な築造方法の啓発・普及に努めるとともに、既設のブロック塀等の所有者・管理者に対して、倒壊を防止し、安全を確保するために必要な助言又は指導に努める。

（イ）　市は、「千葉県屋外広告物条例」に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないよう、屋外広告物の設置者及び管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

（４）　落下物防止対策

ア　「千葉県落下物防止指導指針」（平成２年１１月制定）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。

イ　商業地域等の人通りの多い道路や市が定める震災時の避難路に面する地上３階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

（５）　家具・大型家電の転倒防止

市は、ホームページ、広報そうさ及び市民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

（６）　建築防災体制の整備と安全対策の啓発

地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するための施策を、市全域に的確かつ円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

ア　連絡協議会の運用

市は、建築防災にかかる諸施策の推進のため、千葉県建築防災対策連絡協議会（県及び県下５４市町村で構成、平成７年５月設立）の活動の充実及び既存建築物の耐震診断・改修の促進や応急危険度判定支援体制の確立を図るため、県に協力する。

イ　安全対策の啓発

県及び市は、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

３　ライフライン等の耐震対策

震災時、ライフライン等の施設が被害を受けると生活機能を麻痺させるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害の要因となる。

阪神・淡路大震災では、水道、電気、ガス及び電話等の各施設が大きな被害を受けた。さらに、東日本大震災では、本市においても上水道、電気、ガス等の各施設が大きな被害を受け、被災者の

生活に多大な影響を及ぼした。

これらのことから、各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフラインづくりを行っていく。

また、南関東地域に大地震が発生した場合におけるライフライン機能の確保対策を推進するため「千葉県ライフライン対策連絡協議会」等においてライフライン対策の連携を強化する。

（１） 水道施設（八匝水道企業団・九十九里地域水道企業団）

本市の水道施設には、八匝水道企業団及び九十九里地域水道企業団の水道事業がある。水道事業の既存施設の中には老朽化による更新又は補強が必要な施設等があるため、次のとおり施設の耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

ア　耐震化の指標作成

水道施設の耐震化について目標年度を定め、耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画作成を指導する。

イ　緊急を要する対策

耐震性の観点から、老朽施設等について緊急に補強又は更新を行う。

ウ　速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備等、施設の整備補強及び複数系統化等の水道システムとしての耐震性の向上を図るよう指導する。

エ　広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも市民に水を供給できる機能を持つ水道とする。

（２） 電気施設（東京電力パワーグリッド株式会社）

ア　電気施設の耐震性

電気事業者は、「電気設備の技術基準」に基づき電気施設の耐震性の確保に努める。

イ　防災施設の現況

（ア） 変電設備

標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度０．３～０．５Ｇ、機器基礎の耐震設計は水平加速度０．２Ｇを下限値とし、地域別、地盤別、構造種別及び重要度別の各系数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

（イ） 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震荷重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では１５４ＫＶ以上のケーブルヘッドについては水平加速度０．３Ｇ、共振正弦３波に耐えるよう耐震設計を行っている。

（ウ） 配電設備

水平最大加速度０．３Ｇに対し、概ね送電可能な設備である。

（エ） 通信設備

水平加速度０．５Ｇに耐えるよう機器を整備している。

ウ　保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、更に事故の未然防止を図

るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の発見に努める。

（３） ガス施設

設備及び施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会及び土木学会の諸基準並びに日本ガス協会基準に基づいている。

各施設の安全化のための対策は、次のとおりである。

ア 製造施設

（ア） 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。

（イ） 緊急遮断弁、防消火設備及び防液堤の設置及び保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

イ 供給施設

（ア） 新設設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行っている。

a ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置している。

b ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努めている。

特に、低圧導管においては、地盤変位を吸収し、地震による損傷を最小限にくい止めるポリエチレン管（ＰＥ管）を採用している。

（イ） 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。

a 導管網のブロック化

地震発生時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。

（ウ） 放散塔の設置

地震時のガスによる二次災害を防止するため、中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する必要があることから、工場、整圧所及び幹線ステーション等に放散塔を設置している。

ウ 通信施設

ループ化された固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行っている。なお、固定局のアンテナ類は耐震設計がなされている。

エ その他の安全設備

（ア） 地震計の設置

地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所及び幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには、ＳＩセンサーの設置を行っている。

（イ） 安全装置付ガスメーターの設置

二次災害を防止するため、２００ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンメーター）の普及促進に努めている。

（４） 電話施設（東日本電信電話株式会社）

ア 建物設備

建築基準法による、耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度６（弱・強）に対して軽微な損傷、震度７に対しては倒壊を回避する。

イ　局外設備

（ア）　土木設備

a　マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。

b　構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。

c　耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

（イ）　線路設備

a　中継ケーブル網設備の２ルート化及び地中化を推進する。

b　幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

ウ　局内設備

（ア）　交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

（イ）　通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

エ　その他

震度４以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

4　道路及び交通施設の安全化

道路及び鉄道等は、市街地内はもとより、都市間相互を連絡し、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

（１）　災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援・救護活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、県は、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図る等、災害に強い道路の整備や、被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

市は、地震直後から発生する緊急輸送等が円滑に行われるよう、管理する道路の隘路区間等を改善するため、必要に応じて拡幅整備等を推進し、災害に強い道づくりに努める。

（２）　鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社）

ア　施設の耐震性

鉄道施設の耐震補強については、「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づき実施するものとする。

（ア）　耐震列車防護装置の整備

地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、耐震列車防護装置の改良を行っている。

（イ）　構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進している。

5　高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化

（１）　液化石油ガス関係

ア　消費者の保安対策

県は、販売業者等に対し、次の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

（ア） 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒及び転落防止措置の徹底を図るとともに、ガス放出防止機器の設置促進を図る。

（イ） マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、更に感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。

（ウ） 消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓及び容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

（エ） 避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

イ　情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

大地震発生時は被災地域において、販売施設及び充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路や応援体制等について公益社団法人千葉県ＬＰガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

なお、本市がり災し、応急的なガス供給の要請について県を通じて行った場合も、同様に対応を図る。

【公益社団法人千葉県ＬＰガス協会への応援要請・供給体制】

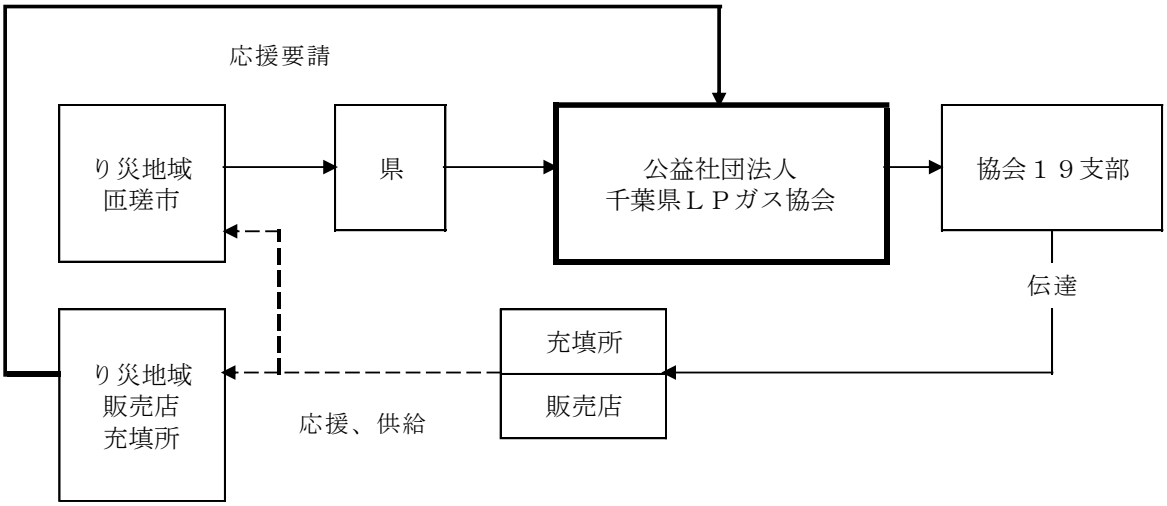

（２） 危険物施設関係

消防法第１１条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、次の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

ア　設備面の対策

（ア） 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損及び漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。

（イ） 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備及びドレンピット等については、配置換え等を行う。

（ウ） 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じ、控え壁等を設置する。

（エ） 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。

（オ） 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

イ　保安体制面の対策

（ア） 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施

する。

（イ） 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認について的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。

（ウ） 夜間、休日の応急体制、命令系統及び通報体制について明確化を図る。

（３） 少量危険物及び指定可燃物施設関係

匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例に規定されている少量危険物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、次の対策を実施するよう消防組合を通して指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

（ア） 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。

（イ） 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒及び落下防止構造について配慮する。

イ 保安体制面の対策

（ア） タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物又は指定可燃物を入れ又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。

（イ） 地震後の異常確認及び応急措置について指導する。

（ウ） 定期自主検査の完全実施を指導する。

（４） 火薬類関係

火薬類取扱施設について、防災体制を整えるため、次の対策を指導し地震時の災害を防止する。

ア 製造所への対策

（ア） 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚を図る。

（イ） 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

（ア） 土砂災害警戒区域等や津波浸水想定区域に火薬庫を設置しないよう指導する。

（イ） 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

（ウ） 定期自主検査の完全実施を指導する。

（エ） 応急消火設備を設置するよう指導する。

（オ） 延焼防止対策を施すよう指導する。

ウ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の占有者は速やかにその占有する施設の点検を実施し、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

（５） 毒物劇物取扱施設

ア 毒物劇物取扱施設の現況

化学工業の発達に伴い、毒物劇物取扱施設は年々増加の傾向にあり、毒物及び劇物取締法に基づき登録又は届出を義務付けられているが、それ以外の業務上取扱施設数の把握は極めて困難な現況にある。

イ 防災対策

現在、毒物及び劇物取締法、同施行令及び同規則において、毒物劇物の廃棄（法第１５条の２、同施行令第４０条）と事故の際の措置（法第１６条の２）等の保安対策が規定されている。

また、設備については登録基準（法第５条、同規則第４条の４）の規制、運搬についても技術上の基準等（法第１６条、同施行令第４０条の２）が規定されている。

さらに、保健衛生上の危害を防止するため、上記登録又は届出を義務付けられている毒物劇物取扱施設には専任の毒物劇物取扱責任者の設置を義務付けている。

毒物劇物取扱施設に対しては立入検査を行い、法違反の是正を図っている。

（ア） 立入検査体制の整備、強化を図る。

（イ） 毒物劇物貯蔵タンク等の整備点検について充分留意させ、防災を考慮の上、耐震対策を講ずるよう指導する。

（ウ） 中和剤等の確保及び事故発生時の応急措置体制について指導する。

（エ） 危害防止規定を作成し、管理責任体制を明確にするよう指導する。

（オ） 毒物劇物関係業者に対して講習会を開催し、法の遵守の徹底を図る。

第６節　液状化災害予防対策（環境生活部、建設部、都市部）

東日本大震災では、県内の東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり及び地波等により多くの建物や道路、上下水道等のライフラインに被害が生じ、昭和６２年千葉県東方沖地震で液状化した場所の再液状化も確認された。

なお、本市においても液状化現象による物的被害が生じたことから、液状化対策を推進していく。

１　液状化対策の推進

上水道施設等のライフラインや道路及び橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、地域住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、県は、地盤の改良や施設の耐震化の推進等、液状化しにくい又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、地域住民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水等ライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

２　ライフライン施設及び公共施設の液状化対策

（１）　上水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を検討する。

（２）　道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込む等の方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

（３）　河川及び海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いが、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の整備に当たっては液状化対策等の耐震対策を考慮して実施する。

このため、県は国土交通省で作成した堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき点検を行い、危険度の高い箇所より順次液状化対策等を実施している。

３　液状化対策の広報・周知

（１）　液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの広報・周知

東日本大震災を受け、県が平成２３年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、市は揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ（平成２６・２７年度改訂)」を用いて、市民にわかりやすく広報、周知する。

また、県は市民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集し、公表するとともに、市民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

（２）　住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、生活や経済面に大きな負担がかかる。

市民には、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良等の液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。

既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、県はこれらの研究結果や施工例の情報を収集して、広報する。

4　液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断等により、生活に支障をきたす状況となる。特に、要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化する等の二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組や保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会等の福祉関係機関等の地域のネットワークによる取組みを促進する。

第７節　土砂災害予防対策（総務部、産業部、建設部、都市部）

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成２６・２７年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水規制等の措置について調整を図る。

１　土砂災害の防止対策

市、県及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行うものとする。

（１）　土砂災害が発生するおそれがある箇所の把握

市及び県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、把握に努めるものとする。

（２）　土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聴いた上で指定する。

市は、土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について、本計画に定めるものとする。なお、市は、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、気象予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

ア　土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、市民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあるとみとめられる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

イ　土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、市民等の生命、身体及び財産に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域

（３）　要配慮者利用施設の避難確保計画等について

土砂災害警戒区域等内における要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する避難確保計画の作成が義務付けられる。その際、市は当該計画の作成を指導するものとする。

（４）　土砂災害警戒区域等における危機回避のための対策

市及び県は、土砂災害警戒区域に指定された区域に対し、次の対策を実施する。

（ア） 災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。

（イ） ハザードマップ等による土砂災害に関する知識の普及を図る。

（ウ） 居室を有する建築物は、想定される崩壊土砂の衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

（エ） 宅地や要配慮者利用施設の開発行為は、基準を満たしたものに限って許可する。

（オ） 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を行う。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努める。

（５） 地震後の土砂災害危険箇所の緊急点検

県は、震度５強以上の地震が発生した場合、平成１９年１２月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領」に基づき国土交通省及び県と連携し、土砂災害警戒区域等の緊急点検を実施する。

また、緊急点検の実施に当たり、地域住民等に不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、地域住民、市及び警察等関係機関に対して事前に周知する。

（６） 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。

県は、平成２５年５月１５日付け国土交通省及び気象庁の事務連絡「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の設定と見直し」に基づき、地震等の発生後における土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準を銚子地方気象台と協議した上で設定し、「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に定め、地震等発生時における土砂災害警戒情報の的確な運用に努めるものとする。

市は、県に準じて的確な情報伝達に努めるものとする。

（７） 土地利用の適正化

市は、土砂災害警戒区域等のある場所を本計画に掲載し、市民に対し周知徹底を図るものとする。

【第５編資料編　１　自然条件・災害履歴　土砂災害警戒区域等一覧】

（８） 国土保全事業の推進

土砂災害は、地形、地質等を素因とし、地震や大雨等を誘因として発生するもので、その防止については科学的調査により地形、地質、気象、地下構造、地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

ア　急傾斜地崩壊対策

本市において、急傾斜地の崩壊による土砂災害が発生するおそれがある箇所は、市北部及び西部に多く分布しており、「がけ地」周辺まで住宅地の進出が見られる。

（ア） 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）第３条の規定により、市と協議の上、急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

現在、市内において、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域が１１箇所あるが、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

【急傾斜地崩壊危険区域指定基準】

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

ａ　急傾斜地の勾配が３０度以上のがけ

ｂ　急傾斜地の高さが５ｍ以上のがけ

ｃ　急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が５戸以上あるもの又は５戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

（イ）　行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

（ウ）　防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施工することが困難又は不適当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市が行う防止工事に対し、県費助成を行い災害の未然防止に努める。

（エ）　施設整備の向上

県は、急傾斜地の崩壊による土砂災害が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第３条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者利用施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設を整備する。

イ　山地災害対策

県は、調査により山地災害危険地区[注6]と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象等、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

市は、当該危険地区を市民へ周知するとともに、県との連絡調整、山地災害の情報収集及び関係機関との情報伝達を行う。

【第５編資料編　１　自然条件・災害履歴　山地災害危険地一覧】

ウ　宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては地形地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

（ア）　規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条

注6　山地災害危険地区　山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。山地災害危険地区は、その災害の発生形態等によって、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区の３種類に区分される。

例に基づき県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

（イ） 宅地造成工事の指導

県は、工事の許可又は確認に際し、次の事項に留意するものとする。

a 災害危険区域(建築基準法第３９条)、地すべり防止区域(地すべり等防止法第３条)、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第９条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第３条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

b 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

c 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

エ 土、石、又は砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例、採石法又は砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土、石又は砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

2 地盤沈下の防止

（1） 計画方針

海岸部や河川沿岸等の低地帯は、地震による浸水等の災害に対してぜい弱である。従来から行ってきた地盤沈下防止対策は、低地帯化の進行を停止させ、被害防止に資するものである。

（2） 地盤沈下防止対策

地盤沈下の防止には、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要である。地盤沈下の原因には、

① 地下水の過剰揚水による泥層の収縮によるもの

② 上載圧の増加による泥層の圧密収縮によるもの

③ 地震時の砂層の液状化による砂層の収縮によるもの

④ 深部の地殻運動によるもの等がある。

このため、県は、次の対策を講ずることとする。

ア ①の地下水の採取規制としては、法令（工業用水法、ビル用水法及び県環境保全条例）に基づく適切な指導を実施する。

なお、避難場所や医療機関等における緊急に必要な最小限の用水を地下水で確保できるよう、一定の条件を具備した非常用井戸について例外的に設置できるものとしている。

また、地下水盆の地下水位の変化を監視するため、地盤沈下・地下水位観測井による監視を続ける。

○非常用井戸として認められる要件

① 地震その他の災害により、上水道等が停止した場合の必要最小限の用水を確保する揚水施設で、国、県又は市の地域防災計画に位置付けられているもの

② 設置主体は、国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関及び医療法人等

③　設置場所は、避難場所、備蓄基地等の防災拠点と医療機関等

④　災害時に設置場所周辺の市民に飲料水が供給できること

⑤　井戸ストレーナーの深さは、周辺井戸に影響を与えない深さ、耐震構造で自家発電施設が併設されていること

⑥　災害時以外に使用しないことが配管､水量測定器等で確認できる構造であること(保守管理に必要な場合等を除く｡)

イ　①の天然ガスかん水汲上げ対策としては、地盤沈下防止協定及び細目協定に基づき「天然ガスかん水地上排水量の削減及び地下還元等の指導」を行うとともに、沈下の大きい地域については、さらにかん水汲上げの自主規制を指導する。

また、新たな天然ガス井戸開発計画に対しては「天然ガス井戸設置基準」に基づき指導を行っている。

ウ　②、③、④の対策として、一等水準点を設置し、一級水準測量を毎年行い、地盤沈下の監視と地盤沈下被害状況を把握する。

③の対策として、埋立層に地下水位観測井を設置し、地下水位の監視を行う。

また、千葉県東方沖地震及び東日本大震災時の液状化時点での現地での実態調査を行い、より詳細なメカニズムを解明し、液状化対策検討のための基礎資料を提供する。

第８節　要配慮者の安全確保のための体制整備（総務部、福祉部、保健部、警防部）

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことや、避難生活において特別な配慮を必要としたこと等を踏まえ、市は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

このため、市、関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、災害対策基本法や内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて、平素から連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行う。

１　要配慮者の範囲

災害時において、避難行動や避難生活で配慮を要する者を総じて要配慮者と定義する。

また、要配慮者の内、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者と定義する。

２　避難行動要支援者への対応

（１）　避難行動要支援者名簿の作成

東日本大震災や過去の大規模な震災・風水害等においては、要配慮者が要配慮者以外の者と比較して多く被災する傾向にあり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となっている。要配慮者を災害から保護するためには、平常時から自ら避難することが困難な者を把握し、避難支援体制を構築しておくことが重要である。

このため、市は、災害対策基本法第４９条の１０の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

（２）　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿への掲載対象者は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」であり、このような避難行動要支援者に該当するか否かは、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとなる。

この際、要配慮者個人としての避難能力の有無については、主として①避難指示等の災害関連情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目し、要介護状態区分、障害者手帳等の要件を設定することとし、具体的には次のとおりとする。

【避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲】

区分	該当する要配慮者	関係課
高齢者	在宅で、次の条件に該当する者 ①在宅の要介護認定者（要介護１～５） ②７０歳以上のひとり暮らし高齢者 ③７５歳以上の高齢者のみの世帯員に属する者	高齢者支援課
障害者	在宅で、次の条件に該当する者 ①身体障害者手帳１級及び２級を有する者のうち､視覚障害、聴覚障害又は肢体機能障害の者 ②療育手帳所持者（Ⓐ、Ａ） ③精神障害者保健福祉手帳所持者（１級）	福祉課

なお､上記の範囲に該当する避難行動要支援者のほか､自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者についても避難行動要支援者名簿へ掲載する。

（３） 避難行動要支援者名簿の記載事項

ア 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

【名簿の記載事項】

①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先
⑥避難支援等を必要とする事由
⑦その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している高齢者や障害者等の情報を把握し集約する。

ウ 市が定める避難行動要支援者名簿に掲載する範囲を定めた形式的な要件から漏れた者であっても、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組みを設ける。

（４） 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により地域において絶えず変化するものであることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう努める。

（５） 避難支援等関係者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であり、年齢要件等にとらわれず、地域住民による避難支援等関係者としての協力を幅広く得ることが不可欠となる。

このため、市は、広報そうさをはじめとする広報媒体や各種イベント等の機会を捉えて、地域における共助や避難行動要支援者の避難支援についての啓発を行う等により市民への理解を深め、避難支援等関係者となり得る者をより多く確保することに努める。

【避難支援等関係者となる者】

①自主防災組織 ②民生委員・児童委員 ③社会福祉協議会
④消防組合 ⑤警察署
⑥その他避難支援に携わる者で市長が避難支援に関し必要と認める者

（６） 名簿情報の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、要支援者に関する心身の機能の障害や疾病

に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。

このため、名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすことは、要支援者本人はもとより、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。また、名簿情報に含まれる秘密の保持について要支援者等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの名簿情報の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした名簿制度の実効性を大きく毀損する恐れもある。

こうした考えから、名簿情報の不当な漏えいを防止し、もって要支援者等のプライバシーの保護並びに名簿制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、災害対策基本法では名簿情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課しているところである。

以上のことから、市は、名簿情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明する等、名簿情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図る措置を講じる。

また、避難支援等関係者が集まる機会を捉えて説明する等、個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。

（７） 避難行動要支援者名簿の管理

市は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保有する等、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

（８） 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、本計画で定める避難支援等関係者に必要に応じて名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

（９） 全体計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成に当たり、市は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、本計画の下位計画として、「匝瑳市避難行動要支援者避難支援計画」（平成３０年６月作成）を位置付け、より細目的な内容を定める。

(10) 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

(11) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

ア　避難支援等関係者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）

(12) 個別避難計画の管理

市は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保有する等、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。

(13) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、本計画で定める避難支援等関係者に必要に応じて個別避難計画を提供し共有する。

また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

(14) 個別避難計画の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。

(15) 支援体制の整備

市は、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、避難支援等関係者等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援することができる体制にする。

なお、体制整備に当たっては、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置付けるとともに、自主防災組織等と連携した体制整備に努める。

また、必要に応じて、避難所及び福祉避難所における福祉支援体制の整備、福祉サービスの継続のため、県が、福祉関係団体等の参画を得て組織する災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）[注7]との連携を図る。

(16) 避難指示等の情報伝達

市は、要配慮者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用する等多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに防災行政無線等による避難指示等の周知を図る。

(17) 防災設備等の整備

市は、ひとり暮らしの高齢者、障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(18) 避難施設等の整備及び周知

市は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所について、社会福祉施設等を福祉避難所として確保するとともに、平常時から要配慮者及びその支援者等への周知に努める。また、市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等について、市域を越えた受け入れ先を検討する。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の防災用資器材、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品等を、避難所等へ配備するよう努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

注7 災害福祉支援チーム（Disaster Welfare Assistance Team）

避難所等において、要配慮者に対して福祉支援を行う専門職チームで、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び相談員等で構成される。

市は、県が作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」や関係団体の意見等を参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(19) 防災知識の普及、防災訓練の実施

市は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布等、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(20) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組や保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会等の福祉関係機関等の地域のネットワークによる取組を促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(21) 広域避難者への対応

県及び市は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設等における防災対策

市は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

（1） 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気及び水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

（2） 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

（3） 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的に実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

4　外国人に対する対策

（1）　防災知識の普及・啓発

市は、言語、生活習慣及び防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア　多言語による広報の充実

イ　避難所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ　外国人を含めた防災訓練・防災教育

（2）　対応体制の整備

日頃から県、国際交流協会、ボランティア団体等の関係機関と連携を強化し、災害時には、避難所等に通訳者の派遣や外国語を表記した案内看板の作成、また、的確かつ迅速に必要な災害情報を提供する等、災害時における外国人支援が円滑に行える体制の整備を図る。

第９節　情報連絡体制の整備（総務部）

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳[注8]等が予想されるため、市、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、無線及び有線を利用した防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

１　市における災害通信施設の整備

市は、民間企業、報道機関、市民、事業者等からの災害関連情報等の収集や市民等への情報発信を図るため、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努めるものとする。

（１）　防災行政無線網等の整備

防災行政無線（同報系・移動系）については、震災時における非常通信を行う上で有効な通信手段である。本市では各避難所等に防災行政無線屋外拡声子局（同報系）を設置しており、屋外にいる市民等に対して災害情報を伝達することが可能である。また、防災行政無線移動系無線機（移動系）についても各避難所等に設置しており、災害対策本部や各避難所と双方向の非常通信をすることが可能であり、今後も設備の保守管理及び機能強化を図る。

（２）　戸別受信機の設置

防災行政無線屋外拡声子局による情報の伝達には、戸外の騒音、各住宅の密閉遮音式家屋の増加、各住宅内の雑音、風の方向等により十分に情報内容が市民全体に伝達されない場合があるので、市内全世帯に戸別受信機を設置するよう努める。

また、聴覚障害者に対しては文字表示機能付きの戸別受信機を設置するよう努める。

（３）　全国瞬時警報システムの整備

Ｊ-ＡＬＥＲＴは、弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティＦＭ等を自動起動させるもので、国からの緊急情報を瞬時に伝達するシステムであり、本市においても整備を行った。

注8　輻輳（ふくそう）　電話回線やインターネット回線において利用者のアクセスが特定の宛先に集中することをいい、通信が遅延したり、繋がらなかったりする状態のことを表す。

2　県における災害情報通信施設の整備

（1）　県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

ア　無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関２５８機関に無線設備を設置している。

イ　通信回線

（ア）　地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

（イ）　衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

（2）　防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

（3）　防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」を整備し、運用している。

3　警察における災害通信網の整備

（1）　警察災害通信施設は、災害の発生に備え又は災害時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

（2）　市長、知事及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

4　東日本電信電話株式会社千葉事業部における災害通信施設の整備

東日本電信電話株式会社千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

5　株式会社ＮＴＴドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

株式会社ＮＴＴドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒

体制及び非常災害時の措置を定めている。

6　ＫＤＤＩ事業所等における災害通信施設等の整備

ＫＤＤＩ株式会社では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

7　ソフトバンク株式会社の災害通信施設等の整備

ソフトバンク株式会社では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

8　非常通信体制の充実強化

県、市町村及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第５２条の規定による非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

9　アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、市及び県は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、市及び県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行う等、平常時から連携強化に努めるものとする。

10　その他通信網の整備

防災メール、緊急速報メール及びインターネット等の多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第１０節　備蓄・物流計画（総務部、保健部、建設部）

市は、市民、自主防災組織及び事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護等の救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

１　食料・生活必需物資等の供給体制の整備

（１）　備蓄意識の高揚

市は、備蓄する食料や飲料水が「最低３日、推奨１週間」分であること等、各家庭や事業所等において最低限備えるべき備蓄の品目・量や、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方等、備蓄に関するノウハウを普及・啓発するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材等の整備を促進する。

（２）　市における備蓄・調達体制の整備

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料及び生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備に努める。

ア　生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水及びその他生活必需物資やマスク及び消毒液等の感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者及び女性、子供（特に乳幼児）の避難生活等に配慮し、紙おむつや生理用品も備蓄する。また、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アレルギー対応食品等の備蓄にも努める。

イ　被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築等に努める。

ウ　消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、災害発生後から時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との災害協定締結の推進に努める。

エ　必要な物資の供給のための想定を定めておくとともに、内閣府が運用する物資調達輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

オ　避難所運営に必要な資機材として、組立式トイレを備蓄する。また、要配慮者等に配慮し、バリアフリーに対応したトイレの備蓄にも努める。

（３）　県における備蓄・調達体制の整備

県は、市が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合等に備え、広域地方公共団体として市を補完する立場から、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」により、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。

ア　生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、その他生活必需物資及び資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、市を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとす

る。

なお、備蓄物資の選定に際しては、要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。

イ　備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援[注9]を想定した検討を行うとともに、平常時から「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。

ウ　被災地に物資を迅速に提供するため、平常時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内１３か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。

エ　消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結のさらなる推進に努める。

（４）　帰宅困難者支援に係る備蓄

県及び市は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

（５）　県及び市における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市は、平常時から体制整備に努めるものとする。

ア　市における物流体制

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、「匝瑳市災害時受援計画」（令和４年３月策定）により選定した物資集積拠点において、支援物資を円滑に受け入れるとともに、物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携する等の体制整備に努める。

イ　県における物流体制

大規模災害時において、県は、市の要請等に基づき又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含む）により必要な物資を確保し、市の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」（平成２５年１月千葉県策定）に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者と連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時応援受援計画（令和４年４月修正）」により選定する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受け入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。

注9　「プッシュ型」支援　国が、被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するもの。

2　医薬品及び応急医療資機材等の整備

（1）　災害用医薬品等の備蓄

県は、災害時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、保健所（健康福祉センター）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。

（令和３年８月１日現在）

備蓄数量	備 蓄 場 所
３ セット	習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）
２ セット	県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）
１ セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター

１セット：５００人分

（2）　応急医療資機材の備蓄

県は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所（健康福祉センター）等に整備しているところである。

（令和３年７月１日現在）

整 備 状 況	応急医療資機材の内容
県医療整備課（４セット）	識別連絡表
習志野保健所（１３セット）	蘇生・吸引・酸素吸入器
市川保健所（１６セット）	包帯
松戸保健所（２３セット）	注射器、輸液
野田保健所（５セット）	
印旛保健所（１４セット）	
印旛保健所成田支所（１０セット）	
香取保健所（５セット）	
海匝保健所（５セット）	
八日市場地域保健センター（５セット）	
山武保健所（１０セット）	
長生保健所（５セット）	
夷隅保健所（６セット）	
安房保健所（１０セット）	
鴨川地域保健センター（５セット）	
君津保健所（１０セット）	
市原保健所（１０セット）	

3　水防用資機材の整備

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、次のように水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、地震による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

（1）　水防用資機材

市は、概ね担当堤防延長２ｋｍについて１箇所の割合で、水防倉庫（木造３３．３平方メートル程度)、その他資材備え付け場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ)、資機材を備蓄するよう努める。

【(参考）指定水防管理団体整備基準】

品 名	数 量	品 名	数 量
土のう	３，０００ 袋	のこぎり	４ 丁
な わ	５５０ kg	か ま	１０ 丁
シート	１００ 枚	お の	５ 丁
杉丸太 末口 ３寸		ペンチ	３ 丁
２．５間	１０ 本	鉄 線（＃８）	１００ kg
〃 ２．０間	３０ 本	〃 （＃１０）	１００ kg
〃 １．０間	２００ 本	かすがい	５０ 本
竹	１５ 本	大型照明灯	３ 台
蛇 篭	２０ 本	予備土砂	若干
スコップ	３０ 丁		
掛 矢	１０ 丁		

第１１節　防災施設の整備（総務部、福祉部、建設部、学校教育部、匝瑳市横芝光町消防組合）

地震から市民の生命及び財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うために避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

１　災害用備蓄倉庫の整備等

市は、災害応急活動を円滑に実施するため、市内に分散して食料等の備蓄を図る。

今後も次の方針に基づき備蓄供給体制を整備する。

（１）　東日本大震災等の教訓を基に、必要備蓄量の算定、拠点備蓄と流通備蓄の利点等を調査し、備蓄品を整備する。

（２）　備蓄倉庫それぞれを有機的に結び付ける効果的な物資の支援体制を図るネットワーク整備を進める。

（３）　スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者との協定を進め、民間事業者の在庫を利用した流通備蓄の活用を図る。

（４）　内閣府が運用する「物資調達・輸送調整等支援システム」により、国、県及び市町村において物資拠点や備蓄情報の共有化を図る。

２　消防施設等の整備

（１）　県は、市町村の消防力の充実・強化を図るため、各市町村等が整備する消防関係施設・設備の整備に関する費用に対し、「消防防災施設強化事業補助金」（平成１９年４月１日施行）を交付している。

補助の対象については、消防団総合整備事業、県内消防広域応援隊用設備、高規格救急車等の施設・設備が対象となっている。

市は、消防力の現況を調査、把握するとともに、当該制度を活用して、市域の消防施設の整備を推進する。

なお、本市の消防設備等の整備状況は、第５編資料編の消防組織の状況及び消防施設の状況のとおりである。

【第５編資料編　２　条例・拠点関連　消防組織の状況及び消防施設の状況】

（２）　匝瑳市消防団の消防力の充実・強化を図るため、消防設備等に関する費用に対し、市は、「消防施設整備事業」の実施や「消防団運営交付金」の交付を実施している。

３　河川への消火用水確保施設の整備

河川は、火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害時の緊急的な生活用水の供給源としての防災機能を併せ持っている。

また、洪水調節を目的とした調整池等の消火用配水池としての活用等を含めて、消火用水の確保に努める。

４　避難施設の整備

市は、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行うとともに、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成２８年４月改訂）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行う。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

（１） 指定緊急避難場所の指定等

市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

また、近隣市町の指定緊急避難場所を使用することについては、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町に協力を要請する。

市は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

（２） 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、市民への周知徹底を図る。

市は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。

（ア） 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。

（イ） 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

（ウ） 避難所におけるＷｉ－Ｆｉ環境等の通信機器の施設・設備について、適切な維持管理を行い、災害時に有効活用できるよう努める。

（エ）要配慮者が滞在できる福祉避難室用及び救護用のスペースの確保について考慮するものとする。

（オ） 食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布及び仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油及びＬＰガス等の非常用燃料の確保に努める。

（カ） 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

（キ） 指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及

に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるような配慮に努める。

（ク） 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

（ケ） 災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及及び徹底を図る。

【第５編資料編　２　条例・拠点関連　指定避難所・指定緊急避難場所等一覧】

（３） 避難路の整備

市は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

（４） 震災対策用貯水施設等の整備

市は、水道事業体等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を検討する。

（５） ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市は本計画に位置付け、その確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

【第５編資料編　２　条例・拠点関連　ヘリコプター臨時離発着場適地一覧】

第１２節　帰宅困難者等対策（総務部）

東日本大震災において、多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなる等の可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議等における研究及び検討を踏まえ、国や周辺都県、市町村等及び関係機関との連携協力体制を確立するとともに、千葉県防災基本条例に定めるところにより、県民、事業者がそれぞれの役割に応じた対策に努めるものとする。

１　帰宅困難者等

（１）　帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

（２）　帰宅困難者の発生予想数

「平成２６・２７年度千葉県地震被害想定調査報告書」では、千葉県北西部直下地震の発生により、千葉県内での帰宅困難者（県民以外を含む）は最大約７３万６千人と、県外で帰宅困難者となる県民は約７４万１千人と予測される。また、県内の大規模集客施設では、１日あたりの平均来訪（利用）者を滞留者として設定すると、幕張メッセで約１万５千人、東京ディズニーリゾートで約８万６千人が帰宅困難者になると推計している。

なお、本市における帰宅困難者数の予測結果によると、想定地震である千葉県東方沖地震で約５，０００人、千葉県北西部直下地震で約３，０００人の帰宅困難者が発生することが想定されている。

２　一斉帰宅の抑制

（１）　「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、県及び市は、広報紙、ホームページ、ポスター等の様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者及び民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

（２）　安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び市は、災害用伝言ダイヤル（１７１）、災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）、ツイッター・Facebook 等のＳＮＳ、ＩＰ電話等、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校等関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

【第５編資料編　６　体制・連絡関連　ＮＴＴ災害用伝言ダイヤル（１７１）】
【第５編資料編　６　体制・連絡関連　ＮＴＴ災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）】

（３）　帰宅困難者等への情報提供

企業、学校等関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び市は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用して主体的に提供していく。

また、市は関係機関と連携して防災メール、緊急速報メール、千葉県防災ポータルサイト及びＳＮＳ等を活用した情報提供についても検討していく。

（４）　企業、学校等関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、県及び市は、企業、学校等関係機関に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断及び改修、家具の転倒、落下、移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保、家族との安否確認手段の周知等の対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布等の備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校等関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

３　帰宅困難者等の安全確保対策

（１）　一時滞在施設の確保と周知

県及び市は、所管する施設から耐震性等の安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。

また、県及び市は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

（２）　企業、学校等関係機関における訓練実施の要請

県及び市は、企業・学校等関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練等、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

４　帰宅支援対策

（１）　帰宅支援対象道路の周知

県は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、周辺都県市と連携して周知を図る。

（２）　災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県及び市は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、市内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページ

や広報紙等を活用した広報を実施する。

第１３節　防災体制の整備（総務部、福祉部）

市は、大規模震災の発生時における迅速な初動体制や国、県等からの広域応援体制を構築するため、平常時から近隣市町、県、国、他都道府県や県内外の防災関係機関及び事業者等との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化や業務継続計画の更新等、体制整備を行う。

１　市の防災体制の整備

（１）　災害対策本部の活動体制の整備

市は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

（２）　日頃からの危機管理意識の醸成

市は、災害時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日頃から、県や防災関係機関等の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。

（３）　千葉県大規模災害時応援受援計画に基づく体制の整備

大規模災害が発生した場合には、国、県及び他の自治体等からの応援、自衛隊等の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティア等が支援に入ってくることが想定されるため、市は、千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保するとともに、災害時に速やかに運用できる体制を整えるものとする。

（４）　広域避難者の受入体制の整備

市は、市や県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

（５）　安否情報の照会手続きに伴う体制整備

被災者の安否について、被災者の家族等からの照会に対して迅速に回答できるよう、国、県から示される安否情報の回答に関する運用指針や留意点等を踏まえて体制の整備を検討する。

（６）　被災者支援システムの運用

被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳の作成等の機能を有する被災者支援システムの更新を検討する。

（７）　事業者との連携

市は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて、要請手続等の確認を行う等、実効性の確保に留意するものとする。

２　匝瑳市業務継続計画（震災編）

市は、平成２９年３月に策定した匝瑳市業務継続計画（震災編）に基づき、地震等による大規模災害が発生し、人、物、情報等の利用できる資源に制約がある中においても、市民の生命及び財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を継続して行うように努めることとする。

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害対策本部活動（総務部）

大地震や大津波が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊及び生活関連施設の機能障害等の被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制の下、災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

１　市の活動体制

市は、地震による災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他防災関係機関の協力を得てその所轄事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、匝瑳市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し災害応急対策を実施する。

市本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「匝瑳市災害対策本部条例」及び本計画等の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「災害時職員初動マニュアル（令和２年８月改正）」により、各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証を行い、必要に応じて改善を図ることとする。

【第５編資料編　２　条例・拠点関連　匝瑳市災害対策本部条例】

（１）　災害対策本部設置前の初動体制

ア　初動体制

発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、総務課及び野栄総合支所に初動班を設置し迅速な初動体制を確保する。

（ア）　初動班の組織編制

初動班長は、総務課消防防災班統括が当たり、初動班員は総務課長が指名する。

（イ）　初動班の所掌事務

初動班の所掌事務は次のとおりとする。

a　千葉県防災情報システム及び防災行政無線局の運営に関すること。

b　発災時の情報収集に関すること。

c　災害の初動対応に関すること。

d　防災関係機関との連絡調整に関すること。

（ウ）　初動班長の責務

初動班長は、被害状況を取りまとめ、速やかに市長に報告する。また、必要に応じ、県の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

（エ）　上記（イ）及び（ウ）については、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

イ　災害対策本部設置前の配備体制（第１配備、第２配備）

災害対策本部設置前の配備体制は、災害状況等により次のとおりとする。

【災害対策本部設置前の職員配備体制】

<table>
<tr><th>配備種別</th><th>災害種別</th><th>配備基準</th><th>配備内容</th><th>配備を要する課等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第１配備</td><td>地震災害</td><td>【自動配備】
①市域に気象庁発表による震度４の地震が発生したとき。
②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波注意報を発表したとき。</td><td rowspan="2">災害関係各課等の職員で情報収集関連活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案してあらかじめ各課等で定める。</td><td rowspan="2">※総務課
※産業振興課
※建設課
※都市整備課
※野栄総合支所</td></tr>
<tr><td>風水害</td><td>【状況配備】
次の注意報の１つ以上が千葉県北東部香取・海匝に発表された場合又は災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。
・大雨注意報
・洪水注意報
・高潮注意報</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第２配備</td><td>地震災害</td><td>【自動配備】
①市域に気象庁発表による震度５弱の地震が発生したとき。
②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波警報を発表したとき。
③気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）を発表したとき。</td><td rowspan="3">第１配備体制を強化して事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人数は所掌事務等を勘案してあらかじめ各課等で定める。</td><td rowspan="3">第１配備に加え
※財政課
※環境生活課
※福祉課
※高齢者支援課
※学校教育課
※生涯学習課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">風水害</td><td>【自動配備】
次の警報の１つ以上が千葉県北東部香取・海匝に発表された場合。
・大雨警報
・暴風警報
・洪水警報
・高潮警報
・大雪警報
・暴風雪警報</td></tr>
<tr><td>【状況配備】
災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。</td></tr>
</table>

※配備場所は、原則として勤務場所とする。

（２） 匝瑳市災害対策本部

匝瑳市災害対策本部の組織及び運営は「災害対策基本法」、「匝瑳市災害対策本部条例」及び本計画等の定めるところによる。

ア 設置・廃止基準及びその通報

市長は、災害応急対策を実施するため次の基準により災害対策本部を設置する。

（ア） 設置基準

a 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水その他の警報が発表され大規模な災害が発生するおそれがあると判断したとき

b 市内に水害その他の災害が発生し、総合的な応急対策が必要と判断したとき

c 市域に気象庁発表による震度５強以上の地震が発生したとき

d 気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に大津波警報を発表したとき

e 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき

（イ） 廃止基準

災害の発生するおそれが解消し又は災害応急対策が概ね完了したため、災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたとき。

（ウ） 設置・廃止の通報

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県知事に通報する。

（エ） 設置・廃止の周知

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を市ホームページ及び庁舎内掲示等を用いて市民に周知する。

イ 災害対策本部長の代替順位

災害対策本部長の代替順位は次のとおりとする。

名称	第１順位	第２順位	第３順位
市災害対策本部長（市長）	副市長	教育長	総務課長

ウ 災害対策本部の設置場所及び代替設置場所

災害対策本部の設置場所（以下「本部室」という。）は、原則として「本庁舎議会棟第２委員会室」とする。

本庁舎が被災等によりその機能を維持できない場合は「市民ふれあいセンター」内に設置する。

エ 本部会議

（ア） 本部長は、市の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長、本部長付及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。

（イ）本部長は、審議決定に当たり、必要に応じて防災関係機関に対して職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

オ 本部事務局

（ア） 本部事務局は、ケ「事務分掌」に基づき総務部が担当する。

カ　各組織の連絡方法

（ア） 本部長の命令又は本部会議で決定した事項は、総務部長が本部員を通じて各部に連絡する。

（イ） 各部で収集した情報又は実施した対策等のうち、本部長又は他の各部が周知しておく必要がある事項は、本部員を通じて速やかに総務部長に報告する。

（ウ） 報告を受けた総務部長は、速やかに本部長に報告するとともに、本部員を通じて各部に伝達する。

キ　関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請する。

ク　災害対策本部設置後の配備体制

災害対策本部設置後の配備体制は次のとおりとする。

【災害対策本部設置後の配備体制】

<table>
<tr><th>配備種別</th><th>災害種別</th><th>配備基準</th><th>配備内容</th><th>配備を要する課等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">第３配備</td><td>地震災害</td><td>【自動配備】
①市域に気象庁発表による震度５強の地震が発生したとき。
②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に大津波警報を発表したとき。
③気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき。</td><td rowspan="4">情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対応活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各本部員で定める。</td><td rowspan="4">災害対策本部に所属する全ての部（所属職員の概ね３分の１を目安とする）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">風水害</td><td>【自動配備】
千葉県北東部香取・海匝に特別警報が発表された場合</td></tr>
<tr><td>【状況配備】
局地被害が発生したときや浸水等の拡大するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき。</td></tr>
<tr><td>その他の災害</td><td>【状況配備】
事故（道路、鉄道、海上、油汚染、航空機、放射性物質事故）や火災（林野、市街地大規模火災）等、大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。</td></tr>
</table>

【災害対策本部設置後の配備体制】

配備種別	災害種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第４配備	地震災害	**【自動配備】** 市域に気象庁発表による**震度６弱以上**の地震が発生したとき。	市の組織及び機能全てを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全てとする。	災害対策本部に所属する全ての部
	風水害	**【状況配備】** ①浸水や家屋等の被害が拡大のおそれがある場合で、本部長が認めたとき。 ②人や家屋等の被害が拡大した場合で、本部長が必要と認めたとき。		
	その他の災害	**【状況配備】** 大規模事故や大規模火災等発生した災害が拡大するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき等大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。		

【匝瑳市災害対策本部組織編成図】

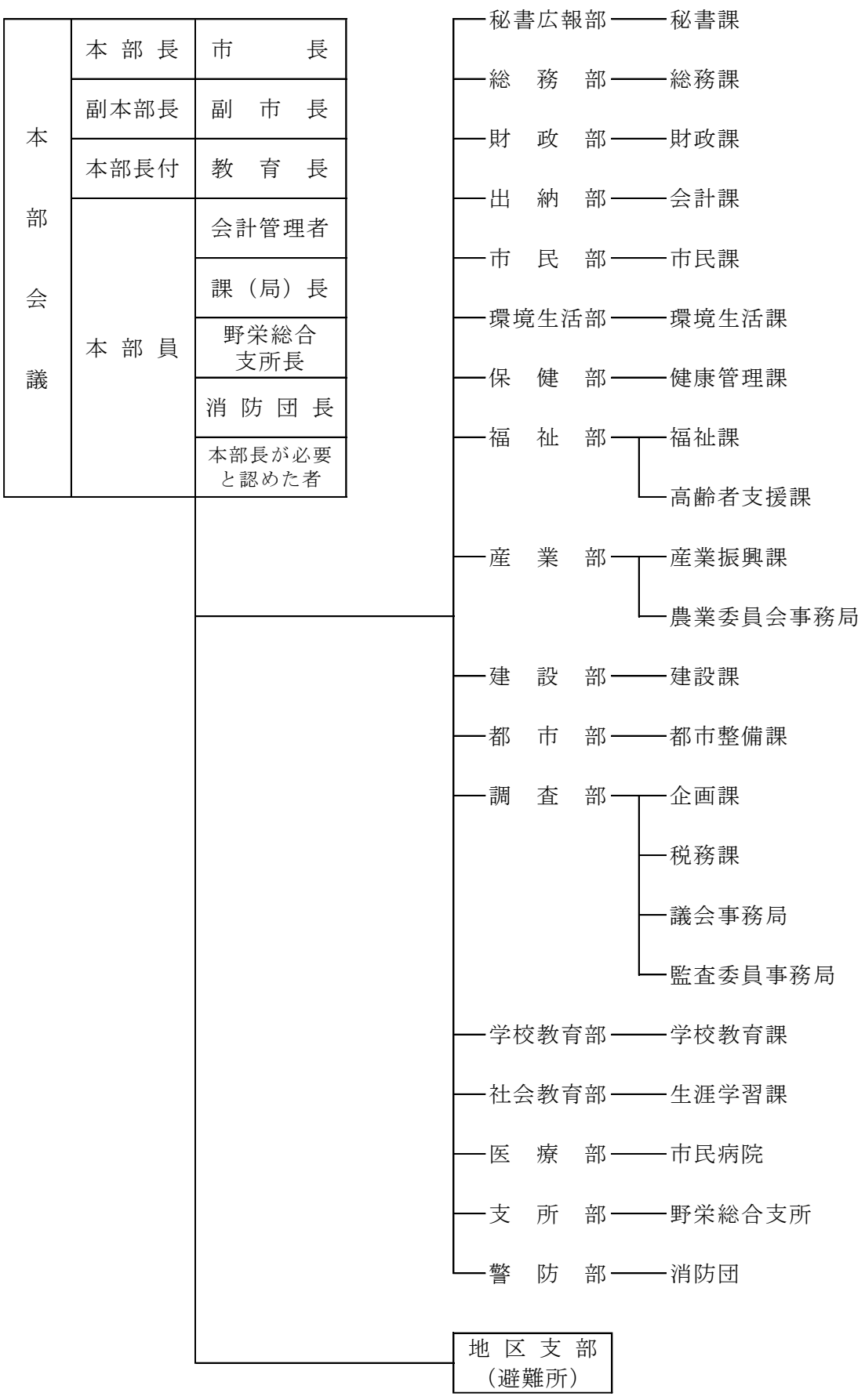

ケ　事務分掌

匝瑳市災害対策本部の事務分掌は次のとおりとする。

【匝瑳市災害対策本部事務分掌】

部　名	課　等　名	所　掌　事　務
秘書広報部	秘書課	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　災害視察者及び見舞者の接遇に関すること。 3　災害見舞金品等の受入れ及び礼状に関すること。 4　災害に関する各種情報の広報に関すること。 5　被害状況等の撮影及び記録に関すること。 6　報道機関への情報の提供及び連絡に関すること。
総務部	総務課	1　災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2　本部長からの命令及び指示の伝達に関すること。 3　防災会議及び本部会議の運営に関すること。 4　各部の総合調整及び連絡に関すること。 5　県その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 6　防災行政無線の運用に関すること。 7　防災関係機関への協力要請に関すること。 8　応援協定先への支援要請に関すること。 9　避難情報の発令に関すること。 10　地区支部との連絡調整に関すること。 11　災害情報の取りまとめに関すること。 12　市民からの情報等の対応に関すること。 13　その他情報収集に関すること。 14　自衛隊の派遣要請及び知事への応援要請に関すること。 15　職員の動員及び公務災害補償に関すること。 16　職員等の食料の確保及び勤務の支援に関すること。 17　職員及び応急職員の健康管理に関すること。 18　自主防災組織に関すること。 19　傷病者等の搬送に関すること。 20　その他、他部に属さないこと。
財政部	財政課	1　災害時の応急財政処置に関すること。 2　国、県等の補助金に関すること。 3　市有財産の管理及び被害調査に関すること。 4　車両等の確保及び配車計画に関すること。 5　所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6　災害対策に係る物品の調達及び工事等の契約に関すること。
出納部	会計課	1　災害関係経費の出納に関すること。 2　義援金の受入れ及び保管に関すること。

部　名	課　等　名	所　掌　事　務
市民部	市民課	1　避難所の開設及び連絡調整に関すること。 2　被災者の世帯構成等の把握に関すること。 3　他部の応援に関すること。
環境生活部	環境生活課	1　防疫及び公衆衛生に関すること。 2　応急給水に関すること。 3　水質汚濁等の公害防止対策に関すること。 4　廃棄物の適正な処理に関すること。 5　八匝水道企業団との連絡調整に関すること。 6　東総地区クリーンセンター（東総地区広域市町村圏事務組合）との連絡調整に関すること。 7　東総衛生組合との連絡調整に関すること。 8　区長会等への協力要請に関すること。 9　交通安全対策に関すること。 10　災害ボランティアセンターとの連携に関すること。 11　放射性物質に関すること。
保健部	健康管理課	1　所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2　医療救護本部及び救護所の設置・運営に関すること。 3　医薬品及び医療用資機材の調達に関すること。 4　傷病者の収容に関すること。 5　避難所等における健康管理に関すること。 6　救護班の補助に関すること。 7　傷病者等の搬送に関すること。 8　防疫及び公衆衛生に関すること。 9　医療部との連絡調整に関すること。 10　海匝保健所（海匝健康福祉センター）との連絡調整に関すること。 11　医師会との連絡調整に関すること。 12　歯科医師会との連絡調整に関すること。

部　名	課　等　名	所　掌　事　務
福祉部	福祉課 高齢者支援課	1　災害救助法の事務に関すること。 2　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害救護資金の貸付に関すること。 3　義援金品の配布に関すること。 4　日本赤十字社との連絡調整に関すること。 5　所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6　社会福祉施設の被害状況調査に関すること。 7　避難行動要支援者の対策に関すること。 8　災害時の保育及び保護者への乳幼児引渡しに関すること。 9　身元不明遺体の処理に関すること。 10　被災者名簿の作成に関すること。 11　被災者の安否問い合わせに関すること。 12　社会福祉団体との連絡調整に関すること。 13　自主避難所の開設及び運営に関すること。（災害対策本部設置前） 14　福祉避難所の確保及び連絡調整に関すること。
産業部	産業振興課 農業委員会事務局	1　農林水産業及び商工業関係の被害状況調査及び証明に関すること。 2　所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3　家畜伝染病の防疫に関すること。 4　応急食料の確保、保管及び配給に関すること。 5　援助食料の受入れ、保管及び配給に関すること。 6　労働力の確保及び生活物資の調達及び配分に関すること。 7　援助物資の受入れ、保管及び避難所への配送に関すること。 8　農林水産業等関係団体との連絡調整に関すること。 9　交通規制等応急交通対策に関すること。
建設部	建設課	1　所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2　道路上の障害物の除去に関すること。 3　水防に関すること。 4　災害復旧用資材の調達及び購入に関すること。 5　交通規制等応急交通対策に関すること。 6　海匝土木事務所との連絡調整に関すること。 7　土木建設業者との連絡調整に関すること。
都市部	都市整備課	1　所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2　被災建築物及び工作物の応急危険度判定に関すること。 3　被災宅地の危険度判定に関すること。 4　応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。 5　被災住宅の応急修理に関すること。 6　被災後の都市計画及び復旧計画に関すること。 7　建設業者との連絡調整に関すること。

部　名	課　等　名	所　掌　事　務
調査部	企画課 税務課 議会事務局 監査委員事務局	1　人的被害の調査及び取りまとめに関すること。 2　家屋及び償却資産等の被害状況調査に関すること。 3　罹災証明書及び被害届出証明申請書兼証明書の交付に関すること。 4　議会関係者に対する連絡調整に関すること。 5　他部の応援に関すること。
学校教育部	学校教育課	1　所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2　避難収容施設の供与及び管理に関すること。 3　児童生徒の避難に関すること。 4　教職員の動員に関すること。 5　被災学校の授業等応急措置に関すること。 6　学用品の配布に関すること。 7　炊き出し用資材及び給食施設の確保に関すること。 8　避難所及び災害対策本部の給食に関すること。
社会教育部	生涯学習課	1　所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2　文化財等の被害状況調査に関すること。 3　所管団体の協力要請に関すること。 4　自主避難所の開設及び運営に関すること。（災害対策本部設置前）
医療部	国保匝瑳市民病院	1　負傷者の判定（トリアージ）に関すること。 2　被災地の救急医療に関すること。 3　所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4　災害時の医療及び救護班の編成に関すること。 5　災害拠点病院との連絡調整に関すること。 6　災害医療協力病院等との連絡調整に関すること。
支所部	野栄総合支所	1　所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2　排水機場の運転管理に関すること。 3　避難所の運営補助に関すること。 4　災害の情報収集に関すること。
警防部	消防団	1　災害の情報収集に関すること。 2　災害の警戒及び鎮圧に関すること。 3　被災者の救助及び救護に関すること。 4　避難誘導に関すること。 5　避難所の給水及び運搬に関すること。 6　災害応急対策に関すること。

コ　職員の動員

（ア）　動員体制の確立

本部員及び地区支部長は、それぞれの部又は地区支部の動員系統、連絡の方法等を、あらかじめ具体的に定めておく。

（イ）　動員の系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。

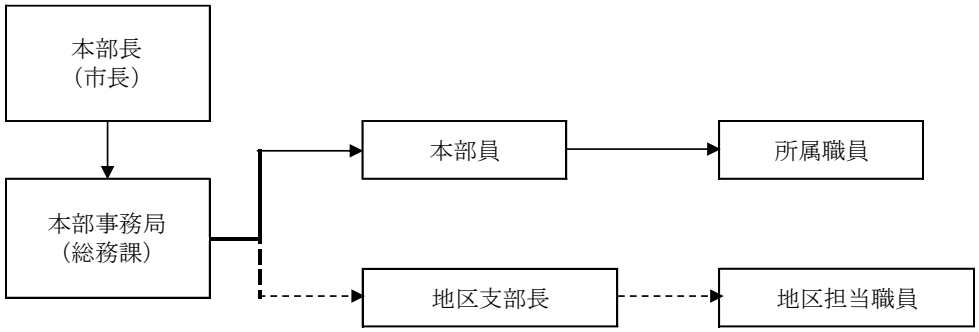

（ウ）　動員の伝達方法

市長（本部長）の配備決定に基づく総務課（本部事務局）からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

動員の指令を受けた職員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無を問わず、出来るだけ速やかに登庁しなければならない。

a　勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、電話又は口頭等により行う。

b　勤務時間外

電話、防災行政無線又は口頭等により行う。

（エ）　当直者からの連絡

当直者は、次に掲げる情報を察知したときは、直ちに総務課長にその旨を伝達する。

総務課長は、当直者から情報の伝達を受けたときは、情報の内容その他の状況等を分析判断し、市長（本部長）へ報告するとともに、速やかに職員の動員等の措置を講ずる。

a　災害発生のおそれがある気象情報が関係機関から通報されたとき。

b　災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認められるとき。

（オ）　自主登庁又は自主参集

職員は、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく災害対策本部設置（第３配備以上）の配備基準に該当すると判断される場合は、速やかに登庁又は参集する。

2　地区支部

災害応急対策の円滑かつ的確な実施を図るため、災害の状況に応じて地区支部を設置する。

（１）　設置基準

市長（本部長）は、次の事象が発生し、情報収集、その他緊急の対策を実施する必要があると認めたときは地区支部を設置する。

ア　市域に気象庁発表による震度５強以上の地震が発生したとき。

イ　市域内に局地災害が発生した場合、又は浸水及び家屋等の被害が拡大するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。

ウ　気象庁が千葉県北東部香取・海匝に特別警報を発表したとき。

エ　気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波警報又は大津波警報を発表したとき。

オ　災害対策本部の設置基準に該当しない場合であっても、避難所の開設が必要であると市長が認めたとき。

（２）　組織編制

ア　地区支部長

総務課長が、原則として当該地区に居住する職員で主査補以上の職にあるものの中からあらかじめ指名する。

イ　地区支部員

総務課長が、原則として当該地区に居住する職員の中からあらかじめ指名する。

（３）　設置場所

原則として指定避難所とする。

（４）　運営及び所掌事務

地区支部は、自主防災組織及び消防団等と連携を図りながら次の業務を実施する。

ア　避難所における災害の初動対応

イ　市災害対策本部との連絡調整

ウ　避難所の開設及び運営

エ　その他の緊急を要する応急対策の実施

３　その他の体制

（１）　災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

（２）　市町村間での応援体制

「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成８年２月）に基づき迅速かつ円滑に応援が行えるよう市は体制を整備しておくものとする。

４　市本部と国・県及び防災関係機関との連携

（１）　情報連絡員（リエゾン）等との連携

市は、国、県及び防災関係機関から情報連絡員が派遣された場合は、市役所庁舎に受け入れる。その際の受入場所は本庁舎議会棟第３委員会室等を想定する。

（２）　災害対策本部会議等における情報共有

市は、災害の状況に応じ、市本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関職員（情報連絡員を含む）の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

（３）　現地関係機関に係る連絡調整

市は、県において現地災害対策本部を設置したとき、あるいは国において非常災害対策本部及び同現地対策本部、緊急災害対策本部及び同現地対策本部を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

第２節　災害救助法適用計画（福祉部）

１　災害救助法の適用基準・条件等

（１）　災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第１条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は次のとおりである。

ア　住家が滅失した世帯の数が６０世帯以上であること。（法施行令第１条第１項第１号）

イ　住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で２，５００世帯以上であって、市で３０世帯以上であること。（法施行令第１条第１項第２号）

ウ　住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で１２，０００世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。（法施行令第１条第１項第３号）

エ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。（法施行令第１条第１項第４号）

（ア）　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

（イ）災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（２）　災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行うものである。

２　被災世帯の算定基準

（１）　被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

（２）　住家滅失等の認定基準

ア　住家の全壊・全焼・流出

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、即ち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元のとおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものをいう。

イ　住家の半壊・半焼

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、即ち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元のとおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものをいう。

ウ　床上浸水

住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

エ　床下浸水

浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

オ　一部損壊

住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。

（３）　世帯及び住家の単位

ア　住家

現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。例えば、一般に非住家として取扱われている土蔵、小屋等であっても、現実として人が居住しているときは住家として取扱う。

イ　世帯

生計をともにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生計の実態が別々であれば当然２世帯となる。又、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舎等を１世帯として取扱う。

【災害救助法の適用基準表】

人　口[注10]	被　害　世　帯　数[注11]	
	１号[注12]	２号
３５，０４０人	６０	３０

３　災害救助法の適用手続

（１）　市

ア　災害に際し、市における災害が、上記１（１）の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。

イ　災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

ウ　災害救助法施行細則（昭和２３年千葉県規則第１９号）第５条の規定により、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

（２）　県

知事は、市からの報告又は要請、国からの連絡、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。

注10　人口は、令和２年１０月１日現在の人口（令和２年国勢調査による）。

注11　被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ２世帯、３世帯をもって、全壊世帯１世帯と換算する。

注12　１号とは、災害救助法施行令第１条第１項第１号の災害（匝瑳市の被災世帯数のみで判断）をいい、２号とは同条同項第２号の災害（都道府県の被災世帯数（千葉県は２，５００世帯）と匝瑳市の被災世帯数で判断）をいう。

第３節　情報収集伝達体制（秘書広報部、総務部、調査部、福祉部）

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く市民や海水浴客等に伝達することが必要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携の下、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える。

１　災害情報通信連絡系統

（１）　通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは、次のとおりである。

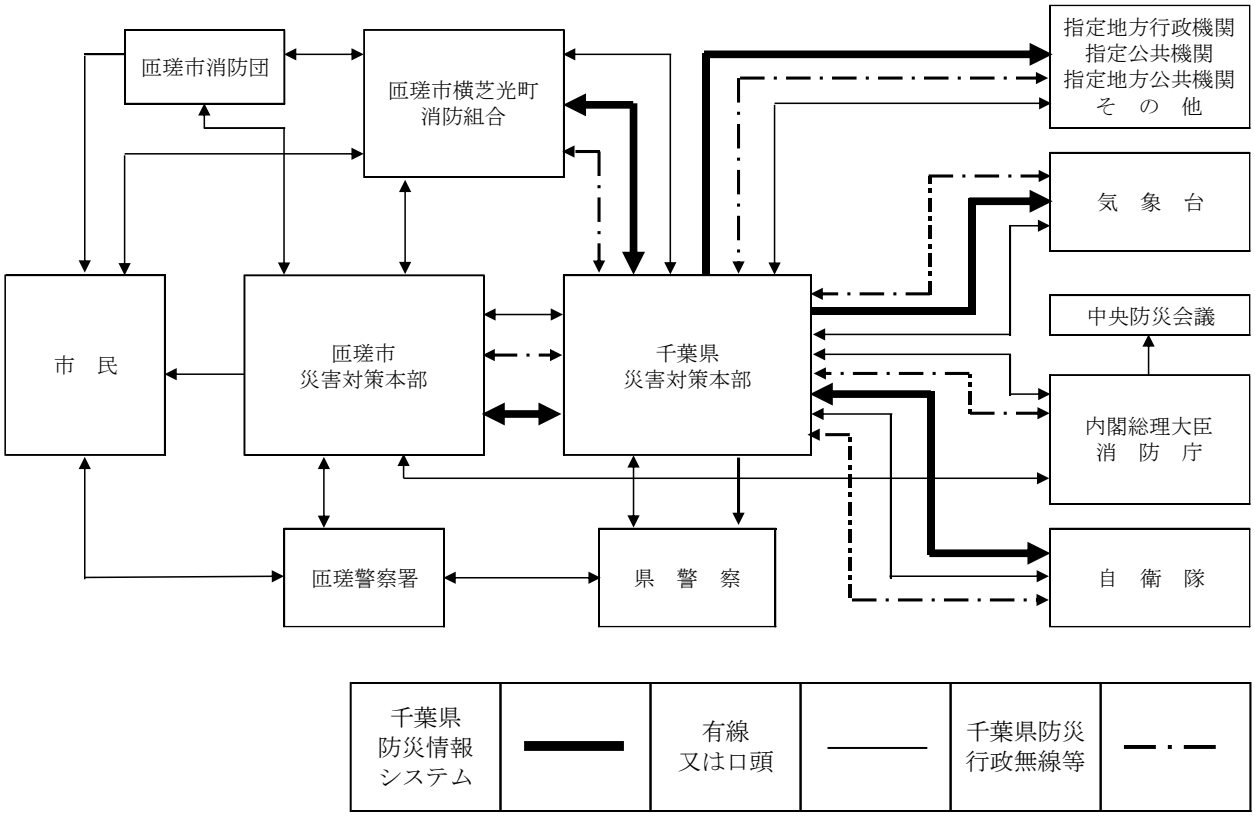

（２）　通信連絡手段

区　分	方　法
匝瑳市	１　千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。 ２　千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 ３　保有する同報無線等を中心に、市の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 ４　緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。

区 分	方 法
千葉県	1　千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話株式会社の加入電話（災害時優先電話、非常・緊急通話の利用を含む。）、孤立防止用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防組合及び防災関係機関と情報連絡を行う。 2　千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。 3　災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、市に情報連絡員（リエゾン）を派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等の情報を収集する。
匝瑳警察署	1　災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、警察署から匝瑳市に情報連絡員（リエゾン）を派遣し、情報の共有と連絡・協力体制の確立を図る。 2　警察無線、警察電話及び各種通信連絡手段を活用して、県内各警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
消防組合	1　消防無線等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。 2　千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。
その他の防災機関	1　それぞれの通信連絡系統の下、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。 2　千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

（3）　通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第５７条、災害救助法第１１条、水防法第２７条、電波法第５２条)。

ア　関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

（ア）　警察通信施設

（イ）　国土交通省関係通信施設

（ウ）　第三管区海上保安本部関係通信施設

（エ）　日本赤十字社通信施設

（オ）　東日本電信電話株式会社通信施設

（カ）　東京電力パワーグリッド株式会社通信施設

（キ）　日本放送協会千葉放送局通信施設

（ク）　東京ガス株式会社通信施設

イ　県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

ウ　上記以外の機関、又は個人の無線通信施設

（4）　ＮＴＴ「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア　災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話株式会社に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けてお

くものとする。

イ　非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話株式会社に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

2　震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達

（1）　情報の収集

県は、地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動で収集する、千葉県震度情報ネットワークシステムを運用している。

本システムでは、県内全市町村の８２観測点で観測された震度情報が、防災行政無線等の回線を経由して、県庁に設置されている震度情報ネットワークサーバに自動的に収集される。

収集された震度情報は、県災害対策本部の応急対策における意思決定支援に活用される。

（2）　情報の伝達

本システムで観測される震度情報については、自動的に気象庁に伝達され、気象庁が発表する震度速報等に利用される。

また、震度４以上が観測された場合は、消防救急活動の広域応援のための参考情報として、消防庁にも自動伝送される。

3　気象官署の地震・津波に関する警報及び情報

（1）　警報及び情報等の種類

- 地震情報
  - 緊急地震速報（警報）
  - 震度速報
  - 震源に関する情報
  - 震源・震度に関する情報
  - 各地の震度に関する情報
  - その他の情報
  - 推計震度分布図
  - 長周期地震動に関する観測情報
  - 遠地地震に関する情報
- 津波関係
  - 大津波警報・津波警報・津波注意報
  - 津波情報
  - 津波予報

（2）　情報等の発表

ア　地震情報

（ア）　緊急地震速報（警報）

最大震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上を予想した時に、震度４以上又は長周期地震動階級３以上を予想した地域に対して発表する。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。

（イ）　震度速報

地震発生から約９０秒後に、震度３以上の地域名と地震の検知時刻を発表する。千葉県の地域名は、北西部、北東部、又は南部で発表する。

（ウ）　震源に関する情報

震度３以上で発表する。津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若

干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表する。

（エ） 震源・震度に関する情報

次のいずれかを満たした場合に発表する。

・震度３以上。

・津波警報又は津波注意報発表時。

・若干の海面変動が予想される場合。

・緊急地震速報（警報）を発表した場合。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表する。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

（オ） 各地の震度に関する情報

震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

（カ） その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表する。

（キ） 推計震度分布図

震度５弱以上の地震を観測したときに発表する。

観測した各地の震度データをもとに、１㎞ 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表する。

（ク） 長周期地震動に関する観測情報

気象庁の震度観測点で震度３以上を観測する地震が発生した場合、長周期地震動階級や観測された波形等の情報を地震発生から２０～３０分程度で、気象庁ホームページに掲載する。

（ケ） 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等に発表するものとし、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね３０分以内に発表する。また、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

・マグニチュード７．０以上。

・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。

（コ） 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（８６ヶ所）、気象庁（２０ヶ所）、国立研究開発法人防災科学技術研究所（４２ヶ所）、千葉市（４ヶ所）、松戸市（１ヶ所）、計１５３ヶ所に設置された震度計のデータを用いている（令和３年４月１日現在）。

イ 津波関係

津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約３分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報及び津波警報、又は津波注意報を発表する。

千葉県は、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房及び東京湾内湾に属する。

【津波警報、注意報の種類】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	１０ｍ超 （１０ｍ＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難してください。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れないでください。
		１０ｍ （５ｍ＜予想高さ≦１０ｍ）		
		５ｍ （３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ （１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難してください。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れないでください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで０．２ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ （０．２ｍ≦予想高さ≦１ｍ）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 海水浴や磯釣りは危険なので行わないでください。 注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

※大津波警報は特別警報に位置付けられている。

（イ） 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表する。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表する。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

（ウ） 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
０．２ｍ未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも０．２ｍ未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

（３） 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむを得ないときは、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

（４） 受伝達系統等

【津波警報等伝達系統図】

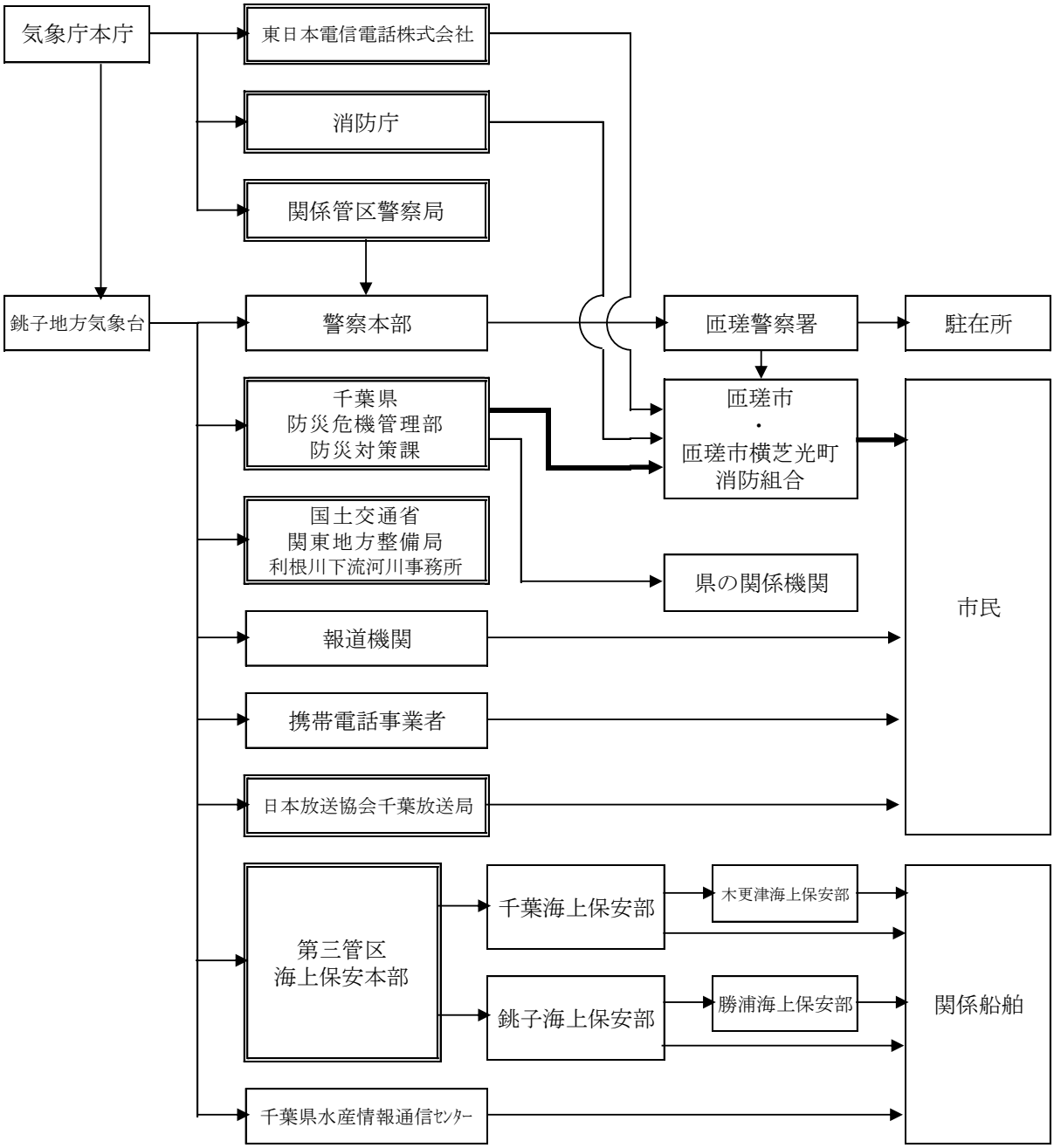

1　二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第８条第１号の規定による法定伝達先。

2　太線矢印の経路は、気象業務法第１５条の２によって、特別警報通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

3　銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。

4　障害等により上記３の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びＮＴＴ公衆回線等で行う。

4　関係機関における措置

区 分	内 容
匝瑳市	市は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署、又は東日本電信電話株式会社から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、市民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に通報する。
千葉県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
匝瑳警察署	1　津波注意報・警報の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。 2　警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
匝瑳市横芝光町消防組合	消防組合は、気象庁からの津波警報等及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、津波警報等を県、県警、日本放送協会千葉放送局及び関係機関に通報する。
海上保安庁	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。
東日本電信電話株式会社	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
その他防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。

5　被害情報等収集・報告

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

（1）　被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

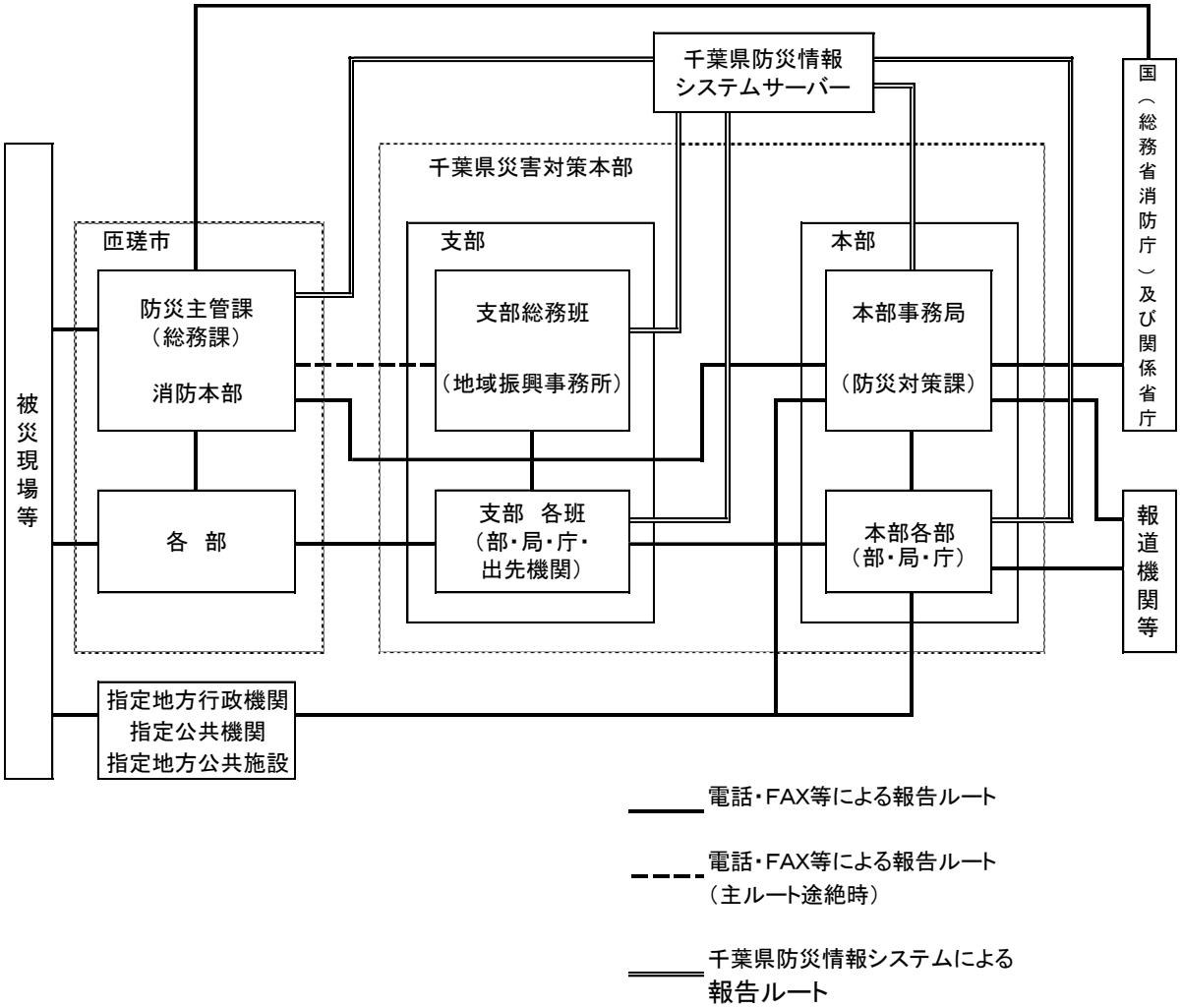

＜用語の定義＞

防災主管課　：　総務部（匝瑳市災害対策本部未設置の場合は、総務課）

本部事務局　：　千葉県災害対策本部事務局（千葉県災害対策本部未設置の場合は、県防災対策課）

本 部 各 部　：　千葉県災害対策本部の部（千葉県災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班　：　千葉県災害対策本部支部総務班（千葉県災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域防災課）

（２） 報告手続

市が県へ報告すべき事項は、次のとおりとする。

ア　災害の原因

イ　災害が発生した日時

ウ　災害が発生した場所、又は地域

エ　被害の状況（被害の程度等は別表１「被害の認定基準」に基づき判定する。）

オ　災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

（ア） 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

（イ） 主な応急措置の実施状況

（ウ） その他必要事項

カ 災害による住民等の避難の状況

キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

ク その他必要な事項

（３） 各機関が実施する情報収集・報告

ア　市

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ、又は県防災行政無線により県本部事務局（防災対策課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、「震度５強」以上を記録した地震にあっては、「火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付消防災第２６７号)」により、被害の有無を問わず、第１報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を総務省消防庁及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に報告するものとする。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等、要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

イ　防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告、又は通報する。

また、各種情報の収集に当たっては、関係機関と十分連絡調整を行い又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

（４） 収集報告に当たって留意すべき事項

ア　人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

イ　被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意する。

ウ　情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備

を図っておく。特に、発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

エ　被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

（５）　被災者支援システムの運用

市は、発災時に迅速かつ円滑な被災者支援サービスを提供するため、被災者支援システムの更新を検討し、罹災証明書の交付や、被災者台帳の作成・管理等を効率的に実施するものとする。

また、被災者支援システムの操作マニュアルに基づき、関係部局の職員が操作できる体制を整えておく。

（６）　千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」によるものとする。

【第５編資料編　５　報告・要請様式　千葉県危機管理情報共有要綱】

（７）　勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア　海匝地域振興事務所

（ア）　防災行政無線

電　話　５０５-７２１、７２３（地上系）０１２-５０５-７２１、７２３(衛星系)

ＦＡＸ　５０５-７２２（地上系）０１２-５０５-７２２（衛星系）

（イ）　一般加入電話

電　話　０４７９-６２-０２６１　ＦＡＸ　０４７９－６３－９８９８

イ　千葉県（防災対策課）

（ア）　県防災行政無線

電　話　５００-７３２０（地上系）　０１２-５００-７３２０（衛星系）

ＦＡＸ　５００-７２９８（地上系）　０１２-５００-７２９８（衛星系）

（イ）　一般加入電話

電　話　０４３-２２３-２１７５　ＦＡＸ　０４３-２２２-１１２７

ウ　総務省消防庁（消防庁応急対策室）

（ア）　消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電　話　１２０-９０-４９０１３（地上系）０４８-５００-９０-４９０１３（衛星系）

ＦＡＸ　１２０-９０-４９０３３（地上系）０４８-５００-９０-４９０３３（衛星系）

（イ）一般加入電話

電　話　０３-５２５３-７５２７　ＦＡＸ　０３-５２５３-７５３７

（８）　勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）、又は県（防災対策課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行うものとする。

ア　千葉県（県防災行政無線統制室）

（ア）　県防災行政無線

電　話　５００-７２２５（地上系）　０１２-５００-７２２５（衛星系）

ＦＡＸ　５００-７１１０（地上系）　０１２-５００-７１１０（衛星系）

（イ）　一般加入電話

電　話　０４３-２２３-２１７８　ＦＡＸ　０４３-２２２-５２１９

イ　総務省消防庁（消防庁宿直室）

（ア）　消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電　話　１２０-９０-４９１０２（地上系）０４８-５００-９０-４９１０２（衛星系）

ＦＡＸ　１２０-９０-４９０３６（地上系）０４８-５００-９０-４９０３６（衛星系）

（イ）　一般加入電話

電　話　０３-５２５３-７７７７　ＦＡＸ　０３-５２５３-７５５３

ウ　報告責任者の選任

市、県及び防災関係機関は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておくものとする。

区　分	所 掌 事 務	県		市	防災関係機関
		本　庁	出先機関		
総括責任者	市、県及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	各部（局庁）ごとに１名	各機関に１名	総務課長	各機関に１名
取扱責任者	市、県及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。	各課に１名（協力班を除く。）	海匝地域振興事務所は１名	総務課長が指定したもの	各機関において所掌事務等を勘案して定める。

別表１　被害の認定基準

区　　分		認　　定　　基　　準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、即ち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊	住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、即ち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	準半壊に至らない（一部損壊）	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、その住家の損害割合が 10%未満のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

区　　分		認　　定　　基　　準
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 準半壊、一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
り災者		り災世帯の構成員とする。
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第 1 条 1 項に規定する病院（患者 20 人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
その他被害	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最も多く停電した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック・石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	

区　　分		認　　定　　基　　準
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害金額	共　通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

6　災害時の広報

収集した災害の情報を市民にあらゆる手段を用い広報し、民心の安定を図る。

（1）　実施機関

秘書広報部を窓口として、必要に応じて各防災関係機関が独自に行う。

また、この目的達成のため、各防災機関は相互に連携して、広報資料の情報交換に当たるものとする。

（2）　広報活動

ア　市本部が収集した情報及び対策を速やかに報道機関に発表する。

イ　市本部が収集した情報及び対策を速やかに市民等及び関係機関に広報する。

ウ　広報活動は、情勢の急速な推移に適応した媒体を活用する。

エ　被災地域に対する広報及び広聴活動を次の方法によって行う。

（ア）　報道機関（新聞・ラジオ・テレビ等）を通じて行う。

（イ）　市、県及び匝瑳警察署が適当な広報媒体を活用し、直接市民等に対して行う。

（ウ）　被災者又は市民等の要望等を聞くための広聴活動を行う。

オ　広報媒体の利用

（ア）　広報活動資料及び記録用として災害写真を撮影する。

（イ）　新聞・ラジオ・テレビ及びインターネット等を利用して適時に広報を行う。

（ウ）　広報紙、チラシ、掲示物等を作成して配布又は適当な場所に貼付する。

（エ）　広報記録映像を作成する。

（オ）　広報車を利用して対策等の周知徹底を図る。

（3）　広報内容

ア　避難方法等に関する情報

イ　被害に関する情報

（ア）　人及び家屋関係

（イ）　公益事業関係

（ウ）　交通施設関係

（エ）　土木港湾施設関係

（オ）　農林水産関係

（カ）　商工業関係

（キ）　教育関係

（ク）　その他

ウ　応急対策活動に関する情報

（ア）　水防、警備、救助及び防疫活動

（イ）　通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

（ウ）　その他一般市民及び被災者に対する必要な広報事項

エ　流言飛語の防止に関する情報

オ　交通規制等に関する情報

（４）　放送機関及び窓口

【放送要請機関及び窓口】

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電話	ＦＡＸ	電話	ＦＡＸ
日本放送協会千葉放送局(放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送株式会社報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
株式会社ベイエフエム総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
株式会社ニッポン放送編成局報道部	－	－	03-3287－7622	03-3287-7696

第４節　地震・火災避難計画（総務部、市民部、福祉部、学校教育部）

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、市民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

１　計画内容

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物、又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

市にあっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導体制を整えるものとする。

２　実施機関

（１）　実施責任者

避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第１次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

ア　市長等（災害対策基本法第６０条）

イ　警察官、又は海上保安官（災害対策基本法第６１条、警察官職務執行法第４条）

ウ　水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第２９条〕）

エ　知事、又はその命を受けた県職員（水防法第２９条、地すべり等防止法第２５条）

オ　災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第９４条〕）

（２）　避難所の設置

ア　避難所の設置は、市長が行い、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ　市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ　知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

エ　市単独で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

３　避難の指示等

（１）　避難の指示等の要件

災害による市民等の生命、又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節２（１）に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難

の指示等を行う。

ア　市長等の措置

市長は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに立退きの指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

知事は、災害の発生により市がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

イ　警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により、市民の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、直ちに市民に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

警察官は、市民の生命又は身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該市民に立退きを指示する。

ウ　自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる市民に避難の指示をする。

エ　知事等の措置（水防法第２９条、地すべり等防止法第２５条）

知事等は、地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の市民に対し立退きを指示する。

（２）　避難指示等の内容

市長等が避難指示等を行う場合は、原則として、次に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア　避難対象地域

イ　避難先

ウ　避難経路

エ　避難指示等の理由

オ　その他必要な事項

（３）　避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア　市民等への周知

避難の措置を実施したときは、防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織、宿泊施設管理者の協力を得て市民、観光客等に対し、その内容の周知徹底を図る。

イ　関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊及び銚子海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

4　避難誘導等

市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう

避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

（1） 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で、避難支援等関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

（2） 市は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難が、かえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努めるものとする。

（3） 県は、市と連携し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

5　避難所の開設・運営

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し受け入れ保護する。

避難所の運営については、「匝瑳市避難所運営マニュアル」に基づき、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策、性暴力・ＤＶの発生防止等についても適切に対応するよう努めるものとする。

（1） 市は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント、又は応急仮設住宅を設置し、対応する。

なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災市民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

（2） 市は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。

（3） 避難所の管理・運営に当たっては、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理・運営する者に加えるように努めるとともに、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレ等、施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配布等、運営上の配慮に努める。

（4） 市は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、段ボールベッド、畳・パーティション、仮設風呂・シャワー、組立式トイレ等である。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策等、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

（5） 停電時に対応した避難所とするため、非常用自家発電装置、太陽光発電設備及び蓄電池の整備等の対策を図る。

（6） 市は、ペットとの同行避難に備えて、「匝瑳市避難所運営マニュアル」及び県が策定した「災

害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの避難スペースを確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及びペット同行避難に係る訓練の実施に努める。

（７） 市は、避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト及び感染症対策備品の備蓄等、必要な措置を講じるよう努める。

（８） 市は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

6　安否情報の提供

市及び県は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

7　災害救助法適用の場合の避難所設置に係る救助内容

（１） 対象経費

ア　避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費

イ　消耗器材費

ウ　建物等の使用謝金、借上費又は購入費

エ　光熱水費

オ　仮設便所等の設置費

カ　福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のため必要な当該施設における通常の実費

（２） 限度額

１人１日当たり３３０円以内とする。

（３） 避難所開設の期間

避難所開設の期間は、災害発生の日から７日以内とする。

第５節　津波避難計画（総務部）

本市では、地震に伴い発生する津波から市民が迅速、円滑に避難できるよう「匝瑳市津波避難計画」を定めている。

この計画は、地震が発生してから津波が終息するまでの間、市民の生命及び身体の安全を守るための計画であり、津波からの避難が必要な「避難対象地域」や津波から避難するための「避難所」、「避難路」等を指定している。

また、津波からの避難は、津波による浸水のおそれのない目標地点を定めて避難することが原則であり、避難の基本は「高台を目指す」ことである。

１　情報伝達

市は、気象庁が発表する津波注意報、津波警報及び大津波警報、地震及び津波に関する情報等をＪ－ＡＬＥＲＴにより、市の防災行政無線を自動起動し、瞬時に市民等へ情報伝達を行う。

また、あらかじめ定めてある避難指示の発令基準に基づき、市民等に対して、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。

なお、市民等への津波注意報等の情報伝達に当たっては、次に留意して行うものとする。

（１）　市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いる等市民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。

（２）　市民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市は多様な広報媒体（防災行政無線、広報車、サイレン、防災メール及び緊急速報メール）を活用し、市民等への津波注意報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。

（３）　気象庁等が発表する津波注意報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があるため、津波注意報等が発表されている間は海岸付近に近づかない等、災害の危険性が継続していることを継続的に情報伝達する。

（４）　走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人及び観光客等にも津波注意報等を伝達できるよう、防災行政無線、Ｊ－ＡＬＥＲＴ等の活用を図り、情報の伝達に努める。

（５）　河川・海岸地域では、市、防災関係機関等が、相互に連携を図り、強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び状況により海面監視を実施し、潮位等の異常な変動や津波の河川遡上等の情報の取得に努める。

２　避難指示等

津波注意報等が発表された時の避難指示の発令基準については、「匝瑳市津波避難計画」及び「避難指示等の判断・伝達マニュアル」のとおりとする。

３　避難対象地域

避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域である。

なお、避難対象地域は、県の津波浸水予測図等をもとに指定する。

4　避難所及び避難路（避難経路）の指定

避難対象地域の範囲を勘案し、市内小中学校及び公共施設を津波避難所に指定する。また、市民等が安全に避難できるよう避難路を指定する。

5　市民等の避難行動

（1）　市は、市民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう、防災行政無線や車両広報等によって誘導することとする。

（2）　市民等の避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の支援も考慮し行う。

（3）　市民等の避難誘導に当たる消防団員、警察官等は、あらかじめ定めてある行動ルールに従い予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。

（4）　市民等の避難の際に、東日本旅客鉄道株式会社が管理する線路に設置されている遮断機が地震に伴う停電等によって渋滞が引き起こされる可能性がある。そのような場合、東日本旅客鉄道株式会社は状況を速やかに市へ連絡し、市は匝瑳警察署及び関係機関に連絡し、誘導することとする。

（5）　地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、自動車で安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討するものとする。

第６節　要配慮者の安全確保対策（総務部、市民部、福祉部）

地震により、市民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者を安全な場所へ避難させるため可能な限りの措置を取り、被災者の生命及び身体の安全の確保に努める。

特に、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、避難に支援を要する避難行動要支援者については、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

１　要配慮者の安全確保

（１）　避難誘導等

要配慮者については、避難支援等関係者が中心となり、避難誘導や必要な支援を行う。

特に、災害時の迅速な避難が困難である避難行動要支援者への避難誘導・支援に当たっては次の事項に留意して行うものとする。

ア　避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ　危険な場所には、表示及びなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ　状況により、要配慮者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ　避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会、自治会等の単位で行うこと。

オ　避難誘導等、支援に当たっては、避難支援者自身の安否を確保するよう配慮すること。

（２）　安否確認

避難行動要支援者名簿等を活用し、避難支援等関係者を中心として地域の協力を得ながら、速やかに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努める。

２　避難所の開設、要配慮者への対応

（１）　避難所の開設は、第４節の地震・火災避難計画による。

市は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、必要に応じて、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所の開設について調整を図るものとする。

避難所における支援として、具体的には、次の３点が考えられる。

ア　避難所における要配慮者相談窓口の設置

イ　避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ　避難所における要配慮者支援への理解促進

また、県は避難所における高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下を防ぐため、市から要請があった場合等、必要に応じて、「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）を避難所へ派遣する。

市は、要請を行った場合における千葉県災害福祉支援チームの受け入れ体制等について、あらかじめ検討しておく。

（２）　外国人に対する対応

県は、災害の状況に応じ、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローと連携して、災害時多言語支援センターを設置し、日本語の理解が十分でない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行う。

また、被災地における語学ボランティアの需要状況を基に、派遣先や必要な派遣人員等を被災市町村等と調整の上、援助を必要としている避難所等へ同財団に登録されている語学ボランティアを派遣する。

市は、多言語による広報等に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に配慮した避難所運営に努める。

3　福祉避難所の設置

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、「福祉避難所の確保に関する協定」を締結した要配慮者利用施設等と調整を図り福祉避難所として設置する。

（1）　福祉避難所の設置は、市長が発災後に福祉避難所の確保に関する協定を締結した施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

（2）　本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

（3）　福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

【第５編資料編　２　条例・拠点関連　福祉避難所一覧】

4　避難所から福祉避難所への移送

市は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市は、福祉避難所の確保に関する協定を締結した施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、関連団体と協力して、市民等に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5　緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な要配慮者については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

6　被災した要配慮者の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者、障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等につい

て検討していくものとする。

また、被災した要配慮者の生活の確保として、県及び市は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う体制づくりに努める。

（１） 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

（２） 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第７節　消防・救助救急・医療救護活動（総務部、保健部、建設部、医療部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

消防組合、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から市民の生命及び財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるとき、市は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

１　消防活動

（１）　活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防及び消防団の全機能をあげて展開し、市民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

大地震の発生により、津波や火災等の災害発生が予測された場合は「災害対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括するものとする。

（２）　活動方針

震災時には、市民の生命及び身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

なお、消防団を含め消防組合においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

（３）　活動の基本

ア　常備消防

（ア）　重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先して消防活動を行うものとする。

（イ）　消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

（ウ）　市街地火災の優先

火災によって、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

イ　消防団

（ア）　出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、市民と協力して初期消火を図るものとする。

（イ）　消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動については、単独、又は常備消防と協力して行うものとする。

（ウ） 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

（エ） 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させるものとする。

（４） 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要が生じた場合、市長は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努めるものとする。

２ 救助・救急

（１） 活動体制

消防組合及び警察署は、それぞれの消防活動方針、警備活動方針によるほか、県、県医師会、旭匝瑳医師会、日赤県支部、自衛隊等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

（２） 救助・救急活動

機関名	項 目	対 応 措 置
匝瑳市横芝光町消防組合	救助・救急活動	１　活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 ２　出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 （１） 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 （２） 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 （３） 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 （４） 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	１　傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防組合、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 ２　救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制の下に行う。
	傷病者多数発生時の活動	１　災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 ２　救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
警察署		１　救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校等、多人数の集合する場所等を重点に行う。 ２　救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐ等、速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。
海上保安部		１　海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 ２　負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 ３　避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

（3） 救助・救急資機材の調達

ア　初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ　装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3　水防活動

地震水害等の発生に対する水防活動については、「千葉県水防計画」に基づき実施する。

4　危険物等の対策

（1） ガス等の保管施設の応急措置

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
千葉県	1　高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2　関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3　連絡通報体制の早期確立を図る。
匝瑳市横芝光町消防組合	1　必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2　関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業保安監督部	1　正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2　災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガス事業所	1　ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。 2　地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3　ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

（2） 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防組合は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

ア　危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ　混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ　危険物による災害時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ　災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺市民等に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

（３） 火薬類保管施設の応急措置

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
千葉県	延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。 １　関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 ２　事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

（４） 毒物、劇物保管施設の応急措置

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
千葉県	次の各項の実施について指導する。 １　毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 ２　中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 ３　災害時における保健所（健康福祉センター）、警察署又は消防組合に対しての連絡通報
県教育委員会	災害時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。 １　災害時の任務分担 ２　出火防止及び初期消火活動 ３　危険物等の漏洩及び流出等による危険防止 ４　実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 ５　児童生徒等に対する、災害時における緊急措置に関する安全教育の徹底 ６　被害状況の把握、情報収集及び伝達等 ７　避難場所及び避難方法

（５）危険物等輸送車両等の応急対策

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
匝瑳市横芝光町消防組合	１　事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ２　必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 ３　危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
警察署	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
関東東北産業保安監督部	１　正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ２　高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 ３　災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 １　災害時の緊急連絡設備を整備する。 ２　災害時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ３　輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
日本貨物鉄道株式会社	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、ＪＲ貨物における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

5　医療救護

災害時においては、本計画及び県が策定した「千葉県災害医療救護計画」に基づき医療救護活動を展開するものとする。

（1）　関係者とその役割

ア　市民

（ア）　災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。

（イ）　災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。

（ウ）　自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ　市（保健部・医療部）

（ア）　保健部

a　大規模な災害が発生し、医療救護活動を実施する必要が生じた場合、救護本部及び救護所を設置する。

b　医療救護活動を行うに当たり必要と認めるときは、一般社団法人旭匝瑳医師会及び一般社団法人香取匝瑳歯科医師会に対し、救護班の編成及び派遣を要請する。

c　市の医療部が編成する救護班と、一般社団法人旭匝瑳医師会及び一般社団法人香取匝瑳歯科医師会が編成する救護班が協力して医療救護活動を行えるよう連絡調整を行い、救護班の補助を行う。

d　応急救護に必要な医薬品や資機材の調達を図る。

e　感染症や生活不活発病の防止等の防疫活動を行う。

（イ）　医療部

a　災害時から地域医療の復旧に至るまで、市民等に対する医療救護活動を行う。

b　本計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。

c　災害時において、医療救護活動のため必要な場合、救護班を編成し、県の災害医療本部及び海匝保健所（海匝健康福祉センター）が設置する合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携の下に医療救護活動を実施する。

ウ　県

（ア）　市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市に対し、医療救護活動の応援を行う。

（イ）　県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。

（ウ）　千葉県地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ」という。）[注13]及び災害派遣精神医療チーム（以下

[注13] 災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）

災害急性期において、被災者に対する救急治療を行う専門的な医療チームで、医師、看護師及び事務調整員（医師、看護師以外の医療職及び事務職員）で構成される。

「ＤＰＡＴ」という。）[注14]の編成、派遣の検討に関することを含む）の整備を図る。

（エ）災害時においては、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連係の下に医療救護活動を実施する。

（オ）保健所（健康福祉センター）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連係の下に医療救護活動を実施する。

エ　医療機関

市内における医療機関の状況は、資料編に掲載のとおりとする。

【第５編資料編　６　体制・連絡関連　市内医療機関一覧】

オ　薬局

市内における薬局の状況は、資料編に掲載のとおりとする。

【第５編資料編　６　体制・連絡関連　市内薬局一覧】

カ　災害協定締結団体

一般社団法人旭匝瑳医師会及び一般社団法人香取匝瑳歯科医師会

（２）　災害時の活動

ア　指揮と調整

（ア）大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、医療救護活動のため必要な場合、災害時の医療救護を担当する部署として、県においては災害医療本部を、市においては救護本部を保健センターに設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。

（イ）県は災害医療本部内に、ＤＭＡＴ調整本部を置く。ＤＭＡＴ調整本部長は、県内で活動するＤＭＡＴの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にＤＭＡＴ活動拠点本部等を設置してＤＭＡＴを配置し、指揮及び調整を行わせる。

（ウ）県は災害医療本部内に、ＤＰＡＴ調整本部を置く。ＤＰＡＴ調整本部長は、県内で活動するＤＰＡＴの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて保健所（健康福祉センター）等にＤＰＡＴ活動拠点本部等を設置してＤＰＡＴを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてＤＰＡＴや他の医療救護班との調整を図る。

（エ）市の救護本部は、必要に応じて合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

イ　医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

（ア）　災害に起因する負傷者

（イ）災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者

（ウ）　災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者

（エ）　災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ　情報の収集と提供

市及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関と連携し、次について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

[注14] 災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team）

被災者及び支援者に対する精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的な精神医療チームで、精神科医師、看護師及び事務調整員（医師、看護師以外の医療職及び事務職員）で構成される。

（ア） 傷病者等の発生状況
（イ） 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
（ウ） 避難所及び救護所の設置状況
（エ） 医薬品及び医療資器材の需給状況
（オ） 医療施設、救護所等への交通状況
（カ） その他医療救護活動に資する事項

エ　医療救護活動の実施

（ア） 市及び県は、緊密な連携の下に協力して医療救護活動を行う。

（イ） 市長は、市の医療救護に関する計画に基づき、市が編成した救護班と一般社団法人旭匝瑳医師会及び一般社団法人香取匝瑳歯科医師会が編成する救護班が協力して医療救護活動を行えるようにする。

なお、市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援、災害派遣要請に基づく自衛隊の救援を得て実施する。

（ウ） 救護班が行う医療救護の活動は、負傷者の選別（トリアージ）、医療機関への搬送者の選別、救急活動等とし、原則、救護所において実施する。

（エ） 市は、海匝保健所（海匝健康福祉センター）により合同救護本部が設置されたときは、職員を派遣する等により合同救護本部の活動に協力し、近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

（オ） 市は、指定避難所及び自然発生的にできた避難所の公衆衛生ニーズを把握し、海匝保健所（海匝健康福祉センター）と連携し、被災者の健康維持のための対策を実施する。

（カ） 市は、大規模な災害が発生し、医療救護活動を実施する必要が生じた場合、救護所を設置する。

救護所の設置場所は、市域の被害状況を考慮した上で、最も安全で資機材搬送の利便性が高い施設等から選定することとし、国保匝瑳市民病院の敷地内を第一候補地とする。ただし、傷病者の発生状況に応じて、救護本部の設置場所であり、医療救護活動に必要な医療材料品等を保管している保健センター若しくはその他の避難所等に設置する。

また、救護所を設置し運営した場合は、その状況を海匝保健所（海匝健康福祉センター）の合同救護本部に報告するとともに、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）への入力を行うものとする。

（キ） 市は、救護所における通信機器の整備及び連絡手段の確保に努める。

（ク） 知事は、市長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市の傷病者等に対する医療救護活動を行う。

（ケ） 知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。

a　災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。
b　医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。
c　医療チームの編成、派遣に関すること。
d　患者の搬送及び受入れの調整に関すること。
e　医療機関、医療チームへの支援に関すること。
f　関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。
g　その他の傷病者等の医療救護に関すること。

オ　医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保

（ア） 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じて、発災時の速やかな受け入れに努める。

（イ） 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。

（ウ）搬送先の確保を要請された市の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた県の災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ　傷病者等の搬送

大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

（ア） 市は、傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。

（イ） 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

（ウ） 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市長又は知事に要請する。

（エ） 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは市が、救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携の下に実施する。なお、総務部と保健部が連携し、他部の協力を得て行うものとする。

（オ） 市民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ　応援要請

市長は、必要に応じて、国保匝瑳市民病院の救護班に出動を命じ、一般社団法人旭匝瑳医師会及び一般社団法人香取匝瑳歯科医師会の長に救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

ク　医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保

発災時における医薬品等の確保については、原則として次のとおりとする。

（ア） 市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて救護所等に提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、海匝保健所（海匝健康福祉センター）の合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に提供を要請する。

（イ） 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、海匝保健所（海匝健康福祉センター）の合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に供給を要請する。

（ウ） 県は、医薬品等を備蓄し、市の求めに応じて提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。

（エ） 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

ケ　地域医療体制への支援

市又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市の救護本部又は海匝保健所（海匝健康福祉センター）の合同救護本部の調整の下に、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援するよう努める。

（３）　災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

（４）　医療救護体制図について

医療救護体制については次のとおりである。

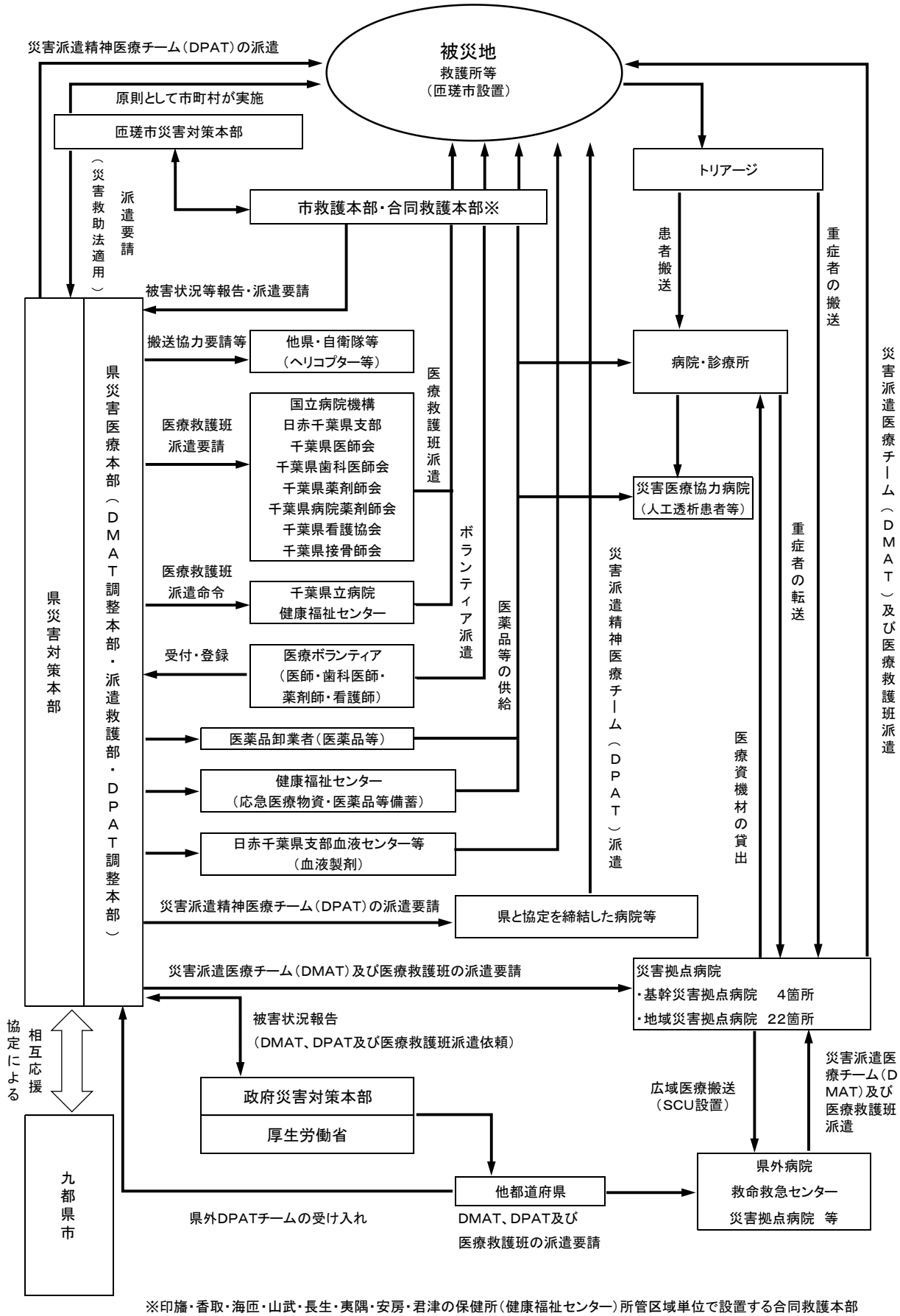

※印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の保健所（健康福祉センター）所管区域単位で設置する合同救護本部

災害拠点病院一覧図

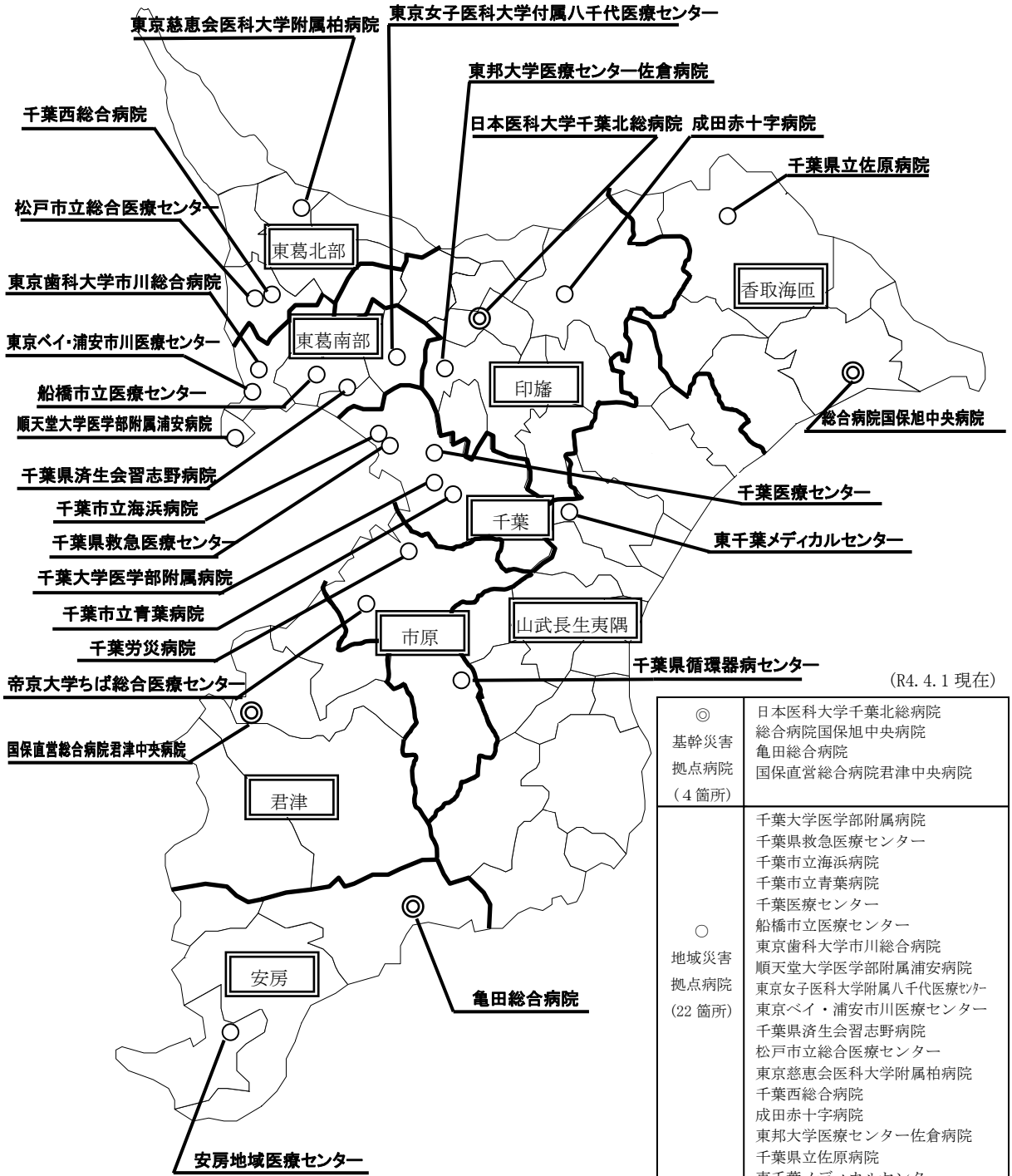

（R4.4.1 現在）

◎ 基幹災害拠点病院 （4箇所）	日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院
○ 地域災害拠点病院 (22箇所)	千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 千葉市立青葉病院 千葉医療センター 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療ｾﾝﾀｰ 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 千葉西総合病院 成田赤十字病院 東邦大学医療センター佐倉病院 千葉県立佐原病院 東千葉メディカルセンター 安房地域医療センター 帝京大学ちば総合医療センター 千葉県循環器病センター 千葉労災病院

第８節　警備・交通の確保・緊急輸送対策（総務部、建設部、産業部）

災害時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため市民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り及び交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

１　千葉県警察災害警備実施計画

（１）　災害警備の基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、他の防災関係機関と連携の下、人命の保護を第一に被災者の救出救助、交通規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たるものとする。

（２）　警備体制

警察署は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア　連絡室

震度４以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

イ　対策室

震度５弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

ウ　災害警備本部

震度５強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合、又は内閣総理大臣の警戒宣言が発せられた場合等

エ　情報連絡員（リエゾン）の派遣

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合

（３）　災害警備活動要領

ア　要員の参集又は招集

イ　災害情報等の収集及び救出・救助活動

ウ　関係機関との連携

エ　装備資機材の運用

オ　通信の確保

カ　警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

キ　危険箇所に対する警戒及び避難誘導

ク　各種広報活動

ケ　災害の拡大防止と二次災害の防止

コ　報道発表

サ　行方不明者の捜索及び迷子等の保護

シ　死体の見分、検視及び身元確認等

ス　交通対策

セ　地域安全対策（犯罪の予防・取締り・相談活動）
ソ　協定に基づく関係機関への協力要請
タ　その他の諸対策

2　銚子海上保安部非常配備計画

海上における大規模海難等の発生が予想される場合においては､海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

（1）　非常配備　甲

ア　予想される大規模犯罪の当事者及び関係者等に対する指導・説得等に関する事項
イ　大規模犯罪の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な船舶の航行を制限する等の安全対策に関する事項
ウ　関係機関との協議及び協力に関する事項
エ　その他予想される事案に対する措置に関する事項

（2）　非常配備　乙

ア　海難の発生するおそれがある船舶等に対する避難勧告、移動命令等の実施に関する事項
イ　大規模海難等の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な船舶の航行を制限する等の安全対策に関する事項
ウ　関係機関との協議及び協力に関する事項
エ　その他予想される事案に対する措置に関する事項

3　交通規制計画

（1）　被災施設の応急対策方法

ア　交通支障箇所の調査

建設部及び産業部は、その管理に属する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。

イ　調査及び報告

（ア）　建設部及び産業部は、調査の結果、支障箇所を発見した場合は、速やかにその路線名箇所、被害拡大の有無、う回路線の有無その他被災の状況等を市長（本部長）に報告する。

（イ）　市長（本部長）は、報告を受けたとき、その状況を直ちに市の区域を管轄する関係機関の長に報告する。

（2）　交通規制（道路管理者の交通規制）

道路管理者は、道路法第４６条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

（3）　緊急通行車両の確認等

ア　緊急通行車両の確認

（ア）　車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第３９条第１項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

（イ）　前記（ア）により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、

災害対策基本法施行規則第６条に定める標章及び確認証明書を交付する。

（ウ） 前記（イ）により交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

イ　緊急通行車両の事前届出・確認

（ア） 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第５０条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

（イ） 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

（ウ） 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(３)アの確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記(３)イの標章及び確認証明書を交付する。

（４） 震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

ア　走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。

（ア） 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。

（イ） 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。

（ウ） やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車する等通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ　通行禁止区域においては、次の措置をとること。

（ア） 車両を道路外の場所に置くこと。

（イ） 道路外に置く場所がない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。

（ウ） 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

４　輸送車両等の確保

災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策の実施に必要な人員資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

（１） 実施

災害対策本部長（市長）の指揮の下に、災害応急対策実施責任者の要請により実施する。

（２） 輸送方法

ア　自動車輸送

イ　軌道車輸送

ウ　航空機輸送

（３） 自動車輸送

ア　調達順序

第１位　公共機関所有車両

第２位　営業用車両

第３位　一般自家用車両

（注）自衛隊車両については、状況により適切に知事に対して要請を依頼する。

イ　一般社団法人千葉県トラック協会の協力

トラックを必要とする場合、状況により県を通じて一般社団法人千葉県トラック協会に依頼する。

ウ　市所有車両

市が所有する車両は、第５編資料編に掲載のとおりである。

【第５編資料編　３　資機材関連　公用車一覧表】

（４）　緊急輸送

災害時の被害者の救援･救護活動及び緊急物資の輸送に対処するため､道路(緊急輸送道路)、臨時ヘリポート等の輸送施設や輸送拠点を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを構築していく。

ア　緊急輸送道路

県は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等を１次路線と、また１次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道等を２次路線と、あらかじめ千葉県緊急輸送道路を機能別に分類している。

市内における千葉県緊急輸送道路は、次のとおりである。

機　能	路線種別	路 線 名	起　　点	終　　点	管 理 者
１次路線	国道	一般国道 ２９６号	船橋市 宮本	匝瑳市 仲町	県
	国道	一般国道 １２６号 他２路線	銚子市 三軒町	千葉市 稲毛区天台	県、 千葉市
２次路線	主要地方道	飯岡一宮線	旭市 下永井	一宮町 鳴山	県
	主要地方道	八日市場 野栄線	匝瑳市 八日市場イ	匝瑳市 野手浜	県

イ　臨時ヘリポート

陸海による輸送を更に強化するため、臨時ヘリポートを開設する。

５　規制除外車両の確認等

（１）　規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

（２）　規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記３（３）を準用する。

（３）　規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

ア　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ　医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記３（３）を準用する。

6　道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」等交通上重要と認められる路線を最優先に一般社団法人千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧等の道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第７６条の６の規定に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

（１）　緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して次を実施する。

ア　緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

イ　運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

（２）　土地の一時使用

（１）の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。

第９節　救援物資供給活動（総務部、環境生活部、産業部、八匝水道企業団）

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水、食料及び生活必需品の供給活動並びに救援物資、要員等の輸送を行うための輸送車輌、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市からの要請等に基づき、県は、食料及び生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。そのため、市は、「プッシュ型」支援等も視野に入れた活動体制をとるものとする。

１　応急給水

八匝水道企業団は、災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない市民に対して、八日市場配水場及び光調整池等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

（１）　実施機関

ア　飲料水の供給は、八匝水道企業団による協力の下、市長が行い、環境生活部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

イ　市長は、市単独で処理不可能な場合、近接市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ　県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ　水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

（２）　給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少１人１日３リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

（３）　八匝水道企業団による飲料水の供給

ア　飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ　広報

震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

２　食料・生活必需物資等の供給体制

災害により食料の配給販売機関等が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し応急的な炊出しを行い、又は住家に被害を受けたため一時縁故先等へ避難する者等に対し、必要な食料を支給することにより、被災者の食生活を保護する計画とする。

なお、千葉県が定めた「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本方針」に基づく備蓄計画の策定を検討する。

（１） 実施機関

ア　食料の供給は、市長が行い、産業部がこれに当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長がこれを補助する。

イ　市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ　市長は、市単独で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

（２） 災害救助法による炊出しその他による食品の給与

災害救助法を適用した場合の、炊出しその他による食品の給与は、次のとおりである。

ア　炊出しその他による食品の給与を受ける者

（ア） 避難所に避難している者

（イ） 住家に被害を受け又は災害により現に炊事のできない者

イ　炊出しその他による食品給与の方法

（ア） 炊出しその他による食品の給与は、次項の調達計画による米穀、乾パン又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与に当たっては、被災者が直ちに食することができる現物を給する。

（イ） 米穀による炊出し給与は、市長が、匝瑳市赤十字奉仕団等の協力を得て、炊出し設備等により炊飯して行う。

（ウ） 炊出し給与のための調味料及び副食品等は関係業者等から調達し、これに充てるものとする。ただし、本市において調達が不可能、若しくは必要数量に満たない等の際には、その補給について知事に要請する。

ウ　炊出しその他による食品給与の経費内容及び限度額

（ア） 経費内容

主食費、副食費、燃料費、機械・器具及び備品等の使用謝金又は借上費、消耗器材費及びその他の雑費とする。

（イ） 限度額

一人１日当たり１，１８０円以内とする。

エ　炊出しその他による食品給与の期間

災害発生の日から７日以内とする。

（３） 政府所有米の調達

市長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請する。知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成２１年５月２９日付け２１総食第１１３号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。

交通通信が途絶し、災害地が孤立して上記の手続きが取れない場合は、市長は直接農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。この場合は、必ず県に報告することとし、県

はこれを受けて農産局長に連絡する。

【第５編資料編　５　報告・要請様式　災害救助用米穀の引渡要請書】

（４）　市備蓄物資の活用

市備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

（５）　政府所有米穀の受渡し系統図

【Ⅰ　市からの要請を受け、県が農産局長に要請する場合】

市から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農産局長に要請し、売買契約（様式４－２４）を締結する。

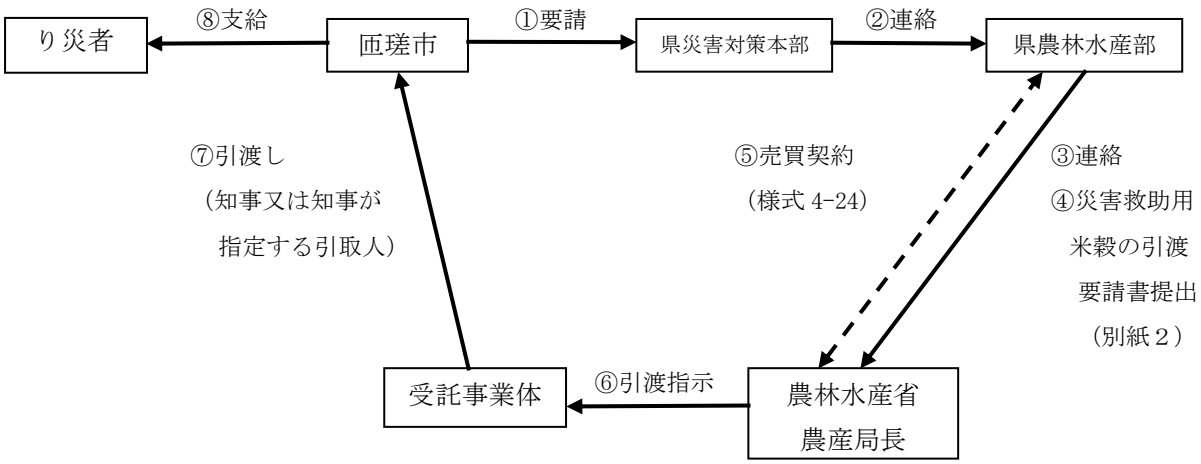

【Ⅱ　直接、市が農産局長に要請する場合】

市が直接、農産局長に供給要請した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農産局長に連絡する。

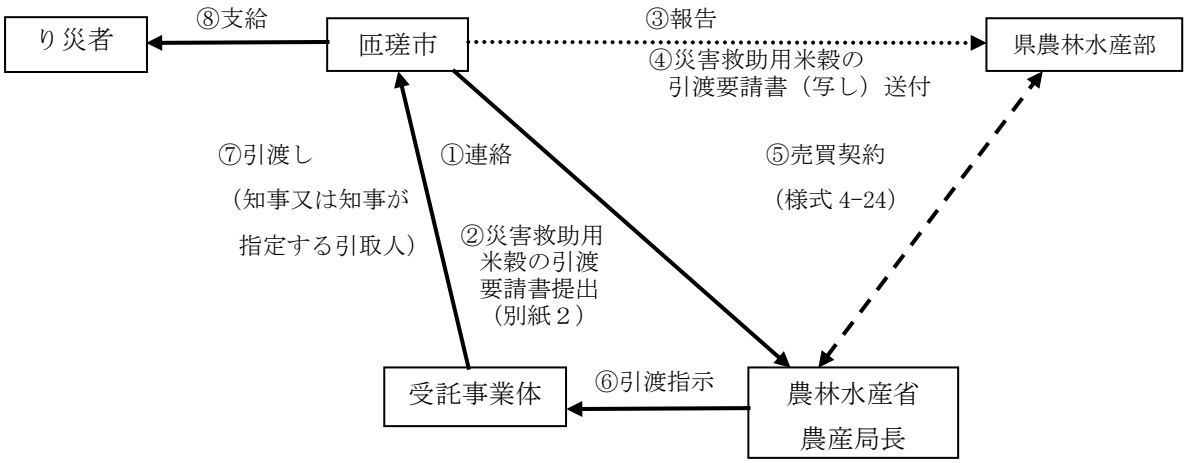

第１０節　広域応援の要請及び県外支援（総務部）

大規模地震時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時においては相互に協力し緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導の下、体制整備に努めるものとする。

１　国等に対する応援要請

（１）　職員の派遣要請又は斡旋

ア　市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

イ　知事は、指定行政機関の長、又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

（２）　知事は、災害応急対策、又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。

千葉県公安委員会は、広域緊急援助隊の派遣の要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

２　千葉県大規模災害時応援受援計画

県は、大規模な自然災害時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（ＤＭＡＴ等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成２８年３月に策定した「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

（１）　救援部隊

被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。

広域防災拠点（広域活動拠点等）　４施設（県内３２施設）

支援ゾーン	施設名	備考（用途）
海匝・山武ゾーン	県東総運動場	自衛隊
	昭和の森	自衛隊
	旭文化の杜公園	消防、警察
	松尾運動公園	消防、警察

（２）　医療救護

被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点（災害拠点病院等）と連携し、県外からのＤＭＡＴの受入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。

広域防災拠点（災害拠点病院等）　２施設（県内２６施設）

支援ゾーン	施設名
海匝・山武ゾーン	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター

（３）　救援物資

平成２５年１月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

広域防災拠点（広域物資拠点）　民間営業倉庫　１施設

支援ゾーン	施設名
海匝・山武ゾーン	民間営業倉庫

※ 民間営業倉庫については、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書実施細目」に基づき、毎年４月に情報を更新する。

（４）　災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域防災拠点（広域災害ボランティアセンター）　１施設（県内５施設）

支援対象地域 （おもな支援対象）	名称	備考
海匝・山武・長生地域	九十九里広域災害ボランティアセンター	さんぶの森公園

（５）　運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続きについては、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、広域防災拠点の運用を図る。

３　県の市町村への応援

（１）情報連絡員（リエゾン）の派遣について

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等の情報を収集する。

（２）物的支援について

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

（３）人的支援について

県は、市町村から職員派遣の要請がある場合、又は、情報連絡員が市町村の支援ニーズを把握した場合、災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等について、次のとおり調整等を行い、人的支援措置を速やかに講ずるものとする。

ア　県応援職員の派遣調整

イ　「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく、市町村応援職員の派遣調整

ウ　ア及びイでは、十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく、国への応援要請

４　市町村間の相互応援

（１）　市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

（２）　知事は、上記（１）の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

ア　応援をすべき市町村名

イ　応援の範囲又は区域

ウ　担当業務

エ　応援の方法

（３）　市長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

（４）　兵庫県宍粟市と本市が締結した災害時等相互応援に関する協定に基づき、それぞれの市において災害が発生した場合に、被災市が応急対策及び応急復旧を円滑に遂行できるよう被害の状況に応じ、支援を行う。

５　消防機関の応援

（１）　消防組合は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

（２）　知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第４４条の３の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等を要請し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

（３）　消防組合は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュ

アルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防組合による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

6　水道事業体等の相互応援

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

7　資料の提供及び交換

（１）　防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

（２）知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

8　匝瑳市災害時受援計画

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、令和４年３月に策定した匝瑳市災害時受援計画に基づき、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

9　経費の負担

国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第１８条）

10　民間団体等との協定等の締結

市は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、既に協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

11　広域避難

（１）　広域避難の調整手続等

ア　市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ　県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

ウ　市は、県に対し、受入れ先の候補となる地方公共団体及びその地方公共団体における避難者の受入れ能力（施設数、施設概要等）、広域避難について助言を求めることができる。

エ　市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供するこ

とについても定める等、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

（２） 広域避難者への支援

ア　住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、市及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

イ　被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

第１１節　自衛隊への災害派遣要請（総務部）

大規模な地震等の災害が発生し、市民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事は、災害派遣の要請を行う。

１　災害派遣の要請

知事は、地震災害が発生し、人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は市長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

２　災害派遣の方法

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

（１）　知事の要請による災害派遣

ア　災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

この際、県内に震度６強以上を観測した場合は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。

イ　災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び当該市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

（２）知事が要請する暇がない場合等における災害派遣

ア　災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市長から自衛隊が通報を受け直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。

市長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

イ　災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ　災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ　庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

（３） 要請から派遣、撤収までの流れ

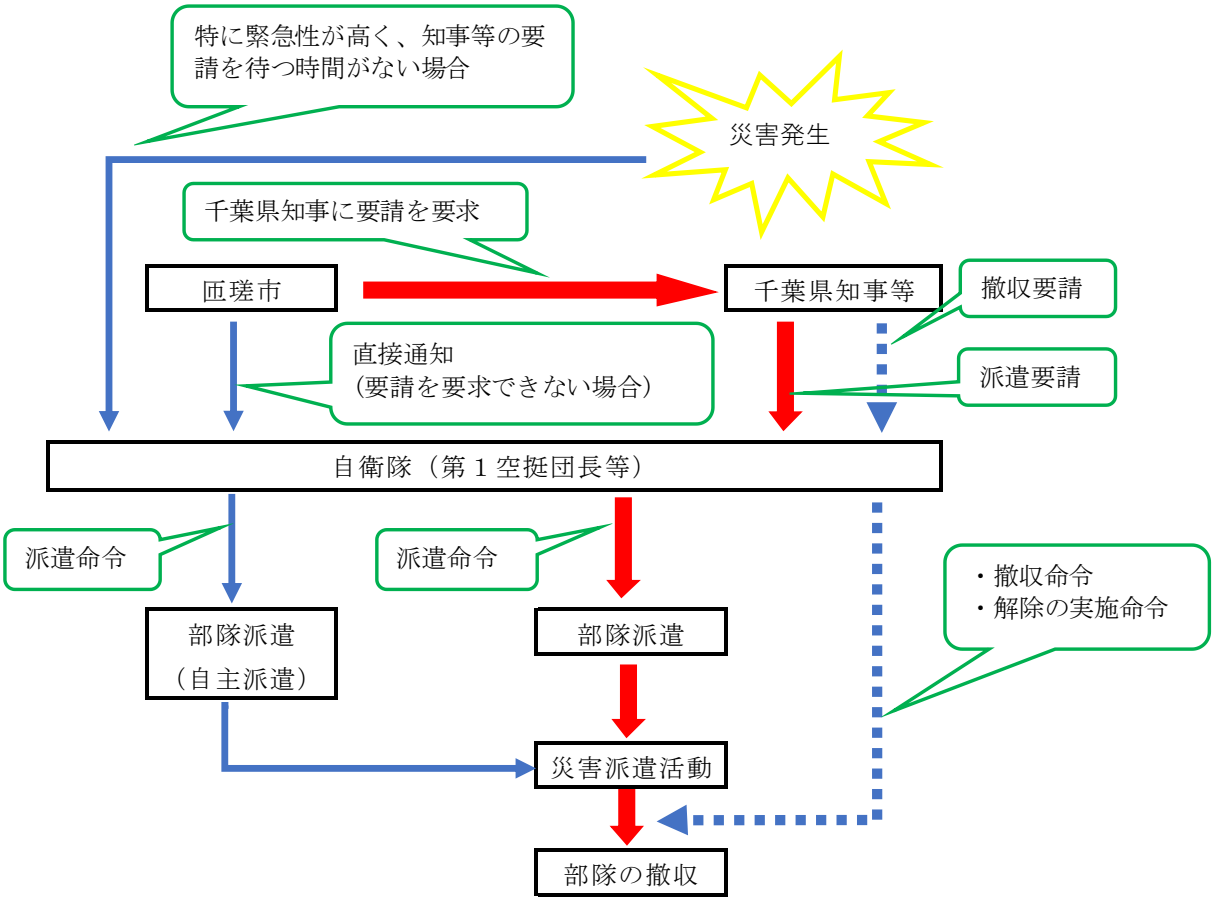

３ 災害派遣要請の手続等

（１） 要請者

千葉県知事

（２） 要請手続

ア 知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

（ア） 災害の情況及び派遣を要請する事由

（イ） 派遣を希望する期間

（ウ） 派遣を希望する区域及び活動内容

（エ） その他参考となるべき事項

イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第１空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

ウ　要請文書の宛先

区 分	あ て 先	所 在
陸上自衛隊に対するもの	第１空挺団長	〒２７４-８５７７ 船橋市薬円台３-２０-１
	高射学校長	〒２６４-８５０１ 千葉市若葉区若松町９０２
	第１ヘリコプター団長	〒２９２-８５１０ 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒２７０-２２８８ 松戸市五香六実１７
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監	〒２３８-００４６ 横須賀市西逸見町１
	下総教育航空群司令	〒２７７-８６６１ 柏市藤ヶ谷１６１４-１
	第２１航空群司令	〒２９４-８５０１ 館山市宮城無番地
航空自衛隊に対するもの	中部航空方面隊司令官	〒３５０-１３９４ 狭山市稲荷山２－３

（３）　市長の通報

市長は、災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊等に通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。

（４）　自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣の要請又は自衛隊自らの判断により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職、氏名その他必要事項を通知する。

４　知事への災害派遣要請の要求

（１）　知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市長が行う。

（２）市長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは､次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア　提出（連絡）先　防災危機管理部防災対策課

イ　提出部数　１部

ウ　記載事項

（ア）　災害の情況及び派遣を要請する事由

（イ）　派遣を希望する期間

（ウ）　派遣を希望する区域、活動内容

（エ）　連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

５　自衛隊との連絡

（１）　情報の交換

県防災危機管理部及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

（２）　連絡班の派遣

知事は､災害が発生し､また発生の恐れのある場合は､関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

（３）　連絡所の設置

県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内中庁舎１０階に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

6　災害派遣部隊の受入体制

（1）　他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

知事及び市長は、自衛隊の活動が他の災害救助、復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

（2）　作業計画及び資材等の準備

知事及び市長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め市民との連絡調整を実施する。

（3）　活動拠点及びヘリポート等使用の通知

知事及び市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議の上、使用調整を実施し部隊に通知する。

（4）　災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ　避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ　遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

エ　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ　消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防組合に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。

カ　道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

キ　応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用するものとする。

ク　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ　炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ　物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和３３年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ　その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7　災害派遣部隊の撤収要請（防災危機管理部）

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長と協議を行う。

8　経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

（１）　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

（２）　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料

（３）　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

（４）　天幕等の管理換に伴う修理費

（５）　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

9　自衛隊の即応態勢

（１）情報収集

震度５強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機等で情報収集する。

（２）初動対処態勢

ア　陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、１時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ　緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各１機が待機している。

（ア）　陸上自衛隊　第１師団第１飛行隊（東京都立川市）

（イ）　海上自衛隊　第２１航空群（千葉県館山市）

第１２節　学校等の安全対策・文化財の保護（学校教育部、社会教育部）

災害時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援も行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

１　防災体制の確立

（１）　公立学校

ア　防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

イ　事前準備

（ア）　校長は、学校の立地条件等を考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

（イ）　校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

a　計画的に防災にかかわる施設及び設備の点検整備を図る。

b　児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

c　教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。

d　勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

e　通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

ウ　災害時の体制

県は、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震等の揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡し等状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応等を示した「学校における地震防災マニュアル」（令和４年１月修正）を作成した。

各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

（ア）　校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

（イ）　校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。

（ウ）　校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、教育委員会に報告する。

（エ）　校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定する等、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

（オ）　校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行う等、災害状況と合致す

るよう速やかに調整する。

（カ） 応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ　災害復旧時の体制

（ア） 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

（イ） 被災地区の教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

（ウ） 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供すること等により、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。

（エ） 当該教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保すること等、早期の授業再開を支援する。

（２） 私立学校

ア　防災教育の一層の充実

市は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等発達段階に応じた防災意識の向上に努めるものとする。

イ　事前準備

校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る等、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講ずる。

また、避難所に指定されている学校は、市と運営方法について、あらかじめ協議しておく。

県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。

ウ　災害時の体制

校長は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置を執るとともに、被害状況等を市町村及び県総務部学事課に報告する。

エ　災害復旧時の体制

校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

２　学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具、通学用品等の学用品を給与する。

（１） 実施機関

教材・学用品の給与は、市長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

（２） 学用品の給与

ア　学用品の給与を受ける者

（ア） 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。

（イ） 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）

（ウ） 学用品を喪失、又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ　学用品給与の方法

（ア） 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

（イ） 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

（ウ） 実際に必要なものに限り支給する。

（エ） 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ　学用品の品目

（ア） 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和２３年法律第１３２号）」第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

（イ） 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

（ウ） 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

3　授業料等の減免・育英補助の措置

（１） 県

ア　授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

イ　育英補助の措置

被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

（２） 市

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

4　学校給食の実施

県は、学校の再開後、学校給食を再開するに当たっては、市町村等の要請に応じ、指導及び助言

を行う。

また、市等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に公益財団法人千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5　文化財の応急対策

（1）　災害時の状況把握及び報告

ア　県は、市及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

イ　市は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

ウ　文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市を経由し県に報告する。

（2）　災害時の応急措置

ア　県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

イ　市は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ　文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第１３節　帰宅困難者等対策（総務部、市民部）

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

１　一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市は、市民、企業、学校等の関係機関に対し、国、県、他市町村と連携して、テレビやラジオ放送等を通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

２　企業、学校等関係機関における施設内待機

企業及び学校等の関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

３　大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

４　帰宅困難者等への情報提供

県及び市は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用し、情報提供を行う。

また、県や関係機関と連携して防災メールや緊急速報メール、千葉県防災ポータルサイト、ＳＮＳ等を活用した情報提供についても検討する。

５　一時滞在施設の確保

市は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会が作成した「帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針」を参考に、所管する施設から耐震性等の安全性を考慮した上で、大規模集客施設や駅等の滞在者を一時的に受け入れられるための一時滞在施設を確保するよう努める。

６　徒歩帰宅支援

（１）　災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

市及び県は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

（２） 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。その際、市及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報等をテレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用し提供する。

【第５編資料編　４　協定関連　千葉県が締結している協定一覧（抜粋）】

第１４節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策（総務部、環境生活部、保健部、福祉部、医療部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響がある場合又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関との連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

１　保健活動

（１）　避難所等巡回による被災者の健康管理

保健部は、海匝保健所（海匝健康福祉センター）と連携して避難所等を巡回し、被災者の健康状態の把握、保健指導、栄養指導及び衛生状態の保持等の健康管理に努める。

（２）　二次健康被害の予防

保健部は、海匝保健所（海匝健康福祉センター）と連携し、災害発生後早い時期から、避難所等において健康相談が実施できる体制を構築するとともに、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群)、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

（３）　活動体制の整備

保健部及び海匝保健所（海匝健康福祉センター）は、平常時から避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、保健部は上記（１）及び（２）を実施する保健師・栄養士等の応援派遣の必要人員について検討し、海匝保健所（海匝健康福祉センター）に報告する。

海匝保健所（海匝健康福祉センター）は、積極的に市の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て、保健師・栄養士等を派遣するとともに、市の要請を県健康福祉部に報告する。

２　飲用井戸及び小規模水道等における飲料水の安全確保

海匝保健所（海匝健康福祉センター）では飲料水の検水を実施していないため、地震や津波等の影響により飲用井戸等における飲料水の汚染等のおそれがある場合、環境生活部は、必要に応じて飲料水の検水を民間検査機関に依頼する等、安全確保を図るものとする。

海匝保健所（海匝健康福祉センター）は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

３　防疫

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため､迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

（１）　防疫体制の確立

市は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

（２）　実施主体

災害時の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）に基づき、環境生活部及び保健部は、海匝保健所（海匝健康福祉センター）と連携し、実施する。

（３） 災害防疫の実施方法

ア 市の業務

（ア） 防疫措置の強化

災害の規模に応じ、環境生活部と保健部は、班を編成し、対策の推進を図る。

a 防疫・検水調査班

飲料水等の確保等及び消毒活動を中心的に行う。

b 検病班

感染症患者及び無症状病原体保有者の早期発見、発生防止を行う。

検病班は、医療救護班の協力を得るものとする。

（イ） 広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

（ウ） 消毒の実施

感染症法第２７条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

（エ） 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

イ 県の業務

（ア）予防及びまん延防止

保健所（健康福祉センター）は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、注意深く監視を行うよう努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。

（イ）市に対する指示及び命令

県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行うものとする。

（ウ）消毒の実施

感染症法第２７条の規定により、消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

（エ）指定感染症に関する情報共有

保健所（健康福祉センター）は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市と連携し情報共有を図る。

（４） 患者の入院

海匝保健所（海匝健康福祉センター）は、感染症法第１９条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

（５） 防疫用薬剤の確保

防疫用薬剤及び井戸水消毒液、資器材等は、市内取扱い業者から直接調達する。また、県は、市町村からの要請に応じて供給できるよう、初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円

滑化を図るものとする。

（６） 報告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時海匝保健所（海匝健康福祉センター）に報告する。

４　死体の捜索処理等

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに捜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

（１） 実施機関

ア　死体の捜索、収容は警察及び海上保安部が行い、処理、埋葬は市長が行い、福祉部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

イ　市単独で処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

ウ　警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所及び死体安置所）の確保は、県・市が場所の選定を行う。

（２） 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

ア　市長は、検案医師等について、必要に応じて国保匝瑳市民病院に出動を命じ、旭匝瑳医師会長、香取匝瑳歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

イ　具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

（３） 災害救助法による救助の基準等

ア　死体の捜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を捜索するもの。

なお、捜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ　死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

（ア） 死体を処理する場合

ａ　災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

ｂ　居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合に漂着した地域の市町村長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

c　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成２５年国家公安委員会規則第４号、全文改正）、刑事訴訟法第２２９条（検視）、検視規則（昭和３３年国家公安委員会規則第３号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

（イ）　死体の処理内容

a　死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

b　死体の一時保存

c　検案

ウ　埋葬

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行う事が困難な場合、又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行うもの。

（ア）　埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

（イ）　埋葬の方法

a　埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

b　埋葬は、原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

（４）　その他

ア　県警察における計画

（ア）　死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因、又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

（イ）　身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は市町村長と緊密に連絡し、県又は市の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるよう協力すること。

（ウ）　死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索等に対し、必要な協力を行う。

イ　海上保安部における計画

（ア）　災害により本市周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により捜索を実施する。

（イ）　必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索に当たる。

（ウ）　収容した死体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に

努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。

5　動物対策

市は、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者及び警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずるよう要請する。

6　清掃及び障害物の除去

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

（1）　匝瑳市災害廃棄物処理計画

市は、国の「災害廃棄物対策指針（改訂版）」等を踏まえ、令和４年３月に策定した「匝瑳市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適正な廃棄物の処理を行う。

また、本計画は被害想定や地域社会等の変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行っていく。

ア　実施機関

（ア）　災害時における被害地帯の清掃は、市長が行い、環境生活部がこれに当たる。

（イ）　市は、災害等による大量の廃棄物が発生し、市単独で処理が困難な場合は「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

イ　廃棄物の収集と処理

（ア）　市における組織体制

災害廃棄物対策組織として、総務（環境生活部）、し尿処理（東総衛生組合）、ごみ処理及びがれき処理（東総地区クリーンセンター（東総地区広域市町村圏事務組合））に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

（イ）　廃棄物の処理方針

a　がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、種類や性状に応じた中間処理、最終処分量を低減したのち、適正に処分する。

b　粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c　生活ごみ

生活ごみ（避難所ごみを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d　適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

廃棄物量が多く、東総地区クリーンセンターでの対応に無理が生じる場合や、コンクリートがら等の一般廃棄物処理施設では適正な処理が困難な廃棄物の対応が必要な場合は、近隣市町村や事業者への委託を検討する。

なお、産業廃棄物に該当する物は、事業者の責任において処理するものとする。

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を市民に広報する。

e　し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、衛生、防疫に十分配慮し、原則として平常時と同様の収集・処理体制を基本とし、東総衛生組合が収集・処理を行う。

なお、地震による損壊等により東総衛生組合において処理できない場合や、処理能力が不足する場合は、県及び他市町村への応援要請について検討する。

（ウ）　一時集積場所の確保

膨大な量が発生する廃棄物を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であり、災害発生直後に速やかに仮置場を設置する必要があることから、あらかじめ仮置場の候補地を選定しておくことが重要である。なお、仮置場の候補地は多ければ多いほど災害時の初動対応が取りやすくなるため、可能な限り多くの仮置場を確保するよう努める。

ウ　環境大臣による廃棄物の処理の代行

市は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

（２）　障害物の除去

ア　道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第３章第１節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

イ　河川関係障害物除去計画

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

ウ　住宅関連障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない市民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

（ア）　実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

市単独で処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

（イ）　障害物の除去の対象となる者

a　当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。

b　住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。

c　自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

（ウ） 障害物の除去の方法

a 救助の実施機関が、作業員又は技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）。

（３） 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

市は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について市民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

（４） 健康被害の防止対策

平常時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導している。震災後においても、平常時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。

第１５節　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理（都市部、福祉部、調査部）

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊等による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

１　応急仮設住宅の供与等

災害により住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を実施する。

（１）　応急仮設住宅の供与

地震により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア　実施機関

（ア）　応急仮設住宅の供与は、市長が行い、都市部及び福祉部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

（イ）　市単独で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

イ　供与の方法

（ア）　民間賃貸住宅の借り上げ

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

（イ）　建設

市域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を建設する。

（２）　被災した住宅の応急修理

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷（準半壊）を受け、自己の資力では応急修理ができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（大規模半壊、中規模半壊）した被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

ア　実施機関

（ア）　被災した住宅の応急修理は、市長が行い、都市部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

（イ）　市単独で処理不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ　住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図ると

もに具体的な連携のあり方について今後検討していく。

2　被災建築物の応急危険度判定

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が重要である。

（1）　応急危険度判定の実施

ア　実施機関

（ア）　被災建築物応急危険度判定は、市長が行い、都市部がこれに当たる。

（イ）　都市部は、市内で震度５強以上の地震を観測したとき、判定の要否判断に必要な被害状況を収集し、市長に対して、判定の実施要否を具申する。

（ウ）　知事は、判定に必要な支援を行うものとする。

イ　応急危険度判定実施本部の設置

市は、市民の安全を確保するため、必要と認められる場合は、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する。

実施本部では、応急危険度判定士及び判定コーディネーターの支援要請、判定実施に係る広報（防災行政無線等）、判定士等の受入れに伴う宿泊場所や移動手段の確保、判定結果の集計、結果を表示する用紙の手配及び応急危険度判定に係る県との連絡調整等を行う。

また、千葉県建築士会海匝支部と締結している「災害時における応急対策活動に関する協定書」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に係る応援を要請する。

ウ　応急危険度判定の実施

判定は、「千葉県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき目視により行い、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分する。判定結果については、当該建築物の公衆に見やすい場所に表示し、使用者等に注意を促す。

（2）　応急危険度判定体制の整備

市は、判定実施計画を策定するとともに、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

県は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、県内における応急危険度判定に関する実施体制の整備を図り、１０都県被災建築物応急危険度判定協議会（「震災時等の相互応援に関する協定」平成８年６月締結）の規約に基づき、広域的な相互支援体制の整備に努める。

（3）　応急危険度判定士の養成・登録

市は、県と連携し、応急危険度判定士名簿の情報共有を図る。

県は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成７年１０月制定）に基づき、応急危険度判定士の養成・登録に努めるとともに、応急危険度判定士名簿の管理に当たる。

3　被災宅地危険度判定支援体制の整備

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、次の施策を推進する。

市は、震災時において被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の協力体制の下、県へ被災宅地危険度判定士の派遣を要請する

等、迅速かつ的確な災害対応を図る。

4　罹災証明書及び被害届出証明申請書兼証明書の交付体制の確立

市は、遅滞なく被災者に罹災証明書及び被害届出証明申請書兼証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結等、罹災証明書等の交付に必要な実施体制の整備に努める。また、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、被災者が撮影した住家の写真及び応急危険度判定の結果等を活用する等、適切な方法により実施するものとする。

県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催する等、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。

第１６節　液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧（総務部、環境生活部、建設部）

上水道、電気、ガス、通信、交通等のライフライン施設が大震災により液状化等の被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災等で更に明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

１　水道施設

震災時において、八匝水道企業団及び九十九里地域水道企業団は、生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。なお、市のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行う。

（１）　震災時の活動体制

震災時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

（２）　応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア　復旧の優先順位

（ア）　取水、導水、浄水及び配水施設の復旧を優先する。

（イ）　主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ　資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄する。

ウ　人員の確保

水道事業体間で応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

２　電気施設

（１）　震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド株式会社は次により、非常災害対策本部を千葉総支社に設置し、非常災害対策支部を各支社に設置する。匝瑳市との連絡窓口は成田支社とする。

（２）　震災時の応急措置

ア　資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

（ア）　第一線機関等相互の流用

（イ）　現地調達

イ　人員の動員、連絡の徹底

（ア）　災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

（イ）　社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ　震災時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

なお、建物倒壊により送電することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は送電不能が予想される場合は、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

（３） 応急復旧対策

ア　被害状況の早期把握

全般的な災害状況の把握は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ　復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として次によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等から復旧効果等も考慮し行う。

（ア） 送電設備

a　全回線送電不能の主要線路

b　全回線送電不能のその他の線路

c　一部回線送電不能の主要線路

d　一部回線送電不能のその他の線路

（イ） 変電設備

a　主要幹線の復旧に関係する送電用変電所

b　市街地に送電する系統の送電用変電所

c　重要施設に供給する配電用変電所

（ウ） 通信設備

a　給電指令用回線並びに制御保護及び監視回線

b　保守用回線

c　業務用回線

（エ） 配電設備

a　病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧する。

b　災害により被災した電気設備の復旧順位は、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき策定した復旧計画を基本とし、順次復旧にあたる。

ウ　感電事故及び漏電による出火を防止するため、東京電力パワーグリッド株式会社のホームページやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分ＰＲするほか、必要に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

（ア） 無断昇柱、無断工事をしないこと。

（イ） 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ通報すること。

（ウ） 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

（エ） 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

（オ） 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

（カ） 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

（キ） その他事故防止のための留意すべき事項。

エ　停電が発生した場合、東京電力パワーグリッド株式会社のホームページにおいて、停電復旧情報を発信する。

オ　需要家からの再点検申込み等を迅速かつ適切に処理するため、効率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

3　ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、各事業所は、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、次の防災対策を実施する。

（1） 非常災害体制の確立

ア　地震発生時の出動

（ア） 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出動する。

（イ） 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出動する。

イ　気象庁発表の大津波警報が発表された場合の出動

（ア） 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出動する。ただし、津波からの避難を優先とする。

（イ） 勤務時間外は、津波の高さ・到達時間をテレビ・ラジオ等の情報より判断し、あらかじめ指定された箇所に出動する。ただし、津波からの避難を優先とする。

ウ　非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、又は、大津波警報が発令された場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

（2） 応急対策

ア　震災時の初動措置

（ア） 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

（イ） 事業所設備等の点検を行う。

（ウ） その他、状況に応じた措置を行う。

イ　応急措置

（ア） 各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。

（イ） 施設を点検し、機能及び安全を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

（ウ） 二次災害の発生が起こらないと認められた場合は、速やかなガス供給再開に努める。

（エ） その他現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ　資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

（ア） 取引先、メーカー等からの調達

（イ） 各支部間の流用

（ウ） 他ガス事業者からの融通

（3） 災害時の広報

ア　地震発生時には

（ア）　ガスの栓を全部閉めること。

（イ）　ガスボンベのバルブを閉めること。

（ウ）　ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・ボンベバルブを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

（エ）　換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ　マイコンメーター（前面にランプ又は液晶があるメーター）が作動してガスが出ない場合

（ア）　グレーのメーターの場合は、マイナスドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。

（イ）　クリームのメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかり押し、ランプの点灯を確認する。

（ウ）　操作終了後３分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ　供給を停止した場合

（ア）　共同住宅等（１つのボンベで複数の消費者にガスを供給している場合）の施設で、ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを締め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。

（イ）　ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

4　通信施設

（1）　東日本電信電話株式会社

ア　震災時の活動体制

（ア）　災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、東日本電信電話株式会社はその状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

（イ）　情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ　災害時の応急措置

（ア）　設備、資機（器）材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機（器）材の点検等を行う。

a　電源の確保

b　災害対策用無線機等の発動準備

c　非常用可搬型交換装置等の発動準備

d　予備電源設備、移動電源車等の発動準備

e　ビル建築物の防災設備の点検

f　工事用車両、工具等の点検

g　保有する資材、物資の点検

h　所内、所外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

（イ）　応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳（ふくそう）等の事態の発生により、通信

の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

a　通信の利用制限

b　災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保

c　無線設備の使用

d　特設公衆電話の設置

e　非常用可搬型電話局装置の設置

f　回線の応急復旧

g　災害用伝言ダイヤル「１７１」、災害用伝言板「ｗｅｂ１７１」の運用

（ウ）　震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

a　通信途絶及び利用制限の理由と内容

b　災害復旧措置と復旧見込時期

c　通信利用者に協力を要請する事項

d　災害用伝言ダイヤル「１７１」、災害用伝言板「ｗｅｂ１７１」の提供開始

ウ　応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

（ア）　電気設備等を応急的に復旧する工事

（イ）　原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

（２）株式会社ＮＴＴドコモ

ア　震災時の活動体制

（ア）　災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県等の防災機関と緊密な連絡を図る。

（イ）　情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ　災害時の応急措置

（ア）　設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

a　可搬型無線基地局装置の発動準備

b　移動電源車等の発動準備

c　局舎建築物の防災設備等の点検

d　工事用車両、工具等の点検

e　保有資材、物資の点検

f　局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

（イ）　応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳（ふくそう）等の事態の発生により通信の

疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

a　通信の利用制限

b　非常通話、緊急通話の優先、確保

c　可搬型無線基地局装置の設置

d　衛星携帯電話による臨時電話の設置

e　回線の応急復旧

（ウ）　災害時の広報

震災のため通信が途絶、又は利用の制限を行った場合は、広報車・ラジオ・テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

a　通信途絶、利用制限の理由と内容

b　災害復旧措置と復旧見込時期

c　通信利用者に協力を要請する事項

d　「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ　応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

（ア）　電気通信設備等を応急的に復旧する工事

（イ）　原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

（３）　ＫＤＤＩ株式会社

ＫＤＤＩ株式会社では、災害時には東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

また、災害時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳（ふくそう）が発生した場合には輻輳（ふくそう）制御を行い、必要な通信を確保するとともに、市民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

（４）　ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社では、災害時には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳（ふくそう）が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

（５）　日本郵便株式会社

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が

不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

また、災害特別事務取扱いを実施するほか、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

5　放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市の要請による防災情報の伝達に当たる。

6　道路・橋梁

地震が発生した場合､市道管理者として､所管の道路､橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定、又は通行の禁止、制限等の措置等利用者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

（１）　災害時の応急措置

ア　市（建設部）

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールを実施する。収集した情報に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

（２）　応急復旧対策

ア　市（建設部）

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。

7　交通施設

（１）　災害時の活動体制

通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車等も利用する。

（２）　発災時の初動措置

東日本旅客鉄道株式会社の初動措置は次のとおりである。

ア　運転規制の内容

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

（ア）　地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 SI 値（カイン）による。

（イ）　運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。

（ウ）　SI 値が一般区間で１２以上、落石区間で６以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。

（エ）　SI 値が一般区間で６以上１２未満、落石区間で３以上６未満の場合、３５㎞/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

イ　乗務員の対応

（ア） 運転中に地震を感知し、列車の運転が危険と認めた場合は直ちに列車を停止させる。
（イ） 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。
（ウ） 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。

ウ　その他の措置
（ア） 旅客誘導のための案内放送
（イ） 駅員の配置手配
（ウ） 救出、救護手配
（エ） 出火防止
（オ） 防災機器の操作
（カ） 情報の収集

（３） 乗客の避難誘導方法

ア　駅における避難誘導
（ア） 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し、避難させる。
（イ） 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

イ　列車乗務員が行う旅客の避難誘導
（ア） 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。
（イ） 列車が駅間の途中に停車した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。
ａ　地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。
ｂ　特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
ｃ　隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

（４） 事故発生時の救護活動

災害時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

８　その他公共施設

地震が発生した場合、河川、海岸、漁港及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各施設管理機関は応急措置を早急に行うものとする。

（１） 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震又は津波により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

（２） 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

（３） 急傾斜地崩壊防止施設

地震により急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第１７節　ボランティアの協力（総務部、市民部、環境生活部、保健部、福祉部、都市部、調査部、学校教育部、医療部）

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

１　災害ボランティアセンターの設置・運営

市及び県は相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握、ボランティアの受入、調整等の体制を確保するよう努めるとともに、必要に応じて、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。なお、ボランティア活動と地方公共団体が実施する救助との調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託することができ、災害救助法が適用された被災自治体にあっては、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

（１）　匝瑳市災害ボランティアセンター

ア　発災時、災害応急対応として行うボランティア活動を円滑に実施するため、市は、匝瑳市社会福祉協議会と連携を図り、当該活動を行うために必要な情報や被災者への効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

イ　市は、匝瑳市社会福祉協議会と協議し、必要であると判断した場合において、匝瑳市社会福祉協議会が、匝瑳市災害ボランティアセンターを設置・運営する。また、市は、その運営等に協力するものとする。

ウ　匝瑳市災害ボランティアセンターは、災害ボランティアの募集、受付並びに被災者からのボランティアニーズの把握、ボランティア活動のコーディネート等を実施する。

（２）　千葉県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、県は千葉県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

また、当該センターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営し、原則、千葉県社会福祉センター内に設置することとし、設置できない場合は、千葉県庁内に設置するものとする。（千葉県災害ボランティアセンター連絡会）

構成団体は、千葉県社会福祉協議会［事務局］、日本赤十字社千葉県支部［事務局］、千葉県共同募金会等１６団体

（３）　広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

当該センターの設置場所は、次の表とする。

○広域災害ボランティアセンター（ＶＣ）の設置場所

名　称	支援対象地域	設置場所
九十九里広域災害ＶＣ	海匝・山武・長生	さんぶの森公園（山武市）

2　災害ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は、次のとおりとする。

（1） 専門分野

ア　救護所等での医療救護活動

イ　被災建築物の応急危険度判定

ウ　被災宅地危険度判定

エ　外国語の通訳及び情報提供

オ　災害情報や安否情報、生活情報の収集整理及び広報

カ　被災者への心理治療

キ　高齢者や障害者等要配慮者の看護及び情報提供

ク　その他専門的知識、技能を要する活動等

（2） 一般分野

ア　避難所の運営補助

イ　炊出し、食料等の配布

ウ　救援物資や義援品の仕分け、輸送

エ　高齢者や障害者等要配慮者の支援

オ　被災地の清掃、がれきの片付け等

カ　避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）

キ　その他被災地における軽作業等

3　災害ボランティアとして協力を求める個人及び団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人及び団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

（1） 個人

ア　被災地周辺の市民

イ　被災建築物応急危険度判定士

ウ　被災宅地危険度判定士

エ　ボランティア活動の一般分野を担う個人

オ　その他

（2） 団体

ア　日本赤十字社千葉県支部並びに千葉県匝瑳市赤十字奉仕団

イ　千葉県社会福祉協議会及び県内市町村の社会福祉協議会

ウ　公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー

エ　一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部

オ　その他ボランティア団体・ＮＰＯ法人等

4　ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

（1） 平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年１月１７日の「防災とボランティアの日」及び１月１５日から２１日までの「防災とボ

ランティア週間」を中心に、県等が実施する講演会やシンポジウム等の諸行事へ、市民等の参加を促進することにより、市民等のボランティア意識の醸成を図る。

また、総合防災訓練等にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報し、災害時において、ボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図る。

（２） 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内他市町村並びに近隣市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のインターネットでの情報公開により電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5　災害ボランティアセンターとの連携・協力

災害の状況に応じた、ボランティア活動体制を立ち上げるため、災害ボランティアの募集、受付等は原則として発災後に実施することとし、匝瑳市災害ボランティアセンターが、市及び関係機関と連携を図りながら対応するものとする。

なお、環境生活部は、当該センターとの調整役となる情報連絡員を派遣するものとする。

（１） 専門分野での災害ボランティア活動

専門分野（上記２（１）参照）での活動を希望する個人及び団体については、市の各担当部が受入窓口として対応する。

当該活動の希望を受けた各担当部は、環境生活部を窓口とし、匝瑳市災害ボランティアセンターと連絡・調整を図り、災害ボランティアの需要状況等を考慮した上で、災害活動場所へ派遣する。

活動分野	個人・団体	市受入窓口
医療救護、保健	医師、看護師、薬剤師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士等	医療部（国保匝瑳市民病院） 保健部（健康管理課）
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	都市部（都市整備課）
外国語通訳、翻訳、情報提供	公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポーター、匝瑳市国際交流協会	調査部（企画課）
高齢者支援	支援団体	福祉部（高齢者支援課）
障害者支援	支援団体	福祉部（福祉課）
通信、情報連絡	一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部	総務部（総務課）

（２） 一般分野での災害ボランティア活動

一般分野（上記２（２）参照）での活動を希望する個人及び団体については、匝瑳市災害ボランティアセンター窓口において受付し、登録する。

また、当該センターで登録した災害ボランティアについては、市内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。

（３） ボランティアニーズの把握

環境生活部は、匝瑳市災害ボランティアセンターと連携の上、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

千葉県災害ボランティアセンターは、被災市町村災害ボランティアセンターとの連絡を密にし情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

（４） 各種ボランティア団体との連携

匝瑳市災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部、千葉県災害ボランティアセンター及び独自に活動するボランティア団体・ＮＰＯ法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。

6　ボランティア受入体制

（１） 食事、宿泊場所の提供

食事や宿泊場所の確保、手配はボランティア自身で行うことが原則であるが、困難な場合等は、必要に応じて環境生活部と匝瑳市災害ボランティアセンターが連携して手配に協力する。

（２） 災害ボランティアセンターの活動拠点の提供等

匝瑳市災害ボランティアセンターの活動拠点については、被災状況やボランティアニーズを考慮した上で、そうさ記念公園を含む市民ふれあいセンター周辺を候補地とする。

市は、必要に応じて当該センターの活動に必要とする設備、資機材等を提供又は貸与する。

（３） 活動費用の負担

災害ボランティアセンターの設置・運営及びボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて市が負担する。

（４） ボランティア保険

災害ボランティアの活動に伴う事故の発生に対処するため、匝瑳市災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とし、当該保険にはボランティア自身の負担で加入する。

7　災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等に調整能力等高い専門性が必要である。

そこで、防災関連のボランティア養成研修等、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、日頃から連携体制の強化に努める。

第４章　災害復旧計画

第１節　被災者生活安定のための支援

震災により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

１　被災者に関する支援の情報の提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等、被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

県は、被災者台帳を作成する市からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。

２　被災者生活再建支援金

（１）　目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

（２）　対象となる自然災害

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ　１０世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ　１００世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ　上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口１０万人未満）における自然災害

オ　上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村(人口１０万人未満)で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ　上記ウ又はエに規定する都道府県が２以上ある場合において、その自然災害により５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口１０万人未満。ただし、人口５万人未満の市町村にあっては２世帯以上）における自然災害

（３）　対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア　住宅が「全壊」した世帯

イ　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ　住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

（４）　支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の２つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が１人の場合は各該当欄の金額の３／４の額となる。

ア　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円

イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額（全壊・解体・長期避難・大規模半壊）	２００万円	１００万円	５０万円
支給額（中規模半壊）	１００万円	５０万円	２５万円

（５）　支援金支給手続き

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い取りまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センターへ提出し、申請書を受理した公益財団法人都道府県センターは交付決定等を行う。（被災者生活支援法人として、公益財団法人都道府県センターが指定されている。）

３　公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

（１）　公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設又は買取り又は被災者へ転貸するために借上げる。

市が行う災害公営住宅の建設等に対し、知事は適切に指導・支援を実施する。

（２）　市営住宅の空き家の活用

市営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第２１条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存市営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

４　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族、又は重度の障害を受けた者に対して支給される。

（１）　災害弔慰金

ア　対象災害

（ア）　市内で住居が５世帯以上滅失した災害

（イ）　県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害

（ウ）　県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害

（エ）　災害救助法が適用された市町村を区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

イ　受給遺族

（ア） 配偶者、子、父母、孫、祖父母
（イ） 死亡した者の死亡時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）

ウ　支給額
（ア） 生計維持者が死亡した場合　５００万円
（イ） その他の者が死亡した場合　２５０万円

（２） 災害障害見舞金
ア　対象災害　（１）に同じ
イ　受給者　　アにより重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
ウ　支給額
（ア） 生計維持者　２５０万円
（イ） その他の者　１２５万円

５　災害援護資金

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

（１） 貸付対象
ア　貸付の対象となる被害
（ア） 世帯主が療養に要する期間が概ね１月以上である負傷を負った場合
（イ）住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね３分の１以上の損害であると認められる場合

イ　世帯の所得制限
上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が１人であるときは２２０万円、２人であるときは４３０万円、３人であるときは６２０万円、４人であるときは７３０万円、５人以上であるときは７３０万円にその世帯に属する者のうち４人を除いた者１人につき３０万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が１，２７０万円に満たない世帯の世帯主

（２） 貸付限度額
ア　世帯主に１ヶ月以上の負傷がある場合
（ア） 家財等の損害がない場合　１５０万円
（イ） 家財の１／３以上の損害　２５０万円
（ウ） 住居の半壊　２７０万円
ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合　３５０万円
（エ） 住居の全壊　３５０万円

イ　世帯主に１ヶ月以上の負傷がない場合
（ア） 家財の１／３以上の損害　１５０万円
（イ） 住居の半壊　１７０万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合　２５０万円

（ウ）　住居の全壊（（エ）を除く）　２５０万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合　３５０万円

（エ）　住居の全体が滅失若しくは流失　３５０万円

（３）　貸付条件

ア　貸付期間　１０年（据置期間を含む）

イ　据置期間　３年（特別な場合５年）

ウ　利子　　年３％（据置期間中は無利子）

エ　保証人　　連帯保証人になること

（４）　償還方法　年賦償還又は半年賦償還

（５）　申込方法　各市町村

6　生活福祉資金

（１）　貸付対象

他の融資制度から借り入れができない低所得者世帯のうち、この資金（災害援護資金）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

（２）　貸付金額　一世帯１５０万円以内

（３）　貸付条件

ア　据置期間　６月以内

イ　償還期間　据置期間経過後７年以内

ウ　利子　　保証人あり　無利子

保証人なし　年１．５％

エ　保証人

（ア）　連帯保証人となること。

（イ）　原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

（ウ）　生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

（４）　償還方法　年賦、半年賦又は月賦

（５）　申込方法　官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ市社会福祉協議会へ申し込む。

7　市災害見舞金

災害救助法の適用を受けない災害については、匝瑳市災害見舞金支給要綱により見舞金を支給する。

【第５編資料編　２　条例・拠点関連　匝瑳市災害見舞金支給要綱】

8　罹災証明書及び被害届出証明申請書兼証明書の交付

（１）　住家の被災調査

調査部は家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を交付するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、家屋の被害認定調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防組合が消防法に基づき火災調査を行う。

（２） 収集報告に当たって留意すべき事項

ア　情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

イ　被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

ウ　り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

（３） 罹災証明書等の交付

ア　調査部及び消防組合は、家屋の被害調査、火災調査の結果に基づき、遅滞なく罹災証明書を交付する。

災害対策本部が設置されていない場合又は廃止された以後については、総務課及び消防組合が担当する。

なお、住家以外の被害等については、被害届出証明申請書兼証明書を交付する。

イ　罹災証明書等の交付は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害について証明する。

ウ　罹災証明書等の交付に当たっては、手数料を徴収しない。

9　生活相談

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
匝瑳市	市役所庁内に被災者のための総合相談窓口を設置するとともに、必要に応じて、各部に個別相談窓口を設置し、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
千葉県	1　県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2　被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 （1）　要介護者への巡回相談事業の実施 （2）　被災児童生徒及び親への相談事業の実施 3　住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 4　被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市町村と緊密な連携を図る。
県警察	1　警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2　相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

10　雇用の維持に向けた事業主への支援

（1）　雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

（2）　雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

11　義援金

県は、大規模な地震災害や風水害等による被災者に対し、県が募集する義援金及び義援金募集団体(日本赤十字社千葉県支部等)に寄託された義援金を、災害義援金配分委員会での決定に基づき、義援金募集団体、市町村と連携しながら、確実・迅速に配分する。

また、市は、必要に応じ自ら募集し被災者に配分するため、義援金の募集、受付、配分等についての計画の策定に努める。

（１） 募集の決定及び周知並びに受付

ア　県が募集する義援金

機関名	内　　容
千葉県	１　募集の決定及び周知 　災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集団体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。 （１） 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等） （２） 受付窓口 （３） 募集期間 （４） 振込手数料の取扱い （５） 税制上の取扱い （６） 配分方法 ２　受付 　義援金は出納局で受け付ける。 　（※寄附金（見舞金）は防災危機管理部で受け付ける。）

イ　義援金募集団体が募集する義援金

機関名	内　　容
義援金 募集団体	１　募集の決定及び周知 　県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。 ２　受付 　関係団体（市町村、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。 　寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。

（２） 配分

<table>
<tr><th>機関名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>千葉県</td><td>県及び義援金募集団体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）については、義援金募集団体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。
配分基準は、原則として次のとおりとするが、義援金配分委員会が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。
【配分基準】
<table>
<tr><th colspan="2">配　分　対　象</th><th>配　分　比</th></tr>
<tr><td rowspan="3">人的被害
（配分対象:者）</td><td>死者</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>行方不明者（死亡と推定される者）</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>重傷者</td><td>5</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住家被害
（配分対象:世帯）</td><td>全壊　（半壊解体、敷地被害解体を含む。）</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>半壊</td><td>5</td></tr>
<tr><td>床上浸水</td><td>1</td></tr>
</table>
（※ 床上浸水世帯を１とする）</td></tr>
<tr><td>匝瑳市</td><td>県又は義援金募集団体から送付された義援金を、被災者に配分する。</td></tr>
</table>

12　その他の生活確保

機関名	生活確保の取扱い
日本郵便 株式会社	災害救助法が発動された場合、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を迅速かつ的確に実施する。 １　郵便関係 （１）　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 （２）　被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。 ２　災害時における窓口業務の維持 ３　株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
労働局	１　震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。 ２　震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。 （１）　被災者のための臨時職業相談窓口の設置 （２）　巡回職業相談の実施 ３　雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
日本放送協会	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

13　中小企業への融資

経営安定資金の融資対策を講ずる。

（１）　市認定枠

ア　融資対象者

（ア）激甚災害により被害を受けた者

（イ）中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定を受けた者

イ　融資使途

設備資金、運転資金

ウ　融資限度額

１中小企業者　８，０００万円以内

エ　融資期間

設備資金　１０年以内、運転資金７年以内

オ　融資利率

年１．０％～１．４％（融資期間により異なる。）

（２）　市認定以外枠

ア　融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

イ　融資使途

設備資金、運転資金

ウ　融資限度額

１中小企業者　８，０００万円以内

エ　融資期間

設備資金　１０年以内、運転資金　７年以内

オ　融資利率

年１．１％～１．７％（融資期間により異なる。）

14　農林漁業者への融資

令和３年８月１日現在

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天災資金	３．０％以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 ５００万円 （６００万円） ・漁具の購入 ５，０００万円 ・上記以外 ２００万円 （２５０万円） 〈法人〉 ・農事組合法人 ２，０００万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 ２，５００万円 ・漁業を営む法人 ２，０００万円 ・漁具の購入 ５，０００万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置	３．０％以内 （平成１０年の適用例０．６％）	原則６年以内 （果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則５年以内）
	５．５％以内資金	〃	〃	５．５％以内 （平成１０年の適用例０．６％）	原則５年以内
	６．５％以内資金	〃	〃	６．５％以内 （平成１０年の適用例０．６％）	原則３年以内 （果樹栽培、家畜・家きんの購入等 原則５年以内）
県単農業災害対策資金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の８０％以内で ３００万円以下	災害の都度決定 （令和元年の適用例０％）	５年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の８０％以内で ５００万円以下	災害の都度決定 （令和元年の適用例０％）	６年以内 （据置２年以内）

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県単漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の８０％以内で３００万円以下	災害の都度決定（令和元年の適用例０％）	５年以内
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の８０％以内で５００万円以下	災害の都度決定（令和元年の適用例０％）	６年以内 （据置２年以内）
(株)日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 （毎月見直し）	２５年 （据置１０年以内）
	農林漁業 ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	６００万円(特認年間経営費等の６/１２以内)	〃	１０年 （据置３年以内）
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧 災害による林道の復旧 災害による樹苗養成施設の復旧	８０～９０％以内 ８０％以内 ８０％以内	〃	３０年 （据置２０年以内） ２０年 （据置３年以内） １５年 （据置５年以内）
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	８０％以内	〃	２０年 （据置３年以内）
	漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	１隻当たり４億５千万円(特認１１億)又は、借入者負担額の８０％以内のいずれか低い額	〃	１２年 （据置２年以内）

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	１施設当たり３００万円（特認６００万円、漁船１，０００万円～１１億円） 又は負担する額の８０％のいずれか低い額	変動 （毎月見直し）	１５年 （据置３年以内） 果樹の改植補償は２５年 （据置１０年）
	（共同利用施設）	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	８０％以内		２０年 （据置３年以内）

第２節　ライフライン関連施設等の復旧対策

上水道・電気・ガス・通信等の施設及び農林業用施設また道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

１　水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

（１）　復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

ア　施設の耐震化を図る。

イ　管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。

ウ　市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

（２）　漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

ア　漏水調査を実施する。

イ　調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

（ア）　漏水の多発している管路は布設替えを行う。

（イ）　修理体制を整備し、断水時間の短縮、市民への広報、保安対策に万全を期する。

２　電気施設

原則として、人命にかかわる施設、対策の中枢である官公署、民心安定のために重要な避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度等から復旧効果等も考慮し行う。

（１）　送電設備

送電線路の復旧順位は、次のとおりである。

ア　全回線送電不能の主要線路

イ　全回線送電不能のその他の線路

ウ　一部回線送電不能の重要線路

エ　一部回線送電不能のその他の線路

（２）　変電設備

ア　主要幹線の復旧に関係する送電用変電所

イ　重要施設に供給する配電用変電所

（３）　通信設備

ア　給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線

イ　保守用回線

ウ　業務用回線

（４）　配電設備

ア　病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧する。

イ　災害により被災した電気設備の復旧順位は、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき策定した復旧計画を基本とし、順次復旧にあたる。

3　ＬＰガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するよう慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中枢である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

（1）　供給施設の復旧

ガスの供給を一時若しくは一部停止した場合は、施設の点検・補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造・供給を再開する。

（2）　需要家設備の復旧

ア　閉栓確認作業

イ　被災地域の復旧ブロック化

ウ　復旧ブロック化内巡回点検作業

エ　復旧ブロック化内の漏えい検査

オ　内管検査及び内管の修理

カ　点検・燃焼試験

キ　開栓

（3）　再供給時事故防止措置

ア　供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

イ　需要家施設（供給設備、消費設備）

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4　通信施設

東日本電信電話株式会社における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

【重要通信を確保する機関の順位】

順　　位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各１回線以上とする。

※電気通信サービス：電話サービス、総合ディジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

5　農林・水産業施設

（１）　農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア　用排水施設

（ア）　用排水路等の破壊、決壊で、これを放置すると地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）　用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ　道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（２）　林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは、次のとおりである。

ア　林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ　治山施設

治山施設（地すべり防止施設を含む。）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

6　公共土木施設

（1）　道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

（2）　河川、海岸及び急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸及び急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア　河川管理施設

（ア）　堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの

（イ）　堤防の決壊又はそのおそれのあるもの

（ウ）　河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

（エ）　河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

（オ）　護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ　海岸保全施設

（ア）　防波堤の決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

（イ）　堤防の決壊又はそのおそれがあるもの

（ウ）　堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

（エ）　護岸、水門の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ　急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第３節　激甚災害の指定（財政部、建設部、都市部、産業部）

市は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和３７年法律第１５０号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

１　激甚災害に関する調査

（１）　市

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

（２）　県

ア　県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

イ　前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。

ウ　防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめ、庁議に付議するものとする。

エ　関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

２　特別財政援助額の交付手続等

（１）　市

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

（２）　県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

第４節　災害復興

１　体制の整備

市は、市民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

東日本大震災では、千葉県において初めて災害復旧・復興本部を設置した。

市は、東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復旧・復興本部の役割等について、研究する。

２　災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、市等の行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）こと等、地域住民、企業、団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

東日本大震災は、被害が甚大であったことから、千葉県は、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こりうる首都直下地震等の大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

３　想定される復興準備計画

次の復興計画を実効ある内容と市民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。この復興調査についても検討が必要であり、平成２３年３月に発生した東日本大震災では、津波により太平洋岸の地域が、液状化により東京湾岸の埋立地や河川沿いの低地が大きな被害を受ける等、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策が重要となった。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（１）　くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策等の被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やＰＴＳＤ等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識等健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

（２）　都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した都市計画の策定を目指す。都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

（3） 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設等、多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

（4） 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、全てにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用等による財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供等の措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、農業、漁業等においても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝等産業の復興を側面から支援する。

4　復興対策の研究、検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、次の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

（1） 防災・危機管理体制の強化

ア　防災対策の充実・強化

イ　関係機関との連携強化

ウ　地域コミュニティの活性化

（2） 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化及び充実

ア　医療提供体制の整備

イ　福祉サービス提供体制の整備

ウ　健康の維持若しくは増進、心のケア又は地域支え合い体制の整備

エ　子育て支援サービスの提供体制の整備

（3） 教育分野における防災体制の充実

ア　教育施設の早期耐震化推進

イ　防災教育の一層の充実

ウ　学校における災害時の児童生徒等に対する支援の充実

（4） 農林水産業の再生と発展

ア　農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進

イ　匝瑳市産農林水産物の魅力発信

ウ　緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進

エ　自然災害対策の推進

（5） 商工業・観光業等の再生と発展

ア　商工業の再生及び成長支援
イ　観光業の再生
ウ　就労支援及び雇用創出の推進

（６）　地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり

ア　安全なまちづくりの推進
イ　公共土木施設の防災機能の強化
ウ　交通ネットワークの機能強化
エ　上水道施設等ライフラインの機能強化

第５章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　推進計画の目的

本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号。以下、この章において「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速の救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、第１編総則及び第２編地震・津波対策編によるものとする。

第２節　推進地域

法第３条第１項の規定により、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

なお、本市は、推進地域の指定を受けている。（平成２６年３月３１日内閣府告示第２１号）

第３節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者、市民及び事業者等の処理すべき事務又は大綱については、第１編第３章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第４節　関係者との連携協力の確保

１　物資等の調達手配

物資等の供給体制については、第２編第３章第９節「救援物資供給活動」によるものとする。

２　広域応援の要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に応援要請を行う。

県は、市から応急措置実施のための応援要請があった場合には、職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。また、県で対処することが困難な場合には、国や他都道府県等関係機関に応援要請を行う。応援要請に関する事項は、第２編第３章第１０節「広域応援の要請及び県外支援」によるものとする。

また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、第２編第３章第１１節「自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

３　帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、第２編第３章第１３節「帰宅困難者等対策」によるものとする。

第５節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

１　津波からの防護

市は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努めるものとする。

津波防護施設等の整備については、第２編第２章第２節「津波災害予防対策」によるものとする。

また、津波により孤立が懸念される地域にあっては、ヘリコプターの役割が重要であることから、運用体制について検討する。

２　津波に関する情報の伝達

津波警報等の伝達については、第２編第３章第５節「津波避難計画」によるものとする。また、被害情報等の収集・報告の方法、防災行政無線の整備計画については、第２編第３章第３節「情報収集伝達体制」によるものとする。

３　避難対策等

住民等の自主的な避難行動及び市が行う避難誘導については、第２編第２章第２節「津波災害予防対策」及び同編第３章第５節「津波避難計画」、避難所の運営・安全確保については、第２編第３章第４節「地震・火災避難計画」による。

特に要配慮者については、第２編第３章第６節「要配慮者の安全確保対策」によるものとする。

また、津波広報、教育、訓練については、第２編第２章第２節「津波災害予防対策」によるものとする。

４　消防機関等の活動

（１）　市は、消防組合及び消防団等が津波からの円滑な避難の確保のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

ア　津波注意報等の情報の的確な収集及び伝達

イ　津波からの避難誘導

ウ　自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

エ　津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

（２）　県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置をとるものとする。

ア　津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を、速やかに県防災行政無線により各市町村及び各消防機関へ伝達する。

イ　緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

（３）　水防管理団体等は、地震が発生した場合、次の措置をとるものとする。

ア　所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡

イ　水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

ウ　水防資機材の点検、配備

5　ライフライン、通信、放送関係

（1）　水道施設

水道事業体は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとるものとする。

なお、八匝水道企業団及び九十九里地域水道企業団については、第２編第３章第１６節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」によるものとする。

（2）　電気、ガス、通信

電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、第２編第３章第１６節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」によるものとする。

（3）　放送

放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対して、大きな揺れを感じたときは、津波注意報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波注意報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、県及び市と連携、協力して被害情報、交通情報、ライフライン関連情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波注意報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防止措置を講じる。

6　交通

（1）　道路

匝瑳警察署及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

（2）　鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講じるものとする。

（3）　乗客等の避難誘導

鉄道事業者等は、列車等の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

7　迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、第２編第３章第７節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

第６節　時間差発生等における円滑な避難所確保等に関する事項

1　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する

事項

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、第２配備をとるものとし、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表前に発生した地震に関し、既に第１配備又は第２配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。

また、その情報伝達の経路、体制及び方法については、第２編第３章第１節「災害対策本部活動」及び同第３節「情報収集伝達体制」によるものとする。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

（１）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等

ア　市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等については、その機関相互間及び機関内部において、確実に情報を伝達するものとし、その経路及び方法については、第２編第３章第３節「情報収集伝達体制」によるものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。

イ　市は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法については、第２編第３章第３節「情報収集伝達体制」によるものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ウ　市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に災害対策本部を設置するものとし、運営方法その他の事項については、第２編第３章第１節「災害対策本部活動」によるものとする。

エ　市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

（２）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

ア　市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第２編第３章第３節「情報収集伝達体制」によるものとする。

イ　市が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。

ウ　市は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制については、第２編第３章第３節「情報収集伝達体制」によるものとする。

エ　市は、管轄区域内において、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等について的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

（３）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

ア　市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備し、その収集体制については、第２編第３章第３節「情報収集伝達体制」によるものとする。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部に集約するために必要な措置をとるものとする。

イ　市は、災害対策本部からの指示事項等の伝達を正確かつ迅速に行うものとし、その経路及び方法については、第２編第３章第３節「情報収集伝達体制」によるものとする。

ウ　市は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等を行うものとし、その報告等の対象となる事項等については、第２編第３章第３節「情報収集伝達体制」によるものとする。

（４）　災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（５）　避難対策等

ア　市民等の自主的な避難行動及び市が行う避難誘導については、第２編第２章第２節「津波災害予防対策」によるものとする。

イ　避難所の運営・安全確保については、第２編第３章第４節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、同章第６節「要配慮者の安全確保対策」によるものとする。

（６）　関係機関のとるべき措置

ア　消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して、次の事項を重点としてその対策を講じるものとする。

（ア）津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

（イ）事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ　警備対策

警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、第２編第３章第８節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定めるところにより、犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講じるものとする。

ウ　水道

八匝水道企業団は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、その体制については、第２編第３章第９節「救援物資供給活動」によるものとする。

エ　交通

（ア）市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表さ

れた場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については、第２編第３章第３節「情報収集伝達体制」及び同第８節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。

（イ）市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、その周知方法の内容については、第２編第３章第８節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。

オ　市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

（ア）市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上の措置を適切に講じるものとする。この場合において、市は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

（イ）市は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置を適切に講じるものとする。この場合において、市町村は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講じるものとする。

（ウ）市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するものとする。

カ　市が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策については、本章第１０節「南海トラフ地震防災対策計画」によるものとする。

（７）　関係者との連携協力の確保滞留旅客等に対する措置

ア　市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容については、第２編第３章第１３節「帰宅困難者等対策」によるものとする。

イ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における市以外の機関が行う滞留旅客等の避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置については、当該機関が作成する南海トラフ地震防災対策計画に基づき実施するものとする。

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

（１）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等

ア　市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等については、確実に情報を伝達するものとし、その経路及び方法については、第２編第３章第３節「情報収集伝達体制」によるものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。

イ　市は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法については、第２編

第３章第３節「情報収集伝達体制」によるものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ウ　市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に第２配備をとるものとし、その体制については、第２編第３章第１節「災害対策本部活動」によるものとする。

エ　市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

（２）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第２編第３章第３節「情報収集伝達体制」によるものとする。

（３）　災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（４）　市のとるべき措置

ア　市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針については、第２編第２章第２節「津波災害予防対策」によるものとする。

イ　市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第７節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

１　避難場所・避難施設、避難経路等の整備

市は、避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

２　避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

市は、避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

県は、補助金の交付等消防防災施設の整備強化に努める。

3　消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市は、市街地において幅員６メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員６メートル以上の道路の整備に努める。

4　延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

市は、住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

5　海岸保全施設等

市は、津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備を県へ働きかけるよう努める。

6　砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。

7　医療機関、社会福祉施設、学校等

公的医療機関、休日・夜間診療病院等、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

8　地域防災拠点施設

市は、災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。

9　防災行政無線施設

市は、災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

10　備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。

11　救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第８節　防災訓練計画

市、県及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を年１回以上実施するものとする。

防災訓練の実施については、第２編第２章第１節「防災意識の向上」及び同第２節「津波災害予防対策」によるものとする。

第９節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市、県及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、第２編第２章第１節「防災意識の向上」及び同第２節「津波災害予防対策」によるものとする。

第１０節　南海トラフ地震防災対策計画

第２節に定める推進地域に指定された地域内で、津波により３０ｃｍ以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成１５年政令第３２４号）第３条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第７条第１項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。

なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。

１　津波からの円滑な避難の確保に関する事項

（１）　各計画において共通して定める事項

ア　津波に関する情報の伝達等

イ　避難対策

ウ　応急対策の実施要員の確保等

（２）　個別の計画において定める事項

ア　病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

ａ　津波注意報等の顧客等への伝達

ｂ　顧客等の避難のための措置

ｃ　施設の安全性を踏まえた措置

イ　石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施

ウ　鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

ａ　津波注意報等の旅客等への伝達

ｂ　運行等に関する措置

エ　学校、社会福祉施設を管理する者

避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

オ　水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

第５節５に準ずるものとする。

２　時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

３　防災訓練に関する事項

４　地震防災上必要な教育及び広報

—地震・津波対策編附編—

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第１章　総論

本附編は、第１編総則で示された目的や基本的な考え方、並びに地震・津波対策編の附編としての位置付けとして、次に示すとおり、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本市として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

第１節　地震・津波対策編の附編としての位置付け

１　計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

（１）　警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置

（２）　地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置等を定めることによって、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、各団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

２　計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれがなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、地震・津波対策編で対処する。

３　前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

（１）東海地震が発生した場合の本市の震度は、ほぼ全域で震度５強程度とする。

（２）　警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前１０時から午後２時まで）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

４　計画の実施

本市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

５　計画の位置付け

本計画は、地震・津波対策編の附編として位置付ける。

第２章　防災機関の業務

市及び市の地域における防災関係機関が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

１　匝瑳市

機　関　名	業　務　大　綱
匝瑳市	１　市の防災会議及び災害対策本部の設置及び運営に関すること。 ２　東海地震対策の連絡調整に関すること。 ３　東海地震に係る予防及び応急対策に関すること。 ４　東海地震予知情報等の受理及び伝達に関すること。 ５　広報、教育及び防災訓練に関すること。 ６　消防及び水防対策に関すること。 ７　市が管理又は運営する施設対策に関すること。 ８　例外措置としての住民避難に関すること。

２　県

機　関　名	業　務　大　綱
総務部	１　庁舎等の施設防災対策に関すること。 ２　私立学校の指導に関すること。
総合企画部	１　報道機関との連絡調整に関すること。 ２　県民等に対する協力、広報活動に関すること。 ３　飲料水の供給指導に関すること。
防災危機管理部	１　県防災会議及び県災害対策本部の設置及び運営に関すること。 ２　東海地震予知情報等の収集伝達に関すること。 ３　市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関すること。 ４　通信その他施設整備に関すること。 ５　高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関すること。
健康福祉部	１　被災者の医療の確保に関すること。 ２　被災者の健康の維持に関すること。 ３　被災者の生活衛生の確保に関すること。 ４　被災者の福祉の確保に関すること。
環境生活部	１　汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関すること。 ２　環境大気及び公共用水域の監視に関すること。 ３　地質環境保全及び監視に関すること。
商工労働部	１　物資の確保及び調達に関すること。 ２　商工業者及び商工団体に対する指導に関すること。 ３　金融機関の業務確保に関すること。 ４　職業訓練施設の保全に関すること。
農林水産部	１　農業施設の保全に関すること。 ２　農業金融の指導に関すること。 ３　非常食料の確保に関すること。 ４　農林業団体に対する指導に関すること。 ５　林地及び治山施設の保全に関すること。

	6　漁業金融の指導に関すること。 7　漁業団体に対する指導に関すること。 8　農林水産部所属船舶の保全に関すること。 9　農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関すること。 10　漁業無線による通信手段の確保に関すること。 11　漁業漁港施設の保全に関すること。
県土整備部	1　道路及び橋梁の保全に関すること。 2　水防に関すること。 3　河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の保全に関すること。 4　港湾施設の保全に関すること。 5　土木資材の確保に関すること。 6　県営住宅の保全に関すること。 7　建築物の防災に関すること。 8　宅地の防災に関すること。 9　下水道施設の保全に関すること。
出納局	災害経費に関すること。
企業局	1　県営水道施設の保全に関すること。 2　県営水道区域の水道水の供給及び確保に関すること。 3　工業用水道施設の保全に関すること。 4　工業用水の供給及び確保に関すること。 5　造成土地管理事業施設の保全に関すること。
病院局	1　県立病院の保全に関すること。 2　医療救護に関すること。
教育庁	1　文教施設の保全に関すること。 2　公立学校の児童生徒等の保護安全に関すること。 3　図書館、博物館等社会教育施設の保全に関すること。 4　文化財の保護に関すること。
警察本部	1　警備本部の設置及び運営に関すること。 2　各種情報の収集及び伝達に関すること。 3　犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。 4　交通の混乱等の防止に関すること。

3　指定地方行政機関

機　関　名	業　務　大　綱
東京管区気象台 銚子地方気象台	1　東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関すること。 2　観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること。 3　地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関すること。
第三管区 海上保安本部 銚子海上保安部	1　警戒宣言等の伝達及び通信体制の強化に関すること。 2　船艇及び航空機等の出動、派遣等に関すること。 3　情報の収集及び海上交通安全の確保に関すること。 4　治安の維持及び緊急輸送に関すること。 5　海難救助、流出油等の防除措置に関すること。

関東農政局	1　食料及び飼料・資材等の安定供給対策に関すること。 2　営農指導、家畜の移動・衛生対策に関すること。 3　農地・農業用施設等、公共土木施設に関すること。
関東地方整備局	1　港湾施設及び海岸保全施設等の保全の指導に関すること。 2　河川施設及び道路施設の保全に関すること。 3　緊急輸送の確保助言に関すること。
関東総合通信局	1　非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2　災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること。 3　災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 4　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

4　自衛隊

機　関　名	業　務　大　綱
陸上自衛隊 第1空挺団	1　県との連絡及び調整に関すること。 2　東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること。 3　災害時における救援活動の実施に関すること。

5　指定公共機関

機　関　名	業　務　大　綱
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	1　鉄道施設の保全に関すること。 2　鉄道輸送の確保に関すること。 3　鉄道旅客の混乱防止に関すること。
東日本電信電話株式会社	電報、電話等の通信の確保に関すること。
株式会社NTTドコモ 千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関すること。
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ株式会社	電話等の通信の確保に関すること。
ＫＤＤＩ株式会社	電話、携帯電話等の通信の疎通に関すること。
ソフトバンク株式会社	電話、携帯電話等の通信の確保に関すること。
日本赤十字社 千葉県支部	1　医療救護に関すること 2　こころのケアに関すること 3　救援物資の備蓄及び配分に関すること 4　血液製剤の供給に関すること 5　義援金の受付及び配分に関すること 6　その他応急対応に必要な業務に関すること
日本放送協会 千葉放送局	1　東海地震予知情報等の放送に関すること。 2　放送施設の保全に関すること。

東京電力パワーグリッド 株式会社	1　電力の需給に関すること。 2　電力施設等の保全に関すること。
日本通運株式会社 千 葉 支 店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関すること

6　指定地方公共機関

機　関　名	業　務　大　綱
公益社団法人千葉県 ＬＰガス協会	1　ガスの供給に関すること。 2　ガス施設、装置及び設備の保全に関すること。
公益社団法人 千葉県医師会	1　医療及び助産活動に関すること。 2　医師会医療機関との連絡調整に関すること。
一般社団法人 千葉県歯科医師会	1　歯科医療活動に関すること。 2　歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。
一般社団法人 千葉県薬剤師会	1　調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 2　医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 3　地区薬剤師会との連絡調整に関すること。
一般社団法人 千葉県バス協会	1　旅客輸送の確保に関すること。 2　人員の緊急輸送の確保に関すること。
一般社団法人 千葉県トラック協会	物資の緊急輸送の確保に関すること。
株式会社ニッポン放送 千葉テレビ放送株式会社 株式会社ベイエフエム	1　東海地震予知情報等の放送に関すること。 2　放送施設の保全に関すること。

第３章　事前の措置

第１節　東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。このため、地震・津波対策編においても各防災機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

１　情報伝達手段の整備

機　関　名	内　　容
総務部	防災行政無線の整備 （１）　防災行政無線（同報系無線屋外拡声子局、戸別受信機） 市民に対して、地震情報等を迅速かつ的確に伝達し、地震発生に対する社会的混乱を防止するため、設備の保守管理を図る。 （２）　防災行政無線（移動系無線機） 迅速かつ的確な情報の収集及び伝達を円滑に行うため、避難所及び公用車等に移動系無線機を整備し、情報収集体制の強化を図る。 （３）　他の通信施設の利用 市及び防災機関は、非常時に通信の輻輳（ふくそう）又は被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄りの防災関係機関等の通信施設を優先利用できるよう平素から協力体制を確立する。

２　建築物・構造物の耐震対策

機　関　名	内　　容
都市部 海匝土木事務所	１　既存建築物の耐震対策 地震時における建築物の安全を期するため、防災上重要な公共施設を対象に耐震診断の実施及びそれに基づく耐震改修の促進を図るほか、建築基準法に基づいて適切な指導を行うとともに、市民に対してもパンフレット等により耐震化の促進に努める。 ２　ブロック塀等の倒壊防止対策 広報そうさによるＰＲ、リーフレットの配布、点検パトロールの指導強化を図るほか、講習会を開催し、安全性の確保のための改善指導を行っていく。 ３　建築物の窓ガラス等落下防止対策 窓ガラス破損脱落防止に関する国の指導指針に従い、新設の建築物について建築確認申請時に落下防止のための設計及び施工方法を指導強化する。

3　道路、河川、地すべり等の対策

機　関　名	内　　容
建設部	施設等の点検整備 道路、橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。
建設部 産業部 海匝土木事務所	1　施設等の点検整備 河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について定期又は随時に点検整備を行う。 2　資機材の点検整備 水防資機材は、水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。

4　鉄道対策の強化

機　関　名	内　　容
東日本旅客鉄道 株式会社千葉支社	1　地震防災対策の整備 現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに、昼夜間別の防災体制の確立を図る。 2　旅客の避難対策 駅長は、県及び市が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等、避難誘導体制を確立する。 3　沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、災害時等の医療について協力を要請する。 4　食料及び飲料水の調査 （1）　駅長は、発災に備え、非常食料等の確認をする。 （2）　現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置、水利の状況及び飲料水の確認をする。 5　復旧資機材の調査及び整備 （1）　関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む。）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 （2）　応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害発生時に人員、資機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。

5　学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化

機　関　名	内　　容
学校教育部	学校施設における対策 （１）　防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全職員が点検確認すると同時に、その取扱いを熟知しておく。 （２）　戸棚、本棚、ロッカー及び下駄箱等は倒壊しないよう固定する。 （３）　避難経路となる廊下、階段及び出入口には避難障害となる戸棚、本箱等を置かない。 （４）　屋内の額縁、掛時計及び植木鉢等の落下しやすい物品の設置場所、設置方法等に留意する。 （５）　万年塀、バックネット、国旗掲揚塔及び体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 （６）　薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下、倒壊防止及び出火防止の措置をする。
保健部	１　病院、診療所及び助産所等に対する指導に関しての協力 ２　旭匝瑳医師会の協力を得て、海匝健康福祉センターの指導に関する協力
福祉部	社会福祉施設における対策 （１）　転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 （２）　可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 （３）　施設内における緊急避難用の安全スペースの確保
海匝保健所（海匝健康福祉センター）	病院、診療所、助産所等に対する指導 本市及び旭匝瑳医師会の協力を得て、次の事項を指導する。 （１）　医療器具の転倒及び落下物の安全対策 （２）　医薬品及び危険物等の安全対策 （３）　飲料水及び薬品等の備蓄 （４）　発電機の整備 （５）　防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施

第２節　事業所に対する指導・要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。

このため、本節においては、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定めるものとする。

１　防災対策上重要な事業所に対する指導及び協力要請

機　関　名	指　導　事　項　等
匝瑳市横芝光町消防組合	消防組合は、本計画に基づき市内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画等に定めるよう指導する。 （１）　対象事業所 消防法第８条第１項又は第８条の２第１項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第１４条の２第１項に規定する予防規程を作成すべき事業所 （２）　計画策定上の指導事項 ア　消防計画 （ア）　火気の取扱い （イ）　自衛消防組織 （ウ）　防火対象物の建築設備及び消防用設備等の点検取扱い （エ）　教育訓練 （オ）　顧客、従業員等の安全確保 （カ）　情報収集、伝達及び広報 （キ）　薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 （ク）　営業方針及び従業員の時差退社 （ケ）　その他必要な事項 イ　予防規程 （ア）　施設の安全確保のための緊急措置 （イ）　火気の取扱い （ウ）　教育訓練 （エ）　安全設備及び消防用設備等の点検、取扱い （オ）　危険物輸送の安全対策 （カ）　情報収集、伝達及び広報 （キ）　必要資機材の点検整備 （ク）　操業方針及び従業員の時差退社 （ケ）　その他必要な事項 ウ　指導方法 （ア）　講習会及び研修会 （イ）　印刷物 （ウ）　各種の集会 （エ）　消防行政執行時及びその他
海匝保健所（海匝健康福祉センター）	警戒宣言時においては、毒物、劇物製造所及び営業所等に対して、次により指導を行う。 （１）　施設等の緊急点検及び巡回 （２）　充填作業、移し換え作業等の自粛 （３）　施設の損壊防止措置

2　生活関連事業所に対する指導・要請

機　関　名	指　導　事　項　等
産業部	1　食料品及び生活物資等を扱う事業所 （1）　生鮮食品の安定維持を確保するため、市内卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導及び要請を行う。 （2）　食料品及び生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、小売店及び市内卸売業者等に対し売り惜しみの防止、営業継続等及び物資確保についての指導は商工会等を通じて要請する。 （3）　これらの指導及び要請については県の指示に基づき行う。 2　金融機関の業務確保 警戒宣言が発令された場合、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、県の指示に従い、次に掲げる事項について金融機関を指導する。 （1）　金融機関の業務対応 ア　警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常通り営業を継続する。 イ　強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形交換及び為替業務の取扱いについては停止する。 （2）　金融機関の防災体制の確立 ア　各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講ずる。 イ　発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について適切な応急措置を講ずる。 （3）　顧客への周知徹底 ア　店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨掲示する。 イ　上記（1）のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。 3　市民に対する指導 警戒宣言発令中における貯金等の引出しについては、社会的混乱を防止するため、急いで貯金引出しの必要のないことを指導する。
調査部	市税の対応措置 （1）　警戒宣言発令による混乱が発生し、市税の申告及び納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 （2）　警戒宣言発令中において市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置をとる。

第３節　広報及び教育

東海地震対策は、地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上、適切に対応するためには、防災関係機関の職員はもとより、市民及び事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、市民及び事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、市民がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報及び教育活動の徹底を期するものとする。

１　広　報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、市民及び事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、市は平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を実施し、東海地震対策に関する正しい知識の普及に努める。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成２３年３月から気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

（１）　広報計画及び広報例文の作成等

広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性及び統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は市民及び事業所等が理解し易い平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

（２）　広報の内容

広報すべき事項は、概ね次のとおりとする。

なお、広報は、特に市民生活及び社会活動等に密接に関連を有する事項に重点をおく。

ア　東海地震に関する一般的知識

（ア）　大規模地震対策特別措置法の概要及び法律運用上のシステム等

（イ）　警戒宣言、判定会及び東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

（ウ）　地震が発生した場合の本市域への影響度等

イ　警戒宣言時に防災関係機関のとる措置

ウ　市民及び事業所等が具体的にとるべき行動基準

エ　その他必要な事項

（３）　広報の方法

広報の方法は、「広報そうさ」及びその他の印刷物等によるほか、市ホームページを活用して行う。

２　市職員に対する教育

市は、市災害対策本部要員等に、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を行う。

（１） 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を含める。

ア　大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム

イ　東海地震に関する知識及び本市域への影響及びこれに基づきとられる措置

ウ　警戒宣言及び東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとるべき措置

エ　本計画に定める内容及び現在講じられている対策

オ　市職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動

カ　今後取り組むべき課題

キ　その他必要な事項

（２） 教育の方法及び手段等

ア　防災教育は、原則として総務課が実施するほか、必要に応じ各課等において各所掌業務について実施する。

イ　教育の方法は、研修会、講習会等によるほか、パンフレット等印刷物の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

3　各防災関係機関における教育

市内各防災関係機関は、警戒宣言及び東海地震注意情報等が発せられた場合等において、それぞれ所管する地震防災応急対策業務が迅速かつ的確に遂行されるよう関係職員に対し必要な事前の防災教育を実施する。

（１） 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を含める。

ア　大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム

イ　東海地震に関する知識及び本市域への影響

ウ　警戒宣言及び東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとるべき措置

エ　本計画に定める内容及び現在講じられている対策

オ　防災関係機関の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動

カ　今後取り組むべき課題

キ　その他必要な事項

（２） 教育の方法、手段等

各防災関係機関は、各機関の特性及び実情に即し、効果的な方法及び手段を選定する。

4　児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立学校の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害等から身体の安全等を確保するために、必要な知識、技能及び態度の教育を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

（１） 教育内容

ア　東海地震に関する基本的知識

イ　東海地震が発生した場合の本市域への影響度及び予想される危険等

ウ　警戒宣言が社会現象及び人間行動等に与える影響

エ　警戒宣言時に学校がとる措置
オ　児童生徒等の学校内及び通学時における安全対策及び行動指針
カ　学校施設等の防災対策
キ　訓練、その他地震対策に必要な事項

（２）　教育の方法及び手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）を中心に指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

ア　内容の選択及び指導に当たって、地域及び学校の立地条件を十分に考慮する。
イ　指導内容を精選し、その指導を通して、他の災害にも応用できる態度及び能力の養成を図る。
ウ　日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
エ　防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等を効果的に関連付け指導方法を工夫し、児童生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第４節　地震防災訓練

１　防災訓練

市内における各防災関係機関の協力を得て、例年実施する防災訓練において、警戒宣言発令に伴う防災措置の体制が迅速に確立され、的確な防災活動が図れるための防災措置の習熟、市民及び事業所等の協調体制の確立を目的として、発災型訓練に併せて予知対応型訓練を実施する。

２　防災関係機関の訓練

市内の各防災関係機関は、防災訓練に参加するほか、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として、個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、市民及び事業所等と密接関連性を有する事項については、積極的な対応をもって実施に当たる。

３　市民及び事業所が実施する訓練

各地域における自主防災組織等は、市及び各防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、協力していくとともに、自主的な防災訓練の実施に当たっては、その特性及び地域の実情等を十分勘案し効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

また、この場合に必要な事項については、市及び防災関係機関の指導や助言を受け、円滑な訓練の実施を図るものとする。

第４章　東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置は、原則として警戒宣言が発令された時点をもって行うこととなる。

本章では、東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき措置について定めるものとする。

第１節　東海地震注意情報の伝達

１　伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、別表のとおりとする。

また、各防災関係機関は、市から東海地震に関する情報を受けたとき、又は報道機関の報道に接したときは、円滑な連絡体制により防災措置が講じられるよう機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

２　伝達体制

機　関　名	内　　容
匝瑳市	１　総務課は、県防災危機管理部から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市各課（所・局）（以下「市各課等」という。）、防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対して伝達する。 　なお、勤務時間外においては、警備員（当直）が県防災危機管理部からの通報を受信（領）し、総務課防災担当者及び総務課長に伝達する。 ２　市各課等は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、出先機関及び所管業務上必要な関係団体に伝達する。
匝瑳警察署	匝瑳警察署は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を一斉指令電話又は無線通信により署内各課、各交番及び駐在所に伝達する。
防災関係機関	各防災関係機関は、東海地震注意情報の通報を受けたとき又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関、必要な関係機関及び団体等に伝達する。

３　伝達事項

（１）　市及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを併せて伝達する。

（２）　その他必要と認める事項

別表

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段

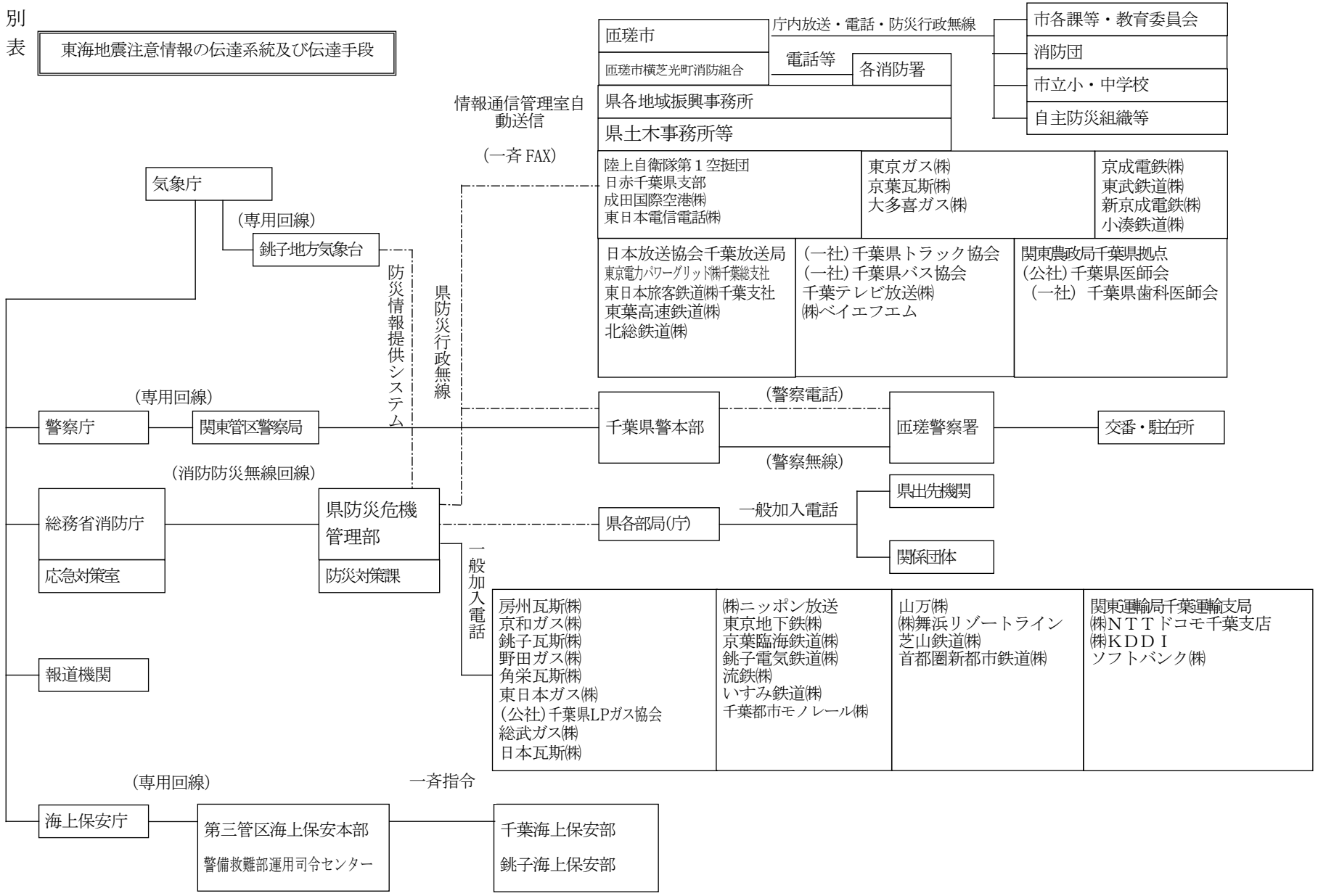

第２節　活動体制の準備等

市及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備等必要な措置を講ずるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとるものとする。

機　関　名	内　　容
匝瑳市	１　災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、災害対策本部設置準備に入る。 ２　職員の参集 職員の参集は、「匝瑳市地域防災計画（地震・津波対策編）」第３章第１節「災害対策本部活動」の職員の動員配備に基づき参集するものとする。 ３　東海地震注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、総務課が防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 （１）　東海地震注意情報及びその他防災上必要な情報の収集伝達 （２）　社会的混乱防止のため必要な措置 （３）　県及び防災関係機関との連絡調整
匝瑳市消防団	消防団は、本計画第５章第４節「水防・消防等対策」に定める活動体制の準備を行うものとする。
匝瑳市横芝光町消防組合	１　消防職員の動員 （１）　消防長は、東海地震注意情報に接したときに全消防職員の動員を行う。 （２）　消防職員は、招集命令を受けたとき又は報道機関の報道等により東海地震注意情報発表の事実を知った場合は、あらかじめ定められた場所へ参集するものとする。 ２　警戒隊等の編成 消防署の署長及び消防組合の各課長は、東海地震注意情報に接した場合、警戒隊等の編成を行うものとする。 ３　関係機関との連絡体制の確立
匝瑳警察署	１　対策室の設置 匝瑳警察署に対策室を設置し、指揮態勢を確立する。 ２　警備要員の参集 東海地震注意情報発表が発せられたときは、対策本部要員及び警備活動要員を参集するものとする。
東日本電信電話株式会社	防災関係機関の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 （１）　通信量及び通信疎通状況の監視 （２）　設備運転状況の監視 （３）　輻輳（ふくそう）発生時の重要通信確保のための規制措置 （４）　電話利用の自粛等の広報活動
株式会社ＮＴＴドコモ千葉支店	東海地震注意情報の発表を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 （１）　通信量及び通信疎通状況の監視 （２）　設備運転状況の監視 （３）　輻輳（ふくそう）発生時の規制措置
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社	１　地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター及び、現業機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 ２　夜間、休日等において地震対策の関係者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。
その他各防災関係機関	東海地震注意情報の発表を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。

第３節　東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則として防災行政無線及び広報車等により市民に冷静な対応を呼びかける広報を行う。

また、各現場において混乱が予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（市総務課、消防組合、匝瑳警察署等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報等を速やかに市民等に広報する。

なお､県から東海地震注意情報発表の連絡を受けた次のテレビ及びラジオの放送機関においては、必要な情報を速やかに県民等に広報する。

機　関　名	内　　容
日本放送協会千葉放送局	１　放送体制 （１）　東海地震注意情報が発表された時点で職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。 （２）　東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。 なお、千葉ＦＭ放送では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。 千葉ＦＭ放送の周波数は次のとおり。 千葉周辺　８０．７MHz 館山地区　７９．０MHz 白浜地区　８２．９MHz 勝浦地区　８３．７MHz 銚子地区　８３．９MHz ２　放送内容 放送内容は、次の事項を重点とする。 （１）　東海地震注意情報の内容 （２）　強化地域、観測データの解説 （３）　混乱防止の呼びかけ （４）　防災知識の紹介
株式会社ニッポン放送	広報計画 （１）　気象庁から、東海地震注意情報を受けた報道部デスク（休日は当直管理職）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。 （２）　連絡を受けた社長又は社長代行者は、直ちに特別放送本部を設置し、特別放送本部の各チーム責任者の招集を命じる。 （３）　地震パーソナリティは特別放送本部スタジオ、地震レポーターは第一次取材拠点（気象庁、首相官邸、都庁等）に待機する。 （４）　東海地震注意情報のニュース速報を放送し、その後は随時、判定会の動静を中心に放送する。
千葉テレビ放送株式会社	広報計画 東海地震注意情報発表後、報道デスクは、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。 報道制作担当局長は、非常事態体制の各責任者の集合を命じ、取材部門の配置をするとともに警戒宣言発令まで、東海地震注意情報及び広報を放送する。

株式会社ベイエフエム	1　放送体制 （1）　東海地震注意情報を受けた場合、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。 （2）　東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。 なお、ベイエフエムでは、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。 ベイエフエムの周波数は次のとおり。 千葉周辺　７８．０MHz 館山地区　７７．７MHz 白浜地区　７９．７MHz 勝浦地区　８７．４MHz 銚子地区　７９．３MHz 2　放送内容 放送内容は、次の事項を重点とする。 （1）　東海地震注意情報の機能の解説 （2）　強化地域、観測データの解説 （3）　混乱防止の呼びかけ （4）　防災知識の紹介

第４節　混乱防止の措置

東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止するため、市及び各防災機関は、次により対応策を講ずる。

機　関　名	内　　容
匝瑳市	市は、災害対策本部を設置し、各防災関係機関の協力を得て、次により対処する。 １　混乱防止に必要な情報を収集し、県防災危機管理部（防災対策課）及び防災関係機関に伝達する。 ２　各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。 ３　その他必要事項
匝瑳警察署	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 １　警戒警備等、必要な措置をとる。 ２　市民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本電信電話株式会社	東海地震注意情報発表の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 １　防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 ２　一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
株式会社ＮＴＴドコモ千葉支店	東海地震注意情報発表の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 １　防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 ２　一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。
ＫＤＤＩ株式会社	東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。 ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳（ふくそう）等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第５６条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社	東海地震注意情報の発表を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。 １　管内全般の列車の運行、旅客の状況及び地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。 （１）　東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む。）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 （２）　当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む。）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 （３）　東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 （４）　強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 （５）　石油類等の化成品を輸出する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合わせ又は抑止等の手配をとる。 ２　支社社員を派遣する等、客扱要員の増強を図る。 ３　状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 ４　階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 ５　状況により警察官の応援要請をする。

第５章　警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、市及び各防災関係機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれがなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

第１節　活動体制

１　警戒宣言発令時の活動態勢

警戒宣言が発令された場合、直ちに災害対策本部を設置し、社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備えて被害の未然防止及び軽減を図るため､組織的運営による対策を円滑に実施する。

（１）　災害対策本部の設置場所

災害対策本部は､「本庁舎議会棟第２委員会室」又は「市民ふれあいセンター」に設置し、総合的な指揮機能を有する。

（２）　災害対策本部組織

ア　災害対策本部の組織は､災害対策基本法､匝瑳市災害対策本部条例及び本計画に定めるところによる。

イ　災害対策本部の組織については､「匝瑳市地域防災計画（地震・津波対策編)」第３章第１節「災害対策本部活動」を準用する。

（３）　所掌事務

災害対策本部は、関係機関の協力を得ながら次の事項を実施する。

ア　警戒宣言及び東海地震予知情報等の各情報の収集伝達

イ　各関係防災機関の業務に係る連絡調整

ウ　社会的混乱の防止に係る施策の決定、実施

エ　報道機関等への情報提供

オ　その他必要な応対事項

（４）　配備体制

地震・津波対策編第３章第１節「災害対策本部活動」の第３配備をとるものとする。

第２節　警戒宣言の伝達及び広報

警戒宣言が発令された場合の対応措置を円滑に実施するため、市及び各防災関係機関は、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を実施する。

１　警戒宣言の伝達

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、別表のとおりとする。

（１）　市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関及び団体等に対して直ちにその旨を伝達する。

（２）　市民に対しては、消防組合、消防団及び防災関係機関の協力を得て、サイレンの吹鳴、警鐘による防災信号並びに防災行政無線、広報車両等により、警戒宣言が発令されたことを伝達する。

警　　鐘	サイレン
（５点） ●－●－●－●－●　　●－●－●－●－●	（約４５秒）　　（約４５秒） ●――――　　●―――― （間隔約１５秒）
備　考 １　警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 ２　必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

２　伝達事項

市及び各防災関係機関は、市民及び施設利用者等に対し、次の内容について広報する。

（１）　警戒宣言の内容の周知徹底

（２）　防災措置及び冷静な対応の呼びかけ

（３）　避難が必要な市民に対する避難の呼びかけ

各防災関係機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力要請

（４）　その他必要と認める事項

３　情報の収集伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、的確な情報の収集伝達が重要である。

したがって、電話及び無線等利用可能なあらゆる機能により情報の収集及び伝達を実施し、必要によっては伝令等の収集連絡を行うものである。

（１）　通信連絡網

情報の迅速かつ確実な収集、伝達において、次の無線通信連絡網の効果的利用を図る。

ア　匝瑳市防災行政無線（移動系）

市各部への指示伝達及び情報連絡の通信を行う。

イ　匝瑳市防災行政無線（固定系）

地震情報の伝達及び通報を行う。

ウ　千葉県防災行政無線

県と市間の情報収集及び伝達を行う。

エ　アマチュア無線

市と地域内の情報収集の不足を補助する。

（２）　情報伝達員の派遣

一般加入電話の通信回線が混雑し、連絡手段として使用困難な場合においては、防災関係関へ職員を派遣し、防災行政無線（移動系）等を利用した情報の収集及び伝達に当たるものとする。

４　警戒宣言発令時等の広報文

（１）　警戒宣言発令について

こちらは、ぼうさいそうさです。
只今のサイレンは、警戒宣言が発令されたことを知らせるサイレンです。
これから東海地震に係る警戒宣言発令についてお知らせ致しますので、落ち着いて行動してください。
（２回繰り返す）
月　　日　　時　　分内閣総理大臣から地震災害に関する警戒宣言が発令されました。
予想される地震の規模は、マグニチュード（　　）震源地は（　　）周辺で、　　日以内に発生するとのことであります。
この地震が発生すると、市内では震度（　　）程度の地震になると予想されます。
市民の皆様は、次のことに注意し、地震に備え冷静に行動してください。
まず、第１は、テレビ、ラジオ等の正確な情報を注意して聞いてください。
第２は、火気の使用について、火の元に十分注意してください。
第３は、当座必要な食糧、飲料水、医薬品等を準備してください。
第４は、自動車、電話等の使用を自粛してください。
第５は、いざという時の避難場所を確認してください。
繰り返しお願い致します。市民の皆様は正しい情報を聞いて冷静に行動してください。

（２）　警戒宣言発令解除について

こちらは、ぼうさいそうさです。
只今から東海地震に係る警戒宣言発令解除についてお知らせ致します。
（２回繰り返す）
月　　日　　時　　分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、　　月　　日　　時　　分に解除されました。
予想されました地震発生のおそれはなくなりました。

（３）　本市への影響に関する事項について

こちらは、ぼうさいそうさです。
只今から東海地震の警戒宣言関連情報をお知らせ致しますので、落ち着いて行動してください。
（２回繰り返す）
月　　日　　時　　分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、引き続き発令中です。
予想される地震の規模は、マグニチュード（　　）震源地は（　　）周辺で、　　日以内に発生するとのことであります。
この地震が発生すると、市内では震度（　　）程度の地震になると予想されます。
市民の皆様は、引き続き今後のテレビ、ラジオ等の報道に十分注意してください。
なお、詳しい情報は、その都度お知らせ致しますので、落ち着いて行動してください。

（４） 市民等のとるべき防災措置等について

こちらは、ぼうさいそうさです。
只今から東海地震の警戒宣言発令に伴う防災措置並びに注意事項について、お知らせ致しますので、落ち着いて行動してください。
（２回繰り返す）
テレビ、ラジオ等で報道されておりますように、現在、東海地域に地震災害警戒宣言が発令されております。
このため、匝瑳市でも万一に備え、防災体制を整えております。市民の皆様も万一に備え次のことに注意して、冷静な行動をとってください。
まず、第１は、火気の使用を自粛してください。
第２は、家具類等の転倒防止に努めてください。
第３は、当座必要な食糧、飲料水、医薬品等必要な物を準備してください。
第４は、まさかの時の避難場所を確認してください。
第５は、この地震が発生しますと、特に急ながけや、施工方法の悪いブロック塀などが崩れやすくなり、大変危険ですので、これらの付近には近寄らないようにしてください。
繰り返しお願い致します。市民の皆様は正しい情報を聞いて、落ち着いて行動してください。

（５） 避難指示について

こちらは、ぼうさいそうさです。
只今から（　　）地区の皆様に避難のお知らせを致しますので、落ち着いて行動してください。
（２回繰り返す）
（　　）地区の（　　）では地震による（　　）のおそれがあります。
速やかに市の指定避難所（　　）又は安全な場所へ避難してください。
なお、避難する時は、火の始末、ガスの元栓を確かめ、歩いて避難してください。

（６） 水道、電気及びガス等の生活関連情報について

こちらは、ぼうさいそうさです。
只今、東海地震の警戒宣言が発令されております。
これから、水道、電気の供給及びガスの取扱いについてお知らせ致します。
まず、水道の状況についてお知らせ致します。
水道は地震が発生すると断水することがあります。必要な水はポリタンクや風呂場などに汲みおきしてください。
次に電気の状況についてお知らせ致します。
電気は、地震が起こるまで停電することはありません。停電に備え、懐中電灯はあらかじめ用意してください。
また、プロパンガスを使う場合は、火のそばからはなれないでください。

別表

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段

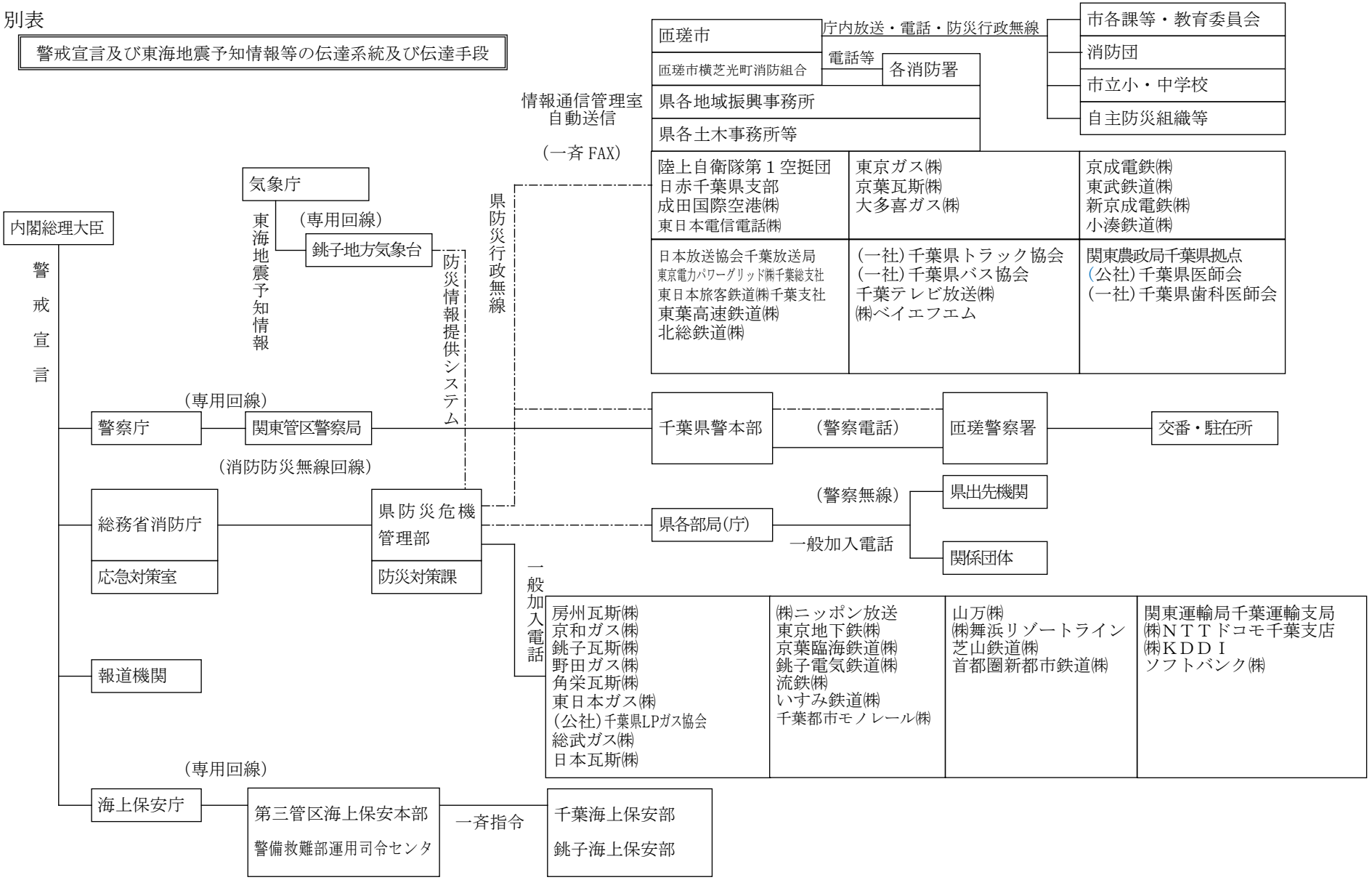

第３節　警備対策

匝瑳警察署は、警戒宣言が発せられた場合、社会的混乱の防止及び民心の安定を図り、警戒活動を迅速かつ適正に実施するため、次の措置をとる。

１　警備体制

（１）　警備体制の確立

事　　項	東海地震注意情報発表時	東海地震予知情報発表時
要員の参集範囲	署警備本部要員及び警備部隊要員	警　察　全　職　員
警備本部の設置等	署　対　策　室	署現地対策本部

（２）　警備部隊の編成

警備部隊は、署部隊をもって充てる。

２　警備活動

（１）　警備活動は、次の事項に関し実施する。

ア　東海地震予知情報等の受理伝達

イ　市民の動向把握及び各種情報収集

ウ　交通混乱の防止及び緊急輸送路の確保

エ　広報等民心安定のための諸措置

オ　不穏動向の未然防止、鎮圧及び各種犯罪の予防

カ　危険場所の警戒及び避難措置

キ　防災関係機関等の業務に関する協力

ク　避難指示、警告又は誘導

ケ　交通規制

コ　その他必要な業務

（２）　部隊運用

警戒宣言が発せられた場合は、各種広報、交通の安全確保、市民の動向把握、犯罪の予防及びパニック防止等の活動を重点とし、必要により次の要点等にあらかじめ部隊を配置する等、適正な部隊運用を図ることとする。

ア　主要駅等、人の集いが予想される場所

イ　交通規制及び迂回誘導箇所及び主要交差点等交通要点

ウ　災害危険場所

エ　金融機関、生活物資販売店及びその他必要と認める施設等

3　広報

民心の安定を図り、混乱の発生を防止するため、次により効果的な警察広報を実施する。

なお、広報重点地域は、前記２の（２）アからエにまで掲げる要点とする。

広報内容	（１）　警戒宣言及びこれに関する情報等の正確な内容 （２）　道路交通及び交通規制の状況 （３）　市民及び自動車運転者のとるべき措置 （４）　公共交通機関の運行状況 （５）　その他、不法事案の防圧及び民心の安定を図るための正確な情報
広報手段	（１）　パトロールカー、交通事故処理車等車載拡声器による広報 （２）　駐在所勤務員による巡回広報 （３）　警察署、駐在所等の備え付け拡声器による広報 （４）　その他報道関係機関、防災関係機関を通じての広報

4　その他

（１）　危険物等の措置

ア　銃砲刀剣類の保管管理に関する指導

イ　高圧ガス、消防危険物、放射性物質、火薬類等及び危険物取扱業者に対する危険防止措置等に関する協力要請

（２）　通信の運用等

ア　警察無線及び有線等の通信確保と統制

イ　通信資機材の点検と確保

（３）　警察施設の防護

第４節　水防・消防等対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講ずる。

警戒宣言発令時の対応措置

（１）　正確な情報の収集及び伝達

（２）　火災及び水災害等防除のための警戒

（３）　津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備

（４）　火災発生の防止、初期消火等に関する市民及び事業所への広報

（５）　自主防災組織等の防災活動に対する指導

（６）　資機材の点検整備の実施

第５節　公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅等において、混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講ずる。

１　東日本旅客鉄道株式会社の措置

（１）　警戒宣言の伝達

ア　機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。

イ　運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。

ウ　旅客等への伝達は次による。

（ア）　駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。

（イ）　運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

（２）　混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

ア　東日本旅客鉄道株式会社の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道株式会社本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して報道を依頼する。

イ　各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

（３）　乗車券の取扱い

ア　強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

イ　状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、全ての乗車券類の発売を停止する。

ウ　強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

（4）　現業機関の長のとるべき措置

ア　出火防止措置

（ア）　出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、やむを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講ずる。

（イ）　危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。

イ　建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講ずる。

ウ　食料及び飲料水の確保

（ア）あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食料の斡旋及び非常用食料の確認をする。

（イ）　区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水及び消防用水を貯水する。

第６節　交通対策

１　海上交通対策

東海地震の発生に伴う津波の大きな影響は、本市域にはないものと予想されるが、海上、港湾関係各機関は万一に備え、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発せられた場合は、次の対策を講ずる。

（１）　海上保安対策等

ア　銚子海上保安部のとる措置

（ア）　銚子海上保安部は、第三管区海上保安本部から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに管内、港湾関係団体に伝達する。

（イ）　船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。

（ウ）　船舶交通の輻輳（ふくそう）が予想される海域における船舶交通の整理及び指導を行う。

（エ）　海難事故の発生及びその他の事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。

（オ）　危険物取扱事業所等に対し、海上への危険物流出防止措置を講ずるよう指導するとともに、排出油防除資機材の準備を行うよう指導する。

（カ）　海上交通の安全に危険を及ぼすおそれがある工事作業等は必要に応じ、中止するよう指導する。

（キ）　工事資機材、木材、定置網及び小型船舶等の流出防止を指導する。

（２）　漁船対策

ア　銚子水産事務所のとる措置

（ア）　銚子水産事務所所属船舶による漁船漁業の指導内容は、次のとおりである。

操業安全指導及び海域内における操業指導

（イ）　銚子漁業無線局は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

a　非常用発電機の点検と始動待機

b　情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対し無線による緊急周知

c　空中線の点検、補強と切断対策の実施

d　送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護を含む。）

e　非常用周波数及び他の周波数による緊急呼び出し聴取

第７節　上水道・電気・通信対策

１　上水道対策（八匝水道企業団・九十九里地域水道企業団）

警戒宣言が発令された場合、原則として平常どおりの供給を継続する。また、市民及び事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を行い、発災に備えた緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

（１）　人員の確保、資機材の点検整備

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設整備の保全、応急給水及び施設復旧等に必要な活動体制の確立を図り、指定給水装置工事事業者等との連絡協力体制について確認する。また、発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

（２）　施設の保安措置等

警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておき、警戒宣言が発せられた場合、直ちに点検確認を実施する。また、浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

なお、工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

（３）　広報

市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点にして、ホームページ、広報車及び指定給水装置工事事業者の店頭掲示等により、次について広報活動を実施する。

ア　警戒宣言時においても、通常の供給が維持されている。

イ　発災に備え、飲料水及び生活用水を貯水する。

ウ　発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

２　電気対策（東京電力パワーグリッド株式会社）

（１）　電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

（２）　人員の確保及び資機材の点検整備等

ア　要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度６弱以上の地震発生、東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合等の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ　資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各支部は、工具、車両、舟艇、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

（３）　施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる予防措置を講ずる。この場合においても地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア　通信網の確保

保安通信設備の点検及び整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話株式会社、鉄道、警察、消防及び関係各機関と連携を密にし、通信

網の確保に努める。

イ　応急安全措置

仕掛り工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

（４）　広報

感電事故及び漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

ア　広報内容

（ア）　無断昇柱及び無断工事をしないこと。

（イ）　電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにコンタクトセンターへ通報すること。

（ウ）　断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

（エ）　建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

（オ）　地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。

（カ）　屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。

（キ）　その他事故防止のための留意すべき事項

イ　広報手段

（ア）　東京電力パワーグリッド株式会社のホームページによる広報

（イ）　報道機関（テレビ、ラジオ及び新聞等）による広報

（ウ）　東京電力パワーグリッド株式会社の広報車等による広報

３　通信対策

【東日本電信電話株式会社千葉事業部】

警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達され防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障を来さないことを基本として、次のとおり対処する。

（１）　要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

ア　就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

イ　休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

（２）　情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

なお、千葉事業部情報連絡室は、次の場所に設置する。

設置場所　　千葉事業部千葉災害対策室（エム・ベイポイント幕張８Ｆ）

電話番号　　０４３－２１１－８６５２㈹

（３）　資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア　局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検及び確認

イ　応急ケーブル等災害復旧用資材及び車両の確認

ウ　工事中施設等の安全装置

（４） 応急対策

ア　電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

（ア） 防災機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

（イ） 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ　番号案内

番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

ウ　電報

非常、緊急電報の取扱いを確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

エ　窓口業務

平常業務を行う。

（５） 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「○○地方の電話は、ただ今混み合ってかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関等の緊急の通信を確保するため、○○地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

【株式会社ＮＴＴドコモ千葉支店】

株式会社ＮＴＴドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

（１） 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉事業部に準ずる。

（２） 資機材の点検、確認等

ア　可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ　災害復旧用資機材及び車両の確認

ウ　工事中施設等の安全対策

（３） 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア　防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

イ　一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

【ＫＤＤＩ株式会社】

ＫＤＤＩ株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

（１） 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部及び現地対策室を設置する。

（２） 要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部若しくは参集拠点に参集する。

（３） 資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材及び緊急通行車両の点検確認を行う。

なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策を執るものとする。

第８節　学校・病院・社会福祉施設対策（総務部、市民部、福祉部、保健部、学校教育部）

１　学校対策

教育委員会は、警戒宣言が発令された場合、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

（１）　警戒宣言発令後は直ちに授業を中止し、下校（避難所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

（２）　児童生徒等の下校方法は通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、連絡網等を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

（３）　交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

（４）　学校に残留し、保護する児童生徒等（前記（２）、（３）以外の者）については、氏名等を把握し、職員の職務内容に従って対処する。

（５）　保護者への連絡は、通信不能の事態も考慮のうえ、迅速かつ的確にできるようその手段を定め、関係者に徹底させておく。

（６）　警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。

（７）　防災上急務と思われる校舎内外の施設、設備の安全確認をし、必要な処置をとる。

（８）　職員は、あらかじめ計画された分掌により迅速かつ適切な行動をとる。

（９）　地域の関係機関及び団体との連絡を密にする。

２　病院対策

警戒宣言が発令された場合、医療体制を確保するため、医療機関に対して、旭匝瑳医師会を通じ、次の事項を基本方針とした対応を要請する。

（１）　外来診療は、可能な限り平常どおり行う。

（２）　手術及び検査は、可能な限り延期する。

（３）　警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

（４）　入院患者の安全確保に万全を期す。

（５）　建物及び設備の安全点検を行い、薬品及び危険物等の安全対策を図る。

（６）　水及び食料の確保を図る。

３　社会福祉施設対策

各社会福祉施設は、警戒宣言が発令された場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本に対応する。

なお、通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即し具体的措置について定める。

（１）　情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法を明確にしておくものとし、その連絡網が使用不能となった場合の代替手段を定めておく。

（２）　施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒又は落下の防止措置等

（３） 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

（４） 通所（園）者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保及び救護運搬用具等の確認

（５） 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

ア 通所（園）施設、入所施設にバスを使用している通所（園）者、入所者は、通常運行している道順により指定された地点で保護者に引き渡す。

イ 通所（園）者、入所者は、あらかじめ定めた方法により、利用者名簿確認のうえ、保護者に引き渡す。

なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

（６） 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

ア 通所（園）者、入所者の引き渡し方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打合せをする。

イ 職員、通所（園）者、入所者及び保護者等に防災訓練等を通じて、防災教育を行う。

（７） その他必要な事項

第９節　避難対策

警戒宣言発令時においては、原則として避難する必要はないが、地震の発生により土砂災害の危険性が特に高い地区にあっては、市長は市民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。また、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示（緊急）を行い、市民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずるものとする。

１　警戒宣言時の措置

（１）　避難指示

市長は、各関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等により速やかに避難指示を行う。

（２）　避難所の確認

ア　落下物及び転倒物の予防措置を確認する。

イ　防災設備等を確認する。

ウ　給食及び給水用資機材を確認する。

エ　衣料品等生活必需物資を確認する。

（３）　情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、防災行政無線等による情報伝達体制を確認する。

（４）　関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに県及び防災関係機関に通知する。

（５）　職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

（６）　要配慮者に対する支援

幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者に対して必要な支援を行う。

（７）　給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して給食活動を行う。

（８）　生活必需物資の給与

衣料、寝具等生活必需物資の不足する者に対して給与活動を行う。

（９）　その他

避難終了後、消防組合等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

２　事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

（１）　避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図った上、土砂災害の危険性が特に高い地区を把握しておく。

（２）　避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。

（３）　避難指示体制の確立

防災行政無線及び広報車等による避難指示体制を確立しておく。

（４） 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、防災行政無線等による情報伝達体制を確立しておく。

（５） 要配慮者に対する援護体制の確立

幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立しておく。

（６） 市民に対する周知

避難対象地区の市民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第１０節　救護救援・防疫対策

１　救護救援対策

機　関　名	内　　容
保健部	１　警戒宣言が発せられた場合、職員を非常招集するとともに、関係機関との情報交換を密にする。 ２　旭匝瑳医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう、また、発災後の負傷者への対応を要請する。
医療部	１　医療部は救護班を編成して、直ちに出動できるよう対処する。 ２　医療部の活動機材については備蓄整備を図る。
旭匝瑳医師会	１　医師会会員に対して発災に備え、連絡体制を確保するよう指示する。 ２　会員医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。
福祉部	応急救護等が必要となる事態の発生に際し、市民及び市内の医療関係機関等からの要請があった場合は、直ちに日本赤十字社千葉県支部事務局に対し、毛布、敷布、日用品セット、医療品等、生活必需品の応急救護を要請する。
海匝保健所（海匝健康福祉センター）	関係機関との情報交換を密にするとともに、救援出動要請に備え、出動準備を整える。

２　防疫対策

機　関　名	内　　容
環境生活部 保健部	災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。 市が行う業務 （１）　海匝保健所（海匝健康福祉センター）が行う検病調査及び健康診断の結果、県から指示があった場合に、正確迅速に受理する体制を整える。 （２）　防疫班を編成し、出動要請に備え出動準備を整える。 （３）　防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄を確認し、出動準備を整える。 （４）　防疫に関する情報を速やかに収集する。 （５）　防疫活動に必要な防疫作業員の出動準備を整える。 （６）　防疫活動に必要な防疫薬剤（主に消毒乳剤、油剤、クレゾール等）の備蓄量の確認及び必要に応じて購入手配をする。 （７）　防疫活動に必要な車両及び機器の整備又は点検を行う。
海匝保健所（海匝健康福祉センター）	災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。 １　海匝保健所（海匝健康福祉センター）が行う業務 （１）避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。 （２）　災害発生後の防疫情報及び防疫活動について、市に周知徹底を図る。 （３）　防疫活動に必要な人員、資材（主に薬剤、ワクチン等）の輸送は、必要に応じ、県の計画に基づく動員指示により行う。 ２　市に対する指導及び指示事項 （１）　防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。 （２）　災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

第１１節　その他の対策

１　食料及び医薬品の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講ずる。

（１）　食料の確保（産業部）

ア　米穀の確保に当たっては、県に対し災害応急食料割当申請を行えるよう準備体制をとる。

イ　市、業者間の協力体制を確立し、運搬車両及び人員の手配を指示する。

ウ　その他の食料の確保に当たっては、市内小売販売業者等に対し、在庫の確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。

（２）　医療品の確保（保健部）

市内の薬局より調達するため、市内の薬局等に対し、医薬品の供給準備体制をとるよう協力を依頼する。

２　緊急輸送の実施準備

警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、次の措置を講ずる。

（１）　緊急輸送車両の確保

地震・津波対策編第３章第８節の「４　輸送車両等の確保」による。

（２）　緊急輸送車両の確認

地震・津波対策編第３章第８節の「３　交通規制計画」による。

（３）　関係団体による協力

トラックを必要とする場合、県を通じ一般社団法人千葉県トラック協会に協力を依頼する。

３　市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設及び図書館等については原則として開館及び開催を自粛するものとする。

（１）　市教育委員会

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館を自粛する。この場合図書館等の個人使用形態をとる施設においては個人施設利用者に、市営グラウンド及び八日市場ドーム等団体利用形態をとる施設においては主催責任者に、それぞれ協力を呼びかける。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検及び危険物の保安措置を講ずる。

４　市税の申告・納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における市税の取扱いについては、次のとおりとする。

（１）　警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、市税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

（２）　警戒宣言発令に引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について、適切な措置を講ずる。

5　危険動物の逸走防止

動物の愛護及び管理に関する法律施行令第１条別表において、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）が指定されている。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は次のとおりである。

（１）　特定動物が施設から逃走したときには、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置をとる。

（２）　市は（１）の通報があったとき、直ちに緊急措置を適切に講じさせるとともに、防災行政無線及び広報車等により市民に注意を呼びかけ、危険な動物による市民の安全、身体又は財産に対する侵害を防止する。

第６章　市民等のとるべき防災措置

東海地震が発生した場合、本市地域は震度５強程度になると予想されているところから、ところによっては、（１）壁に割れ目が入る（２）墓石・石とうろうが倒れる（３）煙突、石垣等が破損する（４）軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする（５）ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

国、県及び市をはじめとする防災関係機関は、一体となって防災対策を講ずるが、防災対策は単に防災関係機関だけの対応ではできず、市民、自主防災組織（区組織）及び各事業所がそれぞれの立場で自主的に防災活動を行うことが重要な役割を果たし、被害を軽減することとなる。

本章では市民、自主防災組織、事業所が、平常時、東海地震注意情報発表時（報道開始時)、警戒宣言発令時にそれぞれのとるべき防災措置の基準を示すものとする。

第１節　市民のとるべき防災措置と対応

区　　分	とるべき措置
平　常　時	1　家や塀の耐震化を促進する。 （1）　わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 （2）　ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 2　家具類の転倒、落下防止措置をとる。 （1）　タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。 （2）　家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 （3）　窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 3　火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 （1）　ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。 （2）　プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 （3）　火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 （4）　火気使用場所周辺に、易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油及び塗料等）を置かない。 4　消火器、消火用水の準備をする。 （1）　出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 （2）　出火に備えて、風呂の水を常にためておく。 5　非常用飲料水、食料の準備をする。 （1）　飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて３日分程度準備しておく。（１人１日分の生命の維持に必要な水約３ℓ） （2）　食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾めん、インスタント食糧、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油及び塩等）を３日分程度準備しておく。 6　救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、絆創膏及び三角巾等を救急箱等に入れて準備をしておく。また、処方箋のコピーを用意しておく。 7　生活必需品の準備をする。 簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレットペーパー、食品用ラップ、ゴミ袋等）を準備しておく。 8　防災用品の準備をする。 トランジスタラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、金槌、バール、のこぎり、スコップ、なた及びロープ等を準備しておく。 9　非常持出品の準備をする。 飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬等を非常の際、すぐに持ち出せるように、リュックサック等にまとめておく。 10　防災講習会、研修会、防災訓練に参加する。 市、消防組合（署）が行う防災講習会、研修会及び防災訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、技術、災害発生時の行動力を高める。 11　家族で対応措置の話し合いをする。 （1）　東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 （2）　警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 （3）　発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 12　自主防災組織に積極的に参加する。 13　市の指定避難所のうち最寄りの避難所を２箇所以上確認しておく。

東海地震注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで	1　テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 2　電話の使用を自粛する。 3　自家用車の利用を自粛する。 4　不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 5　不要な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	1　警戒宣言情報を入手する。 （1）　市の防災信号（サイレン)、防災行政無線の放送等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 （2）　県、市、警察署、消防組合等防災関係機関の関連情報に注意する。 2　家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 （1）　家具、棚等の上の重い物をおろす。 （2）　窓ガラスにガムテープ、ビニールテープをはる。 （3）　ベランダの置物を片付ける。 3　火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 （1）　火気の使用を最小限にし、いつでも消火できるようにする。 （2）　ガス器具等の安全設備を確認する。 （3）　プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 （4）　火気使用場所及びその周辺の整理整頓をする。 4　消火器、消火用水の置き場所を確認する。 5　ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らないようにする。 6　非常用飲料水、食料を確認する。 7　救急医薬品を確認する。 8　生活必需品を確認する。 9　防災用品を確認する。 10　電話の使用を自粛する。 県、市、消防組合等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 11　自家用車の利用を自粛する。 （1）　路上に駐車中の車両は、空地や駐車場に移動する。 （2）　走行中の車両は減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 12　乳幼児、児童生徒、高齢者、障害者及び病弱者の安全を確認する。 （1）　乳幼児、児童生徒、高齢者、障害者及び病弱者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。 （2）　乳幼児、児童生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。 13　エレベーターの使用を避ける。 14　不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 15　不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第２節　自主防災組織のとるべき措置

区　　分	とるべき措置
平　常　時	1　組織の編成と各班の役割を明確にする。 2　防災知識の普及活動を行う。 （1）　各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 （2）　地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 （3）　地域内の消防水利を把握する。 （4）　地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 （5）　防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 3　防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 4　火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 （1）　各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 （2）　各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 （3）　プロパンガスボンベの点検を指導する。 5　防災資器材等の整備をする。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を整備しておく。 6　情報の収集、伝達体制を確立する。 （1）　市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域市民に対して伝達する体制を確立しておく。 （2）　地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで	1　テレビ、ラジオの他、県、市、警察署、消防組合等防災関係機関の正しい情報を入手する。 2　地域市民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	1　自主防災組織の活動体制を確立する。 （1）　自主防災組織の編成を確認する。 （2）　自主防災組織本部を設置する。 （3）　自主防災組織の役割分担を確認する。 2　市及び消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域市民に対して周知する。 3　市民に対してとるべき措置を呼びかける。 4　防災資器材等を確認する。 5　乳幼児、児童生徒、高齢者、障害者及び病弱者の安全対策措置を呼びかける。 6　食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第３節　事業所のとるべき措置

消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においてもあらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者に当たる者）を定め、防災計画を作成し対応を図るものとする。

防災計画作成上の留意事項は、次によるものとする。

区　　分	とるべき措置
平　常　時	1　自衛防災体制の確立 （1）　防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 （2）　組織の役割分担の明確化 2　教育及び広報活動 （1）　従業員の防災知識の高揚 （2）　従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 （3）　従業員の安否確認方法 （4）　従業員の帰宅対策 3　防災訓練 災害に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 4　危険防止対策 （1）　施設、設備の定期点検 （2）　商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒及び落下防止措置 5　出火防止対策 （1）　火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 （2）　消防水利及び機材の整備点検 （3）　商品の整備点検 （4）　易・可燃性物品の管理点検 6　防災資器材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等の整備 7　情報の収集、伝達体制の確立 （1）　市、消防組合等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制の確立 （2）　事業所の実情に応じた収集伝達すべき情報の選定
東海地震注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで	1　テレビ、ラジオのほか、県、市、警察署、消防署等防災関係機関の正しい情報を入手する。 2　自衛防災体制を準備及び確認する。 3　消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 4　その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。

警戒宣言が発令されてから地震発生まで	1　自衛防災組織の活動体制を確認する。 （1）　自衛防災組織の編成を確認する。 （2）　自衛防災本部を設置する。 （3）　自衛防災本部の役割分担を確認する。 2　情報の収集、伝達体制をとる。 　市、消防組合等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 3　危険防止措置を確認する。 （1）　施設及び設備を確認する。 （2）　商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。 4　出火防止措置を確認する。 （1）　火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 （2）　火気使用場所及び周辺を確認する。 （3）　消防水利及び機材を確認する。 （4）　易・可燃性物品を確認する。 5　防災資器材等を確認する。 　情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を確認する。 6　食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 7　不特定かつ多数の者が出入りするホテル、旅館及び店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 8　石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 9　バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 10　一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 　なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 11　電話の使用を自粛する。 　県、市、消防組合等防災機関に対する電話による問合せは控える。 12　不要な預貯金の引き出しを自粛する。